

第3回国連障害者の権利条約特別委員会

関連資料

2004年8月

日本障害者リハビリテーション協会

目 次

	頁
はじめに	2
第3回国連障害者の権利条約特別委員会 JDF 準備会障害者権利条約専門委員会事務局 提供	3
【討議資料】作業部会草案の重要条項についての意見提起（案） JDF 準備会障害者権利条約専門委員会	21
国連障害者の権利条約特別委員会 デイリーサマリー ランドマイン・サヴァイバーズ・ネットワーク 提供	
2004年5月24日（仮訳）	47
2004年5月28日（仮訳）	64
2004年6月3日（仮訳）	85
2004年6月4日（仮訳）	107

はじめに

2001年、国連第三委員会で、メキシコ政府が提案した「障害者の権利と尊厳の保護と促進に関する包括的かつ総合的な国際条約への諸提案を検討するための特別委員会の設置についての決議案」が、同年11月30日採択された結果、障害のある人びとの権利を保障するための条約づくりに向けての動きが具体化することになりました。

2002年7月29日から8月11日まで国連本部で開催された国連・障害者権利条約第1回特別委員会では、「国連が承認するメンバーに限る」との条件付ながら、同委員会へのNGO関係者の傍聴が認められたことから、各国との連携を強化するため、日本の障害NGO各団体の代表者ら18名からなる傍聴団が派遣されました。

2003年6月に開催された国連・障害者権利条約第2回特別委員会では、条約草案を作成するための作業部会の設置が決まり、政府および障害NGOなどから作業部会メンバーが選出されました。

2004年1月5日から16日まで、国連本部において第1回権利条約特別委員会作業部会が開催され、同部会メンバーに選ばれた日本政府の代表団に、オブザーバーとしてJDF準備会から金政玉氏（DPI日本会議）が参加し、NGOの立場から多くの貢献をすることができました。

2004年5月24日から6月4日まで開催された第3回国連権利条約特別委員会においては、作業部会で作成された権利条約に関する報告書が、条約草案をめぐる議論の重要な資料になりました。同委員会には、日本政府代表団の一員として、東俊裕氏（JDF準備会：DPI日本会議）及びオブザーバーとして金政玉氏が参加され、草案づくりに寄与してきました。

本冊子は、第3回特別委員会での議論の概要（翻訳）および討議資料などから構成されています。

この冊子が、国内NGO関係者のみならず、広く支援団体や教育機関等の皆様、また一般の皆様にも広く活用され、障害者の権利条約の必要性やその意義などについて、より深くご理解いただき、障害のある人々の権利が保障される豊かな社会の創造に、一層のご支援、ご協力を賜ることができれば幸甚であります。

2004年8月9日

日本障害者リハビリテーション協会

第3 回国連障害者権利条約に関する特別委員会 （2004. 5. 24～6. 4）報告

JDF 準備会障害者権利条約専門委員会事務局 提供

前半：1 日目（5 月 24 日 火曜日）～ 5 日目（5 月 28 日 金曜日）

内容は、団長である角参事官の特別委員会における発言の要旨を紹介し、代表団内での意見交換の内容を可能な範囲で報告します。

* 日本政府代表団の構成メンバー

角（団長、外務省国際社会協力部参事官）、中村（同省条約局国際協定課課長補佐 26 日午後から参加）、望月（同省人権人道課事務官）、高瀬（日本政府国連代表部公使）、手島 2 等書記官（同代表部）、中村（内閣府障害者施策推進室・障害者施策専門官）、石塚（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課課長補佐 6 月 1 日から参加）、桜井（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長）、厚生労働省障害者雇用対策課（登録していたが急遽、欠席）、東（JDF 準備会推薦、DPI 日本会議常任委員、弁護士）、大窪（介助者）、金（D P I 日本会議事務局次長 オブザーバー）

■ 1 日目（5 月 24 日 月曜日）

第 1 条 [目的]

（午前中の登録手続がおくれたため、途中からの入場で十分聞けませんでした。）

第 2 条 [一般的原則]

* 角参事官の発言

- ・（a）～（e）については、一般的には賛成である。
- ・日本としては、権利の自由権的内容（即時的実施）とそれ以外の社会権的内容（漸進的实施）の双方を含めるアプローチを基本的に支持している。日本も、「バリアフリー環境の実現」を基本に社会的な面だけでなく、精神的な面（偏見などの意識上のバリア）も含めて社会の改善をする必要があると考えている。
- ・原則を文書として記述する場合には、例えば「この条約の目的を実現するために、行動において締約国は、次のような原則を導き出す必要がある」等の書きぶりがあるのではないか。

第 3 条 [定義]

* 角参事官の発言

- ・（「障害」「障害のある人」「障害を理由とする差別」の）定義については、国によって状況や法制度の違いがあり、法的義務も出てくる。一旦、定義を決めてしまうと各国政府に対して大きな負荷を課してしまうことになるため、各国の政治的、経済的、文化的事情や法制度の違いを反映し、多くの国が締結できるように柔軟なものにしていく必要がある。
- ・差別の定義については、女子差別、人種差別撤廃条約等の定義関連を参考にして、各国ごとの法制度などにも配慮して検討すべき。

第 4 条 [一般的義務]

* 角参事官の発言

・本条に含まれていない要素として、障害者の権利の擁護・促進のためには、障害者をエンパワーメントし、自己の能力をフルに開花させ、自活していくことを支援するという観点が欠かせないが、本条では、その観点が落ちているため、次の点を新しく明記することを提案する。→「自己の能力を最大限発揮することで、障害者自ら充足することのできる

環境を整備する」

(※参考〔日本政府のポジションペーパー 03 年 12 月〕：(1) 目的 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、(略) 障害者の自立を促進し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを障害者権利条約の目的の柱として提案する。(2) 盛り込むべき原則 (ハ) 他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現するよう可能な限り支援するべき。(二) 障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を可能な限り推進する。)

・「救済措置」(脚注 18 関係)については、条約が自由権、社会権(注：社会権規約には、救済に関する規定はない)の双方の実現を求めているため、「一般的義務」の条文に一律に規定される条文を置くのは難しい。

◆昼食時に角参事官(望月事務官同席)と東さん・金でNGO(JDF準備会)主催のセミナーについて打合わせをした。

* セミナーについて

- ・日時：6 月 3 日(木) 午後 1 時 15 分から 2 時 45 分
- ・場所：会議室ルーム A
- ・テーマ：合理的配慮
- ・スピーカー：JDF 準備会から東さん、政府から角参事官、特別委員会に参加している長田さん(ESCAP)と相談して、スピーカーを 1、2 名追加する。
- ・東さんについては、政府代表団ではなく、個人的意見として発言してもらう。角参事官からは、現時点での政府の見解を表明する。
- ・チラシをつくり、特別委員会事務局を通じて広報などで伝え、NGO や各国政府の関係者に呼びかける。

■2 日目(5 月 25 日 火曜日)

午前 9 時 30 分、委員会開始前に東と金は角参事官と同行して、北岡伸一氏(特命全権大使・国連日本政府次席代表)に表敬訪問。随行者は、望月さん(外務省人権人道課)、桜井さん(文部科学省特別支援教育課)、大窪(介助者)

第 5 条[障害がある人に対する肯定的態度の促進]

* 角参事官

- ・社会全体としての意識向上が必要であり、このままでよい。
(議長から、積極的な意見として評価される)

第6条〔統計およびデータ収集〕

* 角参事官

- ・統計・データ・自体は、障害者の実態や現状を踏まえた対策を取るためには必要なので賛成。政策ツールとして役立つものであるが、プライバシー保護の保障が必要。
- ・(d)・(e) 項については、あまりに詳しく限定的になっている。この点は各国の政策判断の問題であり、少なくとも義務づけることにはなっていないで反対。

第7条〔平等および非差別〕

* 角参事官の発言

- ・2項-(b)の直接差別と間接差別のちがいの基準、または「認識された障害」の基準が明らかでないため、1項及び2項(a)の「差別とは、あらゆる区別、排除、制限であって…」の中に含まれることから、削除を求める。(脚注24, 25関係)
 - ・3項(差別の免責事由)については、悪用される可能性があるので「既存の人権諸条約の内容と合致する範囲内で」という限定を付すべきだ。(脚注26関係)
 - ・「特別措置」に期限を設けるべきか、または永続的なものにするべきかについては、女子差別撤廃条約第4条の2において、母性を保護するための積極的措置を暫定的なものと位置づけていないことを踏まえる必要がある。「合理的配慮」が行われたとしても必然的に能力差が生じる重度障害者等に対する積極的措置は、期限を設けない方がいい場合もある。
- すべての「特別措置」について、将来的に廃止するという考え方は適当ではない。
(脚注28、29関係)

(以下、脚注)

24. 作業部会の構成員の中には、この条約は直接的差別と間接的差別の双方に明確に言及すべきであると考えた者もいる。他の構成員の中には、両形態の差別の区別は十分に明白でないと考えた者もいる。そのような者は、パラグラフ1の「あらゆる形態の差別」とパラグラフ2(a)の差別の「効果」の双方が、間接的差別の概念を包摂していると考えた。

25. 特別委員会は、この用語の範囲について検討し、この用語が、障害のある人が自分自身について認識する場合と社会が障害のある人を認識する場合とのどちらに適用されるか、を検討することを望むかもしれない。

26. このパラグラフは、中核的な国際人権諸条約のいずれにも見られないものだが、この概念は、それらの条約体の法解釈において発展してきたものである。自由権規約委員会は、たとえば、市民的及び政治的権利に関する国際規約第26条に関する一般的意見にこの概念を含めた。作業部会は、特別委員会の検討のために、三つの選択肢を討議した。a) このパラグラフを条約本文に含めるべきでない。b) このパラグラフは、間接的差別の禁止の例外としてのみ、含まれるべきである。c) このパラグラフは、あらゆる形態の差別に適用すべきである。これらの選択肢に加えて、作業部会の構成員の中には、このパラグラフの末尾に「並びに国際人権法に合致する」という表現を加えることを提案した者もいる。特別委員会は、「合理的配慮」という用語を検討する場合には、次の諸点を検討することを望むかもしれない。

27. 作業部会は、非差別原則の遵守を確保するために、この条約には「合理的配慮」のような概念が必要であると考えた。

この概念が多様な部門（たとえば、雇用や教育など）に難なく適用され得ることを確保するために、また、法的伝統の多様性を尊重するために、この概念を一般的で柔軟性のあるものにする必要があることに対して、作業部会で広範な合意が得られた。

また、「合理的配慮」に帰するところになるものを決定する過程は、（それが個人に特有な配慮の必要を意識的に取り扱うべきであるという意味で）個別化されるべきであるとともに、その過程では個人とその関係のある主体とが相互に協力するべきである。ある主体がいかなる特定の「合理的配慮」をも受け入れるように個人に強制することは許されないと解される。しかしまた、一定の幅のある「合理的配慮」——各々の合理的配慮は当然合理的なものであるが——が利用可能な状況においては、個人は自己に好ましいものを選択する権利を有しないと考えられた。

使用者及びサービス提供者が合理的配慮を提供しない理由として「不釣り合いな負担」を援用することは、国の資金の使用可能性によって制約されるべきであるとの一般的な合意があった。

作業部会の構成員の中には、「合理的配慮」の欠如がそれ自体差別を構成するとの提案を支持した者もいる。この見解を支えるものとして、社会権規約委員会の一般的意見5を強調した者もいる。

作業部会の構成員の中には、「合理的配慮」の概念が関係国内法令の下で実現され又は形成される方法を、この条約は命ずるべきでないと考えた者もいる。特に、そのような者は、国の責任を主として規定するための国際的な法的文書が、民間主体の側の「合理的配慮」の欠如を非差別原則の侵害として構成することは不適切であるとの見解を表明した。

28. 「特別措置」という語は、他の国際人権条約で用いられている。特別委員会は、この語を障害の文脈で用いることの適切性について、また、代替的な語が用いられ得るか否かについて討議することを望むかもしれない。

29. 特別委員会は、障害の文脈における特別措置が時間的に制約されるべきものか、あるいは、より永続的なものであるべきか、を討議することを望むかもしれない。

第8条 [Right to life 生命に対する権利]

* 角参事官

・このパラグラフをそのまま維持することを支持する。武力紛争、自然災害、内戦などの状況下での生命に対する権利を盛り込むという数力国の提案に対しては、このパラグラフが意図している趣旨を希薄化させる可能性があるので、別の条項で検討すべき。

◆ 昼食時、角参事官へNGOから意見具申

①第7条3項（差別の免責事由）については、既存の人権諸条約にはどこにも規定がない中で、ことさらに障害者の条約に特化してこれを盛り込むと、各条の実体規定との関係で、必ず既存の人権条約よりも下回るものになるのではないか。例えば運転免許の資格取得の場合を考えても、資格取得に必要な要件（技能等）を満たしているかどうかで個別的に判断されるべきで、一律に～の障害に対して一定の制限をすることになれば、差別の放置につながる可能性がある。

第7条で位置づけると、「あらゆる形態の差別」に適用される恐れがある。政府として、どうしても必要があるとするのであれば、各条ごとに検討して必要と思われる場合に提案するべきで、この点はぜひ見直してほしい。

②司法手続との関係で、もう少し踏みこんだ条項が必要だと思う。例えば刑事事件で知的障害者やろう者等が被疑者になった場合に、取調官の問いにすべて「Yes」と答えたり、手話通訳者がいないために

対応できない場合が多くある。現行法で保障されている一般の権利は障害者にとってなきに等しい状態であるが、サポートできる規定がまったくない。

2日目終了後、午後7時半から、外務省主催の夕食会が中国料理店で行われた。

出席者（敬称略）：高瀬（日本政府国連代表部公使）、角（団長、外務省国際社会協力部参事官）、望月（同省人権人道課事務官）、手島 2 等書記官（同代表部）、中村（内閣府障害者施策専門官）、桜井（特別支援教育課企画調査係長）、長田（E S C A P）

J D F 準備会からは、長瀬（全日本育成会）、玉村（J D、全障研）、野村（リハ協）、

東（D P I 日本会議）、きむ（同）、大窪（介助者）。

・イラク問題をはじめ、国際貢献、「自己責任」、マスメディアの報道のあり方、更には最近の「皇室報道」等について話は盛り上がり、午後 10 時半頃に終了。

■ 3 日目（5 月 26 日 水曜日）

第 9 条 [法の前における人としての平等]

午前の部（AM 10：～）開始前に、昨日の昼食時における角参事官との司法手続に関する意見交換を踏まえて、角参事官に下記の新しい追加項目の案文を渡す。

（案文）

「(g) 障害のある人が、市民的政治的権利に関する国際規約において認められている刑事裁判上の防衛権及び民事裁判上の裁判を受ける権利を、他の者と平等な立場で享有し、行使することを保障するために、物理的またはコミュニケーション上の障壁を除去し、理解の困難さを軽減する適切で効果的な措置をとる。」

* 角参事官の方で、部分的に上記案文の英文を修正し、下記の発言を行う。

・司法手続における B 規約（自由権規約）第 14 条〔公正な裁判を受ける権利〕の趣旨を踏まえて、手続上における適切な理解に対する困難をカバーするために、本条の(f)項の後に新しいパラグラフ（上記案文）を追加する。

・知的障害者が現場において何が起きたかわからない、または視覚・聴覚の障害者も同じような状況に置かれている場合には、司法の公正な手続を確保することが必要である。

→日本政府の発言に対して、ボツワナ、I I（インクルージョンインターナショナル）、D P I からも「支持」の発言が行われる。午前の部が終了後、I I の当事者委員であるロバートマーチンさんからも感謝の言葉が寄せられた。

第 10 条 [身体的自由及び安全]

* 角参事官の発言

・2 項 (c) の(ii) (定期的な審査) を削除。不服の申立や司法（裁判）に訴えることの方が、定期的な審査よりも重要である。現行の権限のある裁判所等の制度を使う方が有効に機能する。

・2 項 (d) については、部分的に同じことを言っているので「…又はこの条約に違反して障害に基づいて自由が奪われた…」を削除する。

第 11 条「拷問または残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由」

＊角参事官の発言

・条項の重複を避けるため、2 項の 2 行目を「…医学的又は科学的実験を受けることを禁止する。」で区切り、その後の条文は、12 条 2 項に移す。

第 12 条「暴力及び虐待からの自由」

＊角参事官の発言

・2 項について、強制収容と医療が混在している。EU の提案（強制的介入、収容、原則としては法律違反。しかし、例外的な場合もあり、法的な基準は必要）に賛成する。

会議終了後、午後 7 時より、宿泊ホテルロビーで J D F 準備会の派遣団メンバーの会議を行う。第 9 条の司法手続きの日本提案は、昨日からの角参事官（日本政府代表）とのやりとりの成果であることが報告される。

■ 4 日目（5 月 27 日 木曜日）

◆午前の委員会開始前に、障害者基本法の改正案と附帯決議案が参議院内閣委員会で採択されたことを受け、附帯決議案三項の救済規定に関連して、草案の一般的義務（第 4 関係）か監視〔モニタリング〕（第 25 条、国内的実施の枠組）のところに適切な内容で盛り込めないかを検討してもらいたいという趣旨で、以下の内容を記したメモを NGO から角参事官に渡した。

（メモ）

「締約国は、障害者に対する障害を理由とする差別や虐待などの権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な法的措置を行う。」

第 13 条〔表現及び意見の自由、情報を利用する機会〕

＊角参事官

- ・ 本条では、公的分野(a)～(e)と、私的分野(f)(g)に区別していることは評価したい。
- ・ (a) 項の「適時に…公共の情報を提供すること。」については、公共の提供がすべてではなく、公的機関が民間機関に委ねて情報提供する場合がよい場合もある。
- ・ したがって、この部分は「適切な段階を経ることにより、最大限利用可能な情報提供を促進する」に変更することを提案する。
- ・ (e) 項については、脚注 43 のコミュニケーションの支援者、仲介者の提供及び訓練第については、第 19 条（アクセシビリティ）の条項で検討する方が望ましい。

＜参考＞第 13 条

締約国は、点字、手話及び障害のある人が選択した他のコミュニケーション様式¹を通じて、障害のある人が表現及び意見の自由を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。また、締約国は、障害のある人が、他の人と平等な立場で、情報を求め、受け及び伝えるためのすべての適当な措置をとる。この措置は次のことを含む。

- (a) 多様な種別の障害を考慮して、障害のある人に対し、その要請に応じ、適時に、追加の費用を伴わず、かつ、その選択した利用可能な形態及び技術を用いて、公共の情報を提供すること。
 - (b) 障害のある人が代替的なコミュニケーション様式を公の対話において使用することを是認すること。
 - (c) 代替的及び拡大的なコミュニケーション様式を使用することができるよう障害のある人を教育すること。
 - (d) 障害のある人に適した新たな技術（情報通信技術及び支援技術を含む。）の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること。
 - (e) 情報への障害のある人のアクセスを確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- （略）

第14条〔プライバシー、住居及び家族の尊重〕

* 角参事官

- ・ 1項については、特別の権利を付与する趣旨ではないので、「一般と同等に（equally with other persons）」という言葉は挿入すべきである。
- ・ 同項（e）の「直接的又は間接的」という文言は分かりにくいので、削除し、その代わりに「all kinds of disabilities」を挿入する。

<参考：関係条項>

1. 障害のある人（施設内で生活する障害のある人を含む。）は、そのプライバシーに恣意的又は違法に干渉されないものとし、また、このような干渉については法律の保護を受ける権利を有する。この条約の締約国は、住居、家族、文通及び医療記録についての障害のある人のプライバシー並びに個人的事項を決定する際の障害のある人の選択を保護するための効果的な措置をとる。
2. この条約の締約国は、婚姻及び家族関係²に係るすべての事項において、障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとるものとし、特に、次のことを確保する。

（略）

- (e) 子どもがその親から分離されないこと。ただし、権限のある当局が、司法の審査に従うことを条件として、適用可能な法律及び手続に従ってその分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定するときは、この限りでない。子どもは、障害のある親から、その障害を直接的又は間接的な理由として分離されない。

■ 5日目（5月28日 金曜日）

◆午前の部の開始前に、中村さん（外務省条約局国際協定課課長補佐 26日午後から参加）

に、救済に関する規定を位置づけるとしたら、草案の「一般的義務」（第4条）か、国内実施措置〔モニタリング〕（第25条）のどちらが適切なのかという点について聞いてみた。

・「一般的義務」のところで、条文の書きぶりを曖昧にすると司法救済も入ってきて、そうすると国内の司法制度との関連が出てきて国内的な措置としては困難になる。

理由は、「救済」は自由権（即時的実施）と対応関係にあるため、社会権に関する漸進的实施については、ある事案について30年も40年も何もなかったというのは話にならないが、基本的に対象外に置かれる。

・そう考えると、「一般的義務」よりも、国内実施措置（モニタリング）の仕組みの機能の中に位置づけた方が、行政救済や準司法的救済が位置づけやすくなり、検討の余地、可能性が出てくるのかもしれない。

ない。

第 15 条〔地域生活における自立した生活及びインクルージョン〕

*角参事官

- ・(a) と (b) は自由権（即時的実施）、(c) と (d) は社会権（漸進的实施）として位置づけられる。(b) の趣旨は、すでに (a) でカバーされており、第 10 条 1 項 (b) とともに部分的に重なっているため、(b) は削除し第 10 条に移すことが適当である。
- ・(a) はそのままとし、(e) を新たな (b) として一まとめにする。(c) (d) は、一つにまとめた上で漸進的な実現を図る趣旨の文言を入れることを提案する。

<関係条項>

この条約の締約国は、障害のある人が自立した生活を営み、かつ、地域社会で完全に暮らすことができるための適当かつ効果的な措置をとる。この措置は次のことを含む。

- (a) 障害のある人が、その居所及び生活形式を選択する平等な機会を有することを確保すること。
- (b) 障害のある人が、施設への収容及び特定の生活形式を義務づけられないことを確保すること 52。
- (c) 地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な居宅サービス、在宅サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害のある人が利用できることを確保すること 53。
- (d) 公衆向けの地域社会サービスが、平等を基礎として障害のある人に利用可能であり、かつ、そのニーズに適合することを確保すること。
- (e) 障害のある人が、利用可能な支援サービスに関する情報にアクセスできることを確保すること。

<関係脚注>

52 作業部会の構成員の中には、この原則を受け入れる一方、締約国がこの原則を例外なしに保障することは難しいと考えた者もいる。他の構成員の中には、この論点はパラグラフ 1(a)で取り扱われているので、このパラグラフが余分であると考えた者もいる。

53 作業部会の構成員の中には、締約国が、パラグラフ 1(c)及び(d)で言及されているサービスの利用可能性を確保すること、特にサブパラグラフ 1(c)における人的支援の提供を約束することを確保することが困難であると考えた者もいる。

第 16 条「障害のある子ども」

*角参事官

- ・障害のある子どもの権利の重要性は認識している。本条は、5 項以外は子どもの権利条約第 23 条（障害児の権利）でカバーできるため、EU の立場に賛成。ワーキンググループの提示した草案は、子どもの権利条約第 23 条がバラバラな形で入っており、このままでは各国の立法機関は混乱を避けられない。

（EU の立場）

「本条は、子どもの権利条約の第 23 条にすでに含まれているものに付け加えるものはないと考える。本条の価値は疑問。本条約はすべての障害のある人に適用されるべきであり、障害のある人の中のカテゴリー間で区別をつけることは好ましくないと考える。そうすることが、一定のカテゴリーの人が他の人よりも少ない権利しか与えられていないという印象を与えることになるからである」として本条を削除する提案をした。子どもについての言及は、前文で行うというものであった。（玉村報告から）

<関係条項>

- 5. 障害のある子ども及びその親、又は障害のある子どもの法的責任を負う若しくはそのケアを行う他の

者は、適当な情報、照会及びカウンセリングを提供されるものとする。このようにして利用可能とされる情報は、それらの者に対し、それらの者が十分かつインクルーシブな生活を営む潜在能力及び権利についての肯定的な見方を提供しなければならない。

◆昼食時に、第17条（教育）に関連して、角参事官に私（キム）から下記の意見を述べた。

・現行の学校教育法施行令における盲・ろう・養護学校が適切であるとする認定就学児童の基準では、画一的な障害の程度のみで、養護学校就学が決められている。子どもの可能性を最初から奪ってしまうのが今の制度である。

・従来から文部科学省が言ってきた「重度・重複障害児への教育のためにも特別（分離）教育の形態が必要である」という趣旨の発言をすることは、大変ネガティブな印象を与えかねず、むしろ本人や親などの意思を最大限尊重した選択肢の提供が必要であるという考えかたを前面に出していただきたい。

第17条「教育」

* 角参事官

（玉村報告）

日本政府は、

- ・ 1項については、原案を支持。
- ・ 2項については、この項全体を努力義務と位置づけたEU案を、この条項を実現する上でバランスが取れているとして、支持。
- ・ 3項の柱書と（a）（b）は原案を支持。（c）については、EUの提案の最後に、「upon careful consideration of the best interests of students with disability（障害のある生徒の最善の利益を慎重に考慮した上で）」を付加し、限定を加える。
- ・ 4項については、EU案を支持。
- ・ 5項については、原案を支持。

◆EUの提案（提案書あり）は、11点の修正提案であるが、主要なものとしては以下のものである。

・パラグラフ1「この権利を漸進的に・・・達成するため」を削除。「子ども」を「人」にかえる。

・パラグラフ2で endeavour to を挿入して、「確保するよう努める」と努力義務規定にしたこと。

・パラグラフ2-a can choose（選ぶことができる）を can avail of（利用することができる）としたこと。

・パラグラフ3 「一般教育システムがいまだ障害のある人のニーズを適切に満たしていないところでは、締約国は代替的な教育の形態を促進するために適切な手段をとるものとする。本条の下で提供されるいかなる代替的な教育の形態も（次のようなものとしなければならない）」に変更。

・パラグラフ3-c 「十分な説明に基づく自由な」を削除し、「一般教育体系と特別教育体系の選択を許す」に変更。

・パラグラフ4 「締約国は、障害のある人が多様なコミュニケーション様式を用いた教授を選択できることを確保するため、適切な手段を取るものとし、教師が違ったコミュニケーション様式を用いることを確保することによって、障害のある就学者（student・生徒・学生）に対し質の高い教育を確保するものとする」に変更。

<関係条項>

第 17 条〔教育〕

1. 締約国は、教育についての障害のあるすべての人の権利を認める。この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、障害のある子どもの教育は次のことを指向するものとする。
 - (a) 人間の潜在能力、尊厳の意識及び自尊の意識の完全な発達並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重の強化
 - (b) 障害のあるすべての人が自由な社会に効果的に参加することができるようにすること。
 - (c) 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力の可能な最大限度までの発達
 - (d) とりわけ、教育を個人の特殊事情に合わせることにより、子どもの最善の利益を考慮すること。
2. この権利を実現するため、締約国は次のことを確保する。
 - (a) 障害のあるすべての人が、自己の属する地域社会において、インクルーシブかつ利用可能な教育を選択することができること（幼年期及び就学前の教育の利用を含む。）。
 - (b) 必要とされる支援（教員、学校のカウンセラー及び心理学者の専門的研修、利用可能な履修課程、利用可能な教育の媒体及び技術、代替的及び拡大的なコミュニケーション様式、代替的な学習計画、利用可能な物理的環境、又は障害のある学生の完全な参加を確保するための他の合理的配慮を含む。）を提供すること。
 - (c) いかなる障害のある子どもも、その障害を理由として、無償のかつ義務的な初等教育から排除されないこと。
3. 締約国は、一般教育制度が障害のある人のニーズを十分に満たしていない場合には、特別の又は代替的な学習形態を利用可能なものにすることを確保する。いかなる特別の又は代替的な学習形態も、
 - (a) 一般教育制度で提供される同一の基準及び趣旨を反映しなければならない。
 - (b) 一般教育制度への障害のある子どもの参加を最大限可能な程度まで認めるようにして提供されなければならない。
 - (c) 一般制度か特別制度かを十分な説明に基づいて自由に選択することを認めなければならない。
 - (d) いかなる意味においても、障害のある学生のニーズを一般教育制度において満たすことに引き続き努める締約国の義務を制限するものであってはならない。
4. 締約国は、感覚的な障害のある子どもが、適当な場合には手話又は点字の教育を受けること及び手話又は点字で履修することを選択することができることを確保する。締約国は、手話又は点字に通じた教員の雇用を確保することにより、感覚的な障害のある学生に対する良い教育を確保するための適当な措置をとる³。
5. 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を利用することができることを確保する。このため、締約国は障害のある人に適当な支援を与える。

後半：6日目（6月1日 火曜日）～ 9日目（6月4日 金曜日）

団長である角参事官の特別委員会における発言の要旨を紹介し、代表団内での意見交換の内容を可能な範囲で報告します。

■ 6日目（6月1日 火曜日）

◆4日目に障害者基本法改正に伴う附帯決議に関連し、以下の内容を記したメモをNGOから角参事官に渡した件について、法務省と内閣府から回答が寄せられた。

（メモ）「締約国は、障害者に対する障害を理由とする差別や虐待などの権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な法的措置を行う。」

◆回答の要約

（法務省）

- ・「法的措置」の内容が不明確であり、国に対していかなる措置義務を課すものか明らかでない。
- ・参議院内閣委員会における附帯決議は、「必要な措置を検討する」義務を課しているに過ぎず、具体的な措置を発動することを課してはいない。また「権利侵害」の内容も不明確である。すでに草案第4条1項（b）に同趣旨の内容が包含されていると考えられる。

<関係条項>

（b）平等の権利及び障害を理由とする非差別の権利が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定めること並びにこれらの権利の実際的な実現を法律その他の適当な手段を通じて確保すること。

（内閣府）

- ・「法的措置」については、附帯決議では使用されていない。
- ・「権利侵害」については、改正後の障害者基本法第3条3項として、新たに「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが規定されており、附帯決議の表現は、これを踏まえたものと思われる。

第18条〔政治的及び公的活動への参加〕

* 角参事官

- ・（a）については、投票に関連して「政治的及び公的活動」への参加の確保を言っているが、この場合「公的活動」とは、（b）で規定している「公の行政の活動及び運営」とどう違うのか、はっきりしない。自由権規約第25条（政治に参加する権利）にそって修正することが望ましい。
- ・（a）の柱書きの「投票の手続」の前に、自由な情報を得て決定する機会を障害のある市民に提供することを入れる。（a）－（iii）には、投票を実行する場合の必要なサポートを入れる。
- ・（b）－（ii）は、「…団体を結成し及び加入する」を「参加する」に修正する。

<関係条項>

締約国は、障害のある人の政治的権利を差別なしに認め、かつ、次の措置をとる。

（a）障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて（障害のある市民が投票し及び選挙される権利を含む。）並びに投票の手続及び設備が次のこととなるように確保することにより、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進すること。

（略）

- (iii) 必要な場合には、投票する際の支援を障害のある市民に提供することを認めること。
- (b) 障害のある人が公務の遂行に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進すること。これは次のことを含む。
 - (i) 政党、市民社会及び公の行政の活動及び運営に平等に参加すること。
 - (ii) 国内、地域及び地方において障害のある人を代表するため、障害のある人の団体を結成し及びこれに加入すること。

第 19 条〔アクセシビリティ（利用可能性）〕

* 角参事官

・公共交通サービスが障害者に配慮できているという点では、東京の地下鉄はよくアクセスできている。機会があれば、ぜひ見にきていただきたい。

・政府の重要な役割は、民間企業にアドバイスすることである。1 項の「構築された環境」において、(a) と (b) の「公共の建物」と「公共の目的に利用される設備」と、「コミュニケーションその他のサービス」等との関係がはっきりしない。公共利用を目的とする建物の確保の「効果的な措置」として、サービスの範囲が民間主体を含むものとなっており、広がりすぎてははっきりしない。

・本来は、公的部門と民間部門は分けて記述することが望ましいが、1 項を義務化することは困難である。大きく変更するのは時間の制約上難しいので、1 項の「効果的な措置をとる」と、2 項の「適当な措置をとる」を「漸進的に実現する」に変更することが望ましい。

・2 項 (e) を「…生産に必要なに応じて着手し及びこれを促進すること。」に変更。

・中村課長補佐のコメント：書きぶりとしておおむね、「確保する」というのは法律上、施行する状態にあり、「効果的な措置をとる」は法律上の規定に基づいて必要な予算措置を行い、2～3 年位の間で具体的な改善ができるようにすることを意味する。

< 関係条項 >

1. この条約の締約国は、障害のある人が自立した生活を営みかつあらゆる生活面に完全に参加するための能力を確保するため、障壁を同定しかつ撤廃するための適当な措置をとるものとし、また、構築された環境、輸送機関、情報及びコミュニケーション（情報通信技術を含む。）その他のサービスのアクセシビリティを確保するための効果的な措置をとる。このような措置は次のことを含む。

(a) 公共の建物、道路その他の公共の目的に利用される設備（学校、医療設備、屋内外の設備及び公営の職場を含む。）を構築し及び改築すること。

(b) 公共の輸送機関の設備、コミュニケーションその他のサービス（電子サービスを含む。）を開発し及び改良すること。

2. また、この条約の締約国は、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公共の建物及び設備における点字表示を整備すること並びに読みやすく理解しやすい形状を整備すること。

(b) 公共の建物及び設備のアクセシビリティを推進するための他の形態のライブ支援及び仲介者（案内者、朗読者及び手話通訳者を含む。）を提供すること。

(c) 公共の設備及びサービスのアクセシビリティに関する最低限の国内的な基準及び指針の実施を展開し、公表し及び監視すること。

(d) 公共の設備及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人のあらゆる側面のアクセシビリティ

を考慮することを奨励すること。

(e) 入手可能な価格の技術を優先させて、新しい支援技術の調査、開発及び生産に着手し及びこれを促進すること。

(略)

第20条〔人のモビリティ〕

*角参事官

- ・19条と本条をまとめて整理する必要がある。
- ・(c)は、「必要に応じて」を付記し、「…生産に必要なに応じて着手し、及びこれを促進すること。」にする。

<関係条項>

(c) モビリティのための新たな補助具、機器及び支援技術の調査、開発及び生産に着手し、及びこれを促進すること。

第21条〔健康及びリハビリテーションに対する権利〕

*角参事官

- ・目的達成のための状況づくりの一部として本条が位置づけられる必要がある。
- ・柱書きの「…確保するためのすべての適当な措置をとる」を、社会権規約第12条（身体及び精神の健康を享受する権利）の2項の規定にならい、「必要な措置をとる」にする。

<柱書き>

締約国は、障害のあるすべての人が、到達可能な最高水準の健康を享受する権利を、障害を理由とする差別なしに有することを認める。締約国は、障害のあるいかなる人もこの権利を奪われないことを確保するために努力するものとし、また、障害のある人が保健サービス及びリハビリテーションサービスを利用すること を確保するためのすべての適当な措置をとる。

(略)

■ 7日目（6月2日 水曜日）

第22条〔労働の権利〕

*角参事官

- ・(e)の「合理的配慮」については、既存の人権条約にはない新しい概念であり、差別の定義とも関連して難しい問題を含んでいる。アファーマティブアクション（差別の積極的是正措置）等の特別措置とどのように区別できるのか、法的基準か、ガイドラインの策定からはじめていくのかを明らかにする必要がある。条文の書き振によっては、見直すこともあり得る。
- ・(h)については、法的措置にとどまらず、職場の意識によっても大きな違いがある。脚注95は、第7条〔平等と非差別〕の直接・間接差別とも関連し、何をもちて間接差別とするのかは他の人権諸条約でも議論が煮詰まっていないので、条項の規定として盛り込むことは適切ではない。
- ・(j)の障害者に対する偏見の除去については、すでに草案第5条〔障害者に対する積極的態度の促進〕でカバーされていることから削除。

<関係条項、脚注>

(e) 職場及び労働環境における障害のある人の合理的配慮を確保すること。

(略)

(h) 雇用、職務継続、昇進、労働条件（同一価値の労働についての同一報酬及び平等の機会を含む。）及び苦情処理⁹⁴ に関し法律を通じて障害のある人を保護する⁹⁵ こと並びに障害のある人による労働の権利及び労働組合の権利の行使を確保すること。

(略)

(j) 職場及び労働市場における障害のある人の貢献、技能、功績及び能力の承認を促進すること並びに職場及び労働市場における障害のある人に対する固定観念及び偏見と闘うこと。

第 23 条〔社会保障及び十分な生活水準〕

* 角参事官

- ・（a）～（e）の「確保するための措置」は、A 規約（社会権規約）第 9 条及び第 11 条との関連でみると詳細すぎ、障害者一人一人がサービス等の提供を受けることができるようにする責任が必要以上に国にあるように読めるので、「すべての障害者に対して保障するような条件整備を行う」と修正する。
- ・（c）については、「重度と重複の障害」を区別すると、重度でない障害者は政府から支援を受けることができないことになりかねない。「家族」はターゲットが広がりすぎるので削除。
- ・（f）の「確保する」を「奨励する」に改める。
- ・2 項の書き出しを「締約国は、他の人と同等に（略）」とする。

<関係条項>

1. 締約国は、障害のあるすべての人に対し、社会保険を含む社会保障の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有する権利を認め、かつ、この権利の実現を保護し及び促進するための適当な行動をとる。この行動は次の措置を含む。

(a) 障害のある人が、障害と関連のあるニーズにとって必要なサービス、機器その他の支援を利用することを確保するための措置

(b) 障害のある人、特に障害のある女性及び少女並びに障害のある高齢者がすべての社会保障計画及び貧困削減戦略を利用することを確保するための措置並びにすべてのこのような計画及び戦略において障害のある人のニーズ及び視点を考慮するための措置

(c) 困窮状況で生活している、重度の及び重複した障害のある人並びにその家族 が、障害と関連のある費用（十分な研修、カウンセリング、財政援助及び休息介助（レスパイト）を含む。）を賄うための

国の援助を利用することを確保するための措置（これは自己を発展する意欲を阻害するものとなってはならない。）

(d) 政府の住宅供給計画への障害のある人のアクセスを確保するための措置（障害のある人に一定数割り当てられた政府の住宅供給を含む。）

(e) 障害のある人が、その所得に関して、税金を免除されることを確保するための措置

(f) 障害のある人が、障害に基づく差別なしに、生命保険及び健康保険に加入することができることを確保するための措置

2. 締約国は、障害のある人自身及びその家族のために、十分な生活水準（十分な食料、衣類、住居及び清浄な水の入手を含む。）についての及び生活条件の不断の改善についての障害のあるすべての人の権利を認め、かつ、この権利の実現を保障し及び促進するための適当な行動をとる。

■ 8 日目（6 月 3 日 木曜日）

◆6 日目から参加されている石塚さん（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課課長補佐）と、5 月 27 日に採択された障害者基本法の改正（「交流及び共同学習の促進」の部分）と附帯決議の教育の項目（五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。）について意見交換。

* 石塚課長補佐

・交流教育の概念は、もともと幅広いもの。「交流」を幅広い意味でみていけば、盲・ろう・養護学校と普通学校間の交流だけではなく、地域の普通学級に通っている障害のある子どもも「交流」の中に入っている。

・特別支援教育の対象範囲を普通学級の学習障害等の子どもに限定しているというのは誤解。文部科学省としては、当該の学校と教育委員会が学校の設備や教員の専門性が確保できていれば、障害のある子どもを受け入れてもよいという見解をとっている。2 年前に改正された学校教育法施行令で盲・ろう・養護学校の就学が適当とされる「認定就学児童」の子どもが普通学級に通う場合でも、特別支援教育の対象となる。

・現行の制度では、普通学級で受け入れるための予算をつけることはできないが、学校現場で担当教員

の判断だけではなく、本人・保護者、関係者の意見を聞いて判断した結果であればそれを尊重してよいと考えている。

第 24 条〔文化的な活動、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加〕

*角参事官

- ・1 項の（a）～（d）については、政府がカバーするものと、民間が行うものがあり、その範囲を区別することが必要。
- ・2 項の「国際法の規定」を「国際的な同意に基づいて」に修正。
- ・3 項のろう者の「言語的アイデンティティ」は、3 条の定義の関係で検討するべきで削除が望ましい。
- ・4 項の（a）～（d）は、記述的になりすぎているのでシンプルなものにするべき。

<関係条項>

1. 締約国は、障害のあるすべての人が文化的な生活に参加する権利を認め、かつ、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
 - (a) 障害のある人が、自己の利益のためばかりでなく、その地域社会を豊かにするために、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を育成し及び活用する機会を有すること。
 - (b) 障害のある人が、すべての利用可能な形態（電子文書、手話及び点字を含む。）並びに音声装置及びマルチメディアの形態を通じて、文学作品その他の文化的作品の入手を享受すること。
 - (c) 障害のある人が、すべての利用可能な形態（字幕及び手話を含む。）を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的活動の鑑賞を享受すること。
 - (d) 障害のある人が、文化的な講演又はサービスがなされる場所（例えば、劇場、美術館、映画館、図書館、飲食場等）の訪問を享受し、かつ、可能な限度において国の文化的に重要な遺跡の訪問を享受すること。
2. 締約国は、国際法の規定を尊重すると同時に、知的財産権を保護する法令が障害のある人による文化的な作品の入手機会を妨げる不合理又は差別的な障壁とならならないことを確保するため、すべての適切な行動をとる。
3. ろう者は、他の人との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティの承認

及び支持を受ける権利を有する。

4. 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加する権利を認め、かつ、次のことのため、適当な措置をとる。

(a) 障害のある人が、地域的、国内的および国際的なスポーツ活動の主流に参加することを奨励し及び促進すること。

(b) 障害のある人が、スポーツ活動を企画し及びそれに参加し、かつ、他の参加者に利用可能な支援について同一の指導、訓練及び資源を受ける機会を有することを確保すること。

(c) 障害のある人がスポーツ及びレクリエーションの開催地に訪れることができること並びに障害のある子どもが教育制度内のスポーツ活動関係に平等に参加することができることを確保すること。

(d) 障害のある人が、レクリエーション、余暇及びスポーツ活動に係る団体の関係者によるサービスを利用することができることを確保すること。

第 25 条〔監視（モニタリング）〕：第 4 回特別委員会に持ち越し

〔国際協力〕（作業部会報告・付属書Ⅱ）

* 角参事官

・ 個別の条文を設けることを支持する。国際協力の欠如はこの条約を実施しない言い訳になる可能性がある」と憂慮し、国際協力の明記によって条約の実施が促進されるであろう。また、それは情報交換、実践原則の交換、及び南北間、南同士、そして北同士の協力を含むと考える。

・ メキシコ及び中国の提案を検討する予定であるが、メキシコ案の 2（e）にある、「二国間、地域的及び国際的な経済協定を促進し」という文言が、新たな機構を作ることの意味するのか或いは既存の機構を利用することの意味するのか明確にするよう求めたい。

◆ J D F 準備会主催で下記のセミナーを開催

・ 午後 1 時 15 分～2 時 45 分

・ 主催：J D F（日本障害フォーラム）

・ 協力：日本国連代表部、国連 E S C A P

- ・テーマ：障害者に対する合理的配慮

- *スピーカー（敬称略）

- ・アンドリュー・バーンズ（オーストラリア国立大学教授）

- ・アヌラダ・モヒト（インド国家人権委員会、障害関係特別報告者）

- ・グレアム・イネス（障害差別次席弁務官、オーストラリア人権・機会均等委員会）

- ・長田こずえ（国連E S C A P）

- ・角茂樹（日本外務省）

- ・東俊裕（J D F、D P I 日本会議）

- *コーディネーター

- ・長瀬修（J D F、全日本手をつなぐ育成会）

- ・参加者約 40 名

- ・【討議資料】作業部会草案の重要条項についての意見提起（J D F 準備会 04 年 5 月 14 日作成）の翻訳版（英文）を配布

- *全体的に「合理的配慮」を考える上で、興味深い発言がスピーカーや参加者から出された。別途報告作成を検討。

■ 9 日目（6 月 4 日 金曜日）

（午前）

前文について討議

- *角参事官：言及なし

（午後）

第 3 回特別委員会報告 討議 採択

終了

2004 年 5 月 14 日

【討議資料】

作業部会草案の重要条項についての意見提起（案）

JDF 準備会障害者権利条約専門委員会

はじめに

本討議資料は、先に JDF（日本障害フォーラム）準備会として外務大臣宛に提出した「障害者権利条約・国連作業部会草案に関する意見書」（4 月 28 日付）をもとに、国連作業部会草案（以下、草案と略）において、重要事項について記述している各条項に対して修正等の意見提起を行ったものである。

草案の条項について意見提起を行う際には、以下の 3 点にそっている。

1. 修正の必要がある条項については、当該の「草案原文」と、それに対する「修正文案」または「削除」を提示し、その理由、コメントを付記している。
2. 問題がない条項についても、草案脚注に代替案が付されている場合には、「問題なし」の積極的理由、コメントを付したものがあ
3. 条項によっては、文言の内容や解釈が必ずしも明らかでない場合もあるため、「修正案」とせず、今後検討すべき新たな案を提起するという意味で「修正可能性あり」として、「コメント」を付している。

本討議資料が、障害者権利条約の策定に関する第 3 回特別委員会（5 月 24 日～6 月 4 日）に臨むにあたって、政府と NGO 双方の立場から討議資料として活用されることを期待したい。

◆ 草案前文

* 前文（d）

「草案原文」

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利に関する条約並びにすべての移住労働者及びその家族構成員の権利保護に関する国際条約を改めて確認し」

「理由」

「移住労働者及びその家族構成員の権利保護に関する国際条約」に言及すべきでない、との見解が作業部会で見られた。しかし、同条約はすでに効力を生じている国際人権条約の一つであるから、他の現行人権諸条約と並んで言及すべきである（草案注 2 参照）。

* 前文（g）：修正可能性あり

「草案原文」

「障害のある人の多様性を認め」

「コメント」

この段落は、「障害のある人の多様性 the diversity of persons with disabilities」を認めるものである。この文言に追加して、草案第2条(d)に規定されている「人間の多様性 human diversity」について、この段落で言及すべきか検討する余地がある。つまり、「人間の多様性及び障害のある人の多様性を認め」とすべき否かである。

ただし、この議論の前提として、「障害のある人の多様性」と「人間の多様性」とが、どのような意味で異なる概念であるかを明らかにする必要がある（両者には重複する側面があるように思われる）。

* 前文 (i) : 修正可能性あり

「草案原文」

「障害のある人の人権及び基本的自由の完全な享有を促進するため、国際協力が重要であることを強調し」

「コメント」

作業部会では、前文において国際協力に言及すべきでないという意見が見られた(草案注3参照)。しかし、たとえば子どもの権利条約の前文に照らしても、このような考え方は妥当でなく、本条約前文では国際協力に言及すべきである。子どもの権利条約前文13段は「あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認め」と規定している。

この子どもの権利条約前文13段の類似規定として、草案前文(i)に関して「すべての国特に途上国における障害のある人の生活状況を改善するため国際協力が重要であることを認め」という代替案が作業部会で提起された(草案注4参照)。

今後は、

- 1.現在の草案前文(i)を維持するか、
- 2.草案注4に記された代替案を採用するか、
- 3.両者を併記するか、を検討すべきである。

1よりも2の方が、障害者の人権に関する本条約の趣旨に照らして相応しいとも考えられるが、両者を併記した3を新たな代替案も考えられる。つまり、「障害のある人の人権及び基本的自由の完全な享有を促進し、かつ、すべての国特に途上国における障害のある人の生活状況を改善するため、国際協力が重要であることを強調し」という代替案である。

* 前文 (K) : 修正可能性あり

「草案原文」

「障害のある人にとって、その個人の自律及び自立（自己の選択を行う自由を含む。）が重要で

あることを認め」

「コメント」

この「代替案」は、「自己決定」をめぐる、草案第 2 条 (a) と関連するため、ここでのコメントは省略する（草案第 2 条 (a) のコメントを参照）。

◆草案第 1 条（目的）：問題なし

「草案原文」

「この条約は、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に、効果的に、かつ、平等に享有することを確保することを目的とする」

「コメント」

草案第 1 条に関しては、とくに二つの代替案が見られた。一つは、国際協力を含めるという代替案である（草案注 7 参照）。この代替案は、条約テキストのどの箇所に国際協力を盛り込むべきか、という論点とも関連する（作業部会報告付属書 II 参照）。国際協力の重要性は言うまでもないが、国際協力が障害者の人権保障それ自体ではなく、そのための手段であると考えれば、草案第 1 条以外で国際協力に言及することが妥当であるように思われる。

草案第 1 条に関するもう一つの代替案は、「この条約は、障害のある人の権利を保護し及び促進することを目的とする」という簡潔な文言にすることである（草案注 8 参照）。この代替案よりも、草案第 1 条の文言の方がより具体的であり妥当であると考えられる。

したがって、とくに新たな代替案が提起されない場合、草案第 1 条のママで問題はないと考えられる。

◆草案第 2 条（一般的原則）

* (a)：修正可能性あり

「草案原文」

「尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）及び人の自立」

「コメント」

たしかに国際条約の文脈において自己決定 self-determination は、民族の「自決 self-determination」との混同が生じるという指摘が作業部会でなされたことに留意すべきである。しかし、自己決定 self-determination は、障害者の人権にとって重要な概念であるため、この条約の原則の一つに加えることを再度検討する必要がある。

自己決定という言葉をも第 2 条に含める場合、たとえば、「個人の自律及び自己決定」と表記することや、「個人の自律（自己の選択を行う自由及び自己決定を含む。）」と標記することも可能であるのかもしれない。

ただし、1. 「自律」を削除して「自己決定」を規定すべきか否か、という議論も有り得るのかもしれない。また、2. 「自律」という文言の中に「自己決定」概念を読み込むことも可能であり、その場合には「自己決定」という用語を追加する必要があるかもしれない。これと関連して、

3. 「自律（自己の決定を行う自由を含む）」という文言に「自己決定」を含める解釈も成り立つのか検討する必要がある。さらに、4. 「自律」や「自己決定」の主体には、障害者個人のみならず、障害者集団も含まれるのか、今後とも検討する必要がある。加えて、5. 「自己実現 self-realization」や「自己統治 self-governing or self-governance」という用語を追加すべきか否かも検討する必要がある。

*** (c) : 修正可能性あり**

「草案原文」

「すべての生活面への平等な市民及び参加者としての障害のある人の完全なインクルージョン」

「コメント」

草案 2 条 (c) に関して、まず、

1. 「市民」という用語が、外国籍の障害者等を排除することにもつながるか否か、検討すべきである。また、
2. 「すべての生活面への」という文言がどのような意味を持つのかを明らかにすることが必要である。

これらの二つの文言が制限的で否定的な含意を持つ場合にはこれを削除して、新たな文言を考える必要がある。

*** その他 : 修正可能性あり**

「コメント」

以上に加えて、草案第 2 条に関しては、1. 「国際協力」を草案第 2 条に含めるべきか否か、2. 「機会の平等」を「実質的平等」ないし「実質的な機会の平等」という言葉にすべきか否か、も検討する必要がある。

◆草案第 3 条（定義）

*** 「障害（ディスアビリティ）」**

【草案注 12】

「作業部会の多くの構成員は、条約が障害（すなわち、すべての種別の障害）のあるすべての人の権利を保護すべきであることを強調して、「障害」という語は広く定義されるべきであると提案した。構成員の中には、障害の複雑性や条約の範囲を制限する危険性を考慮すれば、この条約には「障害」の定義を含めるべきでないとの見解を表明した者もいる。他の代表の中には、国際的文脈で用いられている既存の定義（世界保健機関の国際生活機能分類を含む。）を指摘した者もいる。定義が含まれる場合には、障害の医学モデルでなく、障害の社会モデルを反映する定義とすべきであることに一般的な合意が得られた。」

「コメント1」

作業部会において、「障害」（ディスアビリティ）の定義は、「障害の医学モデル」ではなく「障害の社会モデル」に基づくべきであるとのコンセンサスが得られたこと（草案注12参照）は決定的に重要であり、この点を議論の前提としなければならない。

ただし、「社会モデル」に基づき、「障害（ディスアビリティ）」の定義の中に、個人のインペアメントに加え社会的障壁の要素も含める場合には、「障害」と「障害のある人」と「障害を理由とする差別」のそれぞれの定義が、内容面において重複する帰結になることに留意すべきである。

「コメント2」

他方、現実にあるインペアメントのみを「障害（ディスアビリティ）」と定義すると、「社会モデル」の視点が欠落する帰結となる。さらに、かかる定義においては、「ユニークフェイス」（顔面に疾患・外傷のある人でつくるセルフヘルプグループ）の人やAIDSを発症していないHIVポジティブの人、過去に障害の経歴があった人などが排除される。よって、現実にあるインペアメントを障害（ディスアビリティ）と定義する場合であっても、「ユニークフェイス」の人などが、本条約の適用範囲から抜け落ちないようにしなければならない。そのためには、「社会モデル」の視点を取り入れて、「障害」、「障害のある人」、「障害に基づく差別」の定義のいずれかの中に「みなし規定」等を入れることが必要である（米国障害者法、草案7条2項(b)等参照）。

【ADA（米国障害者法）】

「『障害（ディスアビリティ）』とは、個人に関して、次のことをいう。

- A. 当該個人の一つ以上の主たる生活活動を実質的に制約する身体的若しくは精神的な機能障害（インペアメント）、
- B. 当該機能障害の経歴、又は
- C. 当該機能障害を持つと見なされる状態」。

【草案第7条2項(b)】

「差別は、あらゆる形態の差別（直接的、間接的及び体系的な差別を含む。）を含むものとし、また、現実にある障害又は認識された障害を理由とする差別を含むものとする。」

「コメント3」

「障害」の定義について議論を進めるに当たっては、

- 1.社会モデルの視点を十分に念頭に置くこと、
- 2.障害という用語を広く定義すること、
- 3.現実にあるインペアメントに限定されないことについて十分注意しなければならない。

また、「障害」、「障害のある人」「障害を理由とする差別」のそれぞれの定義の相互関連性・整合性という点にも十分留意すべきである。

*「障害を理由とする差別」

「コメント」

「合理的配慮」の定義は、草案第7条4項に置かれているが、ここで定義されている理由は必ずしも明らかではない。各種定義を包括的に列記している草案第3条において「合理的配慮」を定義することが適当であると考えられる。その上で「合理的配慮」の否定が障害差別であることを明記すべきである。

*「言語」は、口及び耳による言語並びに手話を含む。

「コメント」

言語の定義（第3条関係）については、手話は言語であるという基本認識に立ち、言語権の保障という観点から自由権規約第27条との関連性を踏まえ、手話を公用語として位置づけることが必要である。

参考：【自由権規約第27条（少数民族の権利）】

「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

*「合理的配慮」

「コメント1」

「合理的配慮 reasonable accommodation」は、6大人権条約に見られない概念であるが、米国障害者法（1990年）やEU平等取り扱い指令（2000年）などに見られるように、障害者法体系に必須のものとして国際社会で広く受け入れられつつある。したがって、「合理的配慮」は本条約に明確に規定されることが不可欠であると考えられる。

「コメント2」

「合理的配慮」という用語は、作業部会草案の実体規定においては、第3条（定義）、第7条（平等及び非差別）、第17条（教育）、第22条（雇用）で明記されている。少なくとも、これら4つの条文で明記された「合理的配慮」という文言自体は削除されるべきでない。

「コメント3」

「合理的配慮」の定義は、草案第7条4項に置かれているが、ここで定義されている理由は必ずしも明らかではない。実体規定全般に関わる概念であることから、各種定義を包括的に列記している草案第3条、または、締約国の一般的義務を定める草案第4条において「合理的配慮」を定義することが適当であると考えられる。

◆草案第4条（一般的義務）

*第3条の「コメント3」と同じ

*** 合理的配慮との関係について、新しいパラグラフを追加することが必要**

「コメント1」

「合理的配慮」の否定が公的分野か私的分野かを問わず障害差別であることを認めて、「合理的配慮」を提供するための締約国の義務が公的分野と私的分野の双方に及ぶことを条文中に明記すべきである。

「コメント2」

条約上の義務が公的分野と私的分野の双方に及ぶことについては、草案の各条文ごとに規定するよりは、条約の実体規定全般に関わることから、「定義」または「締約国の義務」に関する規定に含めて規定するべきである。

【参考：人種差別撤廃条約第1条1項（定義）】

「この条約において『人種差別』とは、（略）その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」

【参考：女性差別撤廃条約第2条（締約国の差別撤廃義務）】

「締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- a. 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- b. 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- c. 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- d. 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- e. 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- f. 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- g. 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。」

◆草案第5条（障害のある人への肯定的態度の促進）

*** 条文名を修正する**

「修正案」

「障害のある人の権利に関する意識向上 (awareness-raising)」とする。

「理由」

「意識向上」は、障害者の機会均等化に関する基準規則（規則 1）でも用いられているため。

◆草案第 6 条（統計及びデータ収集）

「草案原文」

「障害のある人の権利を保護し及び促進するための適当な政策を形成し及び実施するため、締約国は、障害に関する統計及び情報並びに障害のある人による人権の効果的な享有に関する統計及び情報を収集し、分析し及び体系化することを奨励する。この情報を収集し及び管理する過程は、」

* 削除：2 行目「障害に関する統計および情報」

統計あるいはデータ収集そのものは全否定できないが、「障害に関する統計および情報」の収集は削除すべき。

「理由」

たとえば 1983 年に精神衛生実態調査が精神障害者、精神保健従事者、その他の反対のために実質頓挫したという例があるが、そのときの反対側の主張の一つは、精神障害者について調査するのではなく、精神病院の実態調査こそ必要というものだった。事実同じ年に宇都宮病院で入院患者が看護人に殺されるという事件が暴露され同時にさまざまな人権侵害状況が明らかになり、これは精神衛生法の改定にまで発展した。

「障害」そのもののデータを集めるのではなく、障害者がこの条約に保障された人権について、どのように保障されているかあるいはいないのか、といったデータを集めることは意味あることであるが、「障害」そのもののデータ収集となると、「障害」を医学的なモデルで分類することになり、それを利用して障害者を分類し何らかの好ましくない対策たとえば優生思想に基づく対策などに使われかねないおそれがある。

障害のある人の利益となるデータ収集としては、障害のある人の置かれた人権状況の統計情報がふさわしい。

◆第 7 条（平等及び非差別）

* 2 項（b）：第 3 条の「コメント 2」を参照

* 2 項：（c）を新しく追加

2 項に新しく追加する（c）には、「差別の定義」に関する社会権規約一般的意見 5（1993 年）の内容に着目し、「合理的配慮」の否定が障害を理由とする差別であることを明記すべきである。

（草案第 3 条「障害を理由とする差別」の「コメント」参照）

【社会権規約一般的意見 5（第 15 パラグラフ）】

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除、制限若しくは優先又は合理的便宜の否定であって、経済的、社会的又は文化的権利を認識し、享有し又は行使することを無効に

し又は害する効果を有するものを含むと定義することができる。

* 3 項：削除

「草案原文」

「差別は、正当な目的により、かつ、その目的を達成する手段が合理的かつ必要である場合には、締約国が客観的かつ明白に十分な根拠を示す規定、基準又は慣行を含まない」

「理由」

草案第 7 条 3 項では、一般的な形で差別の正当化事由を規定している。同規定は、差別を禁止し、権利を保障することを目的とした条約自体を骨抜きにする恐れがあり、同規定がなくとも特に支障はないという判断により、同規定は本条に含めるべきではない。

* 4 項：修正

「草案原文」

「締約国は、平等についての障害のある人の権利を確保するため、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を平等な立場で享有し及び行使することを保障するための必要かつ適当な変更及び調整と定義される合理的配慮を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）をとることを約束する。ただし、このような措置が不釣り合いな負担を課す場合には、この限りでない。」

「修正案」

・ 4 行目「…ただし、このような措置が不釣り合いな負担を課す場合には、提供者は不釣り合いな負担に対応できないことを障害のある人及びそれが不釣り合いかどうかを審査する第三者機関に証明しなければならない。」

「理由」

草案第 7 条 4 項では「(略) 合理的配慮を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）」と規定しながら、「不釣り合いな負担を課す場合には、この限りでない。」としているために、障害のある人に対する結果としての不利益、差別的取扱いが放置されることにつながる恐れがある。関係主体が「不釣り合いな負担」に適切に対応できない場合には、不釣り合いな負担を証明する説明責任があるとともに、説明責任を果たすことを含む「合理的配慮を提供する」ことの欠如が明らかである事案については、差別の定義に該当することを明記する必要がある。

* 5 項

「草案原文」

「障害のある人の事実上の平等を促進することを目的とする特別措置 は、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果として、いかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び取扱いの平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」

「コメント」

〔草案注 29〕で指摘されているように「時間的に制約されるべき」とするべき。

【草案注 29】

「特別委員会は、障害の文脈における特別措置が時間的に制約されるべきものか、あるいは、より永続的なものであるべきか、を討議することを望むかもしれない。」

◆草案第 10 条（身体的自由及び安全）

*2 項の柱書きを修正及び（a）（b）（c）を削除

「草案原文」

2. 締約国は、障害のある人が自由を奪われた場合には、次のことを確保する。

(a) 人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、及び障害に基づくニーズを考慮して、障害のある人を取り扱うこと。

(b) 自由の剥奪の理由に関する十分な情報を利用可能な形態で障害のある人に提供すること。

(c) 次のことのための法的その他の適当な支援の速やかな利用を障害のある人に提供すること。

(i) 自由の剥奪の合法性を裁判所その他の権限のある独立のかつ公平な機関において争う事（この場合には、その者は、いかなるこのような訴えについても、速やかな決定を受けるものとする。）。

(ii) 自由の剥奪について定期的な審査を求めること。

「修正案」：2 項の柱書きに同項（d）を組み込む

「2. 締約国は、違法に自由が奪われ又はこの条約に違反して障害に基づいて自由が奪われた場合には、障害のある人が賠償を受けることを確保すること。」

「理由」

草案第 10 条 2 項は、障害のある人が自由を奪われてもやむを得ないという認識と誤解を招く虞があるため、一旦削除し、自由権規約第 9 条を障害者特有のニーズを十分に考慮した条文として抜本的に修正した上で、新たに設けるべきである。この場合は言うまでもなく、既存の国際人権基準を下回るような規定とならないことに十分留意しなければならない。

(a)について

非常にあいまいでありいかなる形でも利用できる。障害者のニーズについていっていることは不明確である。いかにしてそうしたニーズが決定されるのかあるいは誰がそのニーズを決めるのか不明確。10-2-(b)については逮捕拘禁の際についてのみ触れられており、その後の裁判手続きあるいは獄中処遇についても情報提供が触れられなければならない。

基準は、拘禁施設の総合的なアクセシビリティと拘禁施設内の総合的プログラム、障害関連のサービスが拘禁下の障害者の福利を確保する目的で提供されること、合理的配慮を受けることを誰も強制されることないという条件の下で個別の要求を満たす合理的配慮、を明確にしなければならない。この点については特別委員会議長案（14 条—4 と 5）、バンコク草案（13 条—4 と 5）そ

してメキシコ草案（10 条）を土台にして、今後さらに議論が必要である。

（c）について

（

（

◆草案第 11 条（拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由）

* 2 項

「草案原文」

「特に、締約国は、障害のある人が十分な説明に基づくその自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けることを禁止し、かつ、当該実験から障害のある人を保護するものとし、また、いかなる實際上又は認知上の機能障害をも矯正し、改善し又は緩和することを目的とする強制的介入又は強制的施設収容から障害のある人を保護する。」

「コメント」

2 項においては、「医学的又は科学的実験」及び「強制的介入又は強制的施設収容」の禁止義務規定と、それからの障害者の保護義務規定とは維持すべきである。

◆草案第 12 条（暴力及び虐待からの自由）

* 2 項

「草案原文」

「このような措置は、いかなる實際上又は認知上の機能障害をも矯正し、改善し又は緩和することを目的とする強制的介入又は強制的施設収容並びに拉致を禁止し、かつ、これらから障害のある人を保護しなければならない。」

「コメント」

2 項においては、「強制的介入又は強制的施設収容」の禁止義務規定と、それからの障害者の保護義務規定とは維持すべきである。

* 4 項：修正

「草案原文」

「締約国は、暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的搾取及び性的虐待を含む。）を防止するため、障害のある人を他の者から分離して収容する官民双方のすべての設備及び計画が効果的に監視されることを確保する。」

「修正案」（下線部分を追加）

「締約国は 障害者に対する、暴力（略）」

◆草案第 13 条（表現及び意見の自由と、情報のアクセス）

*（b）項

「草案原文」

障害のある人が代替的なコミュニケーション様式を公の対話において使用することを是認すること。

「修正案」（世界ろう連盟）

公の対話において、障害のある人が代替的なコミュニケーション様式を使用し、ろう者が手話を使用することを是認すること。

*（c）項

「草案原文」

代替的及び拡大的なコミュニケーション様式を使用することができるように障害のある人を教育すること。

「修正案」（世界ろう連盟）

代替的及び拡大的なコミュニケーション様式を使用することができるように障害のある人を教育すること。ろう者には、国の手話による教育が提供されるべきである。

*（e）項

「草案原文」

障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

「修正案」（世界ろう連盟）

障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。これにはライブ支援者、仲介者、手話通訳者に適切な訓練を提供することがふくまれる。

◆草案第 15 条（地域社会における自立した生活及びインクルージョン）

*（b）項

「草案原文」

「障害のある人が、施設への収容及び特定の生活形式を義務づけられないことを確保すること。」

「コメント」

「障害のある人が、施設への収容及び特定の生活様式を義務づけられないことを確保する」ための適当かつ効果的な措置をとる義務規定は維持すべきである。

*** (c) 項**

「草案原文」

「地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な居宅サービス、在宅サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害のある人が利用できることを確保すること。」

「修正案」

「…在宅サービスその他の地域における社会参加支援サービス（介助等の人的支援を含む。）を障害のある人が可能な限り利用できることを確保すること。」

「理由」

「地域社会支援サービス」では内容が曖昧なので、「地域における社会参加支援サービス」とし、「人的支援」の部分には「介助等」を例示した。【草案注 53】では、「人的支援を約束することを確保することが困難である」という意見もあったことから、より積極的な要素を含んで合意が可能な文言として「可能な限り」を付記した。（より適切な文言かどうか検討を要する）

◆草案第 16 条（障害のある子ども）

*** 3 項（b）**

「草案原文」

3. 締約国は、インクルーシブ・ケアについての障害のある子どもの権利を認める。この権利は次のことを含む。

a. 適当かつ包括的なサービスの早期提供

b. 利用可能な資源を条件として、資格のある子ども及びそのケアに責任を有する者にまで支援を及ぼすこと。この支援は、申請に基づくものであって、支援を受ける資格のある子どもの状況、及びその親又はケアを行う他の者の事情に適したものとする。

・ 障害児のケアの重要性の観点から、3 項（b）の「利用可能な資源を条件として」を削除する。

*** [草案注 54] に基づき、6 項を新しいパラグラフとして追加する。**

「6 項の文案」

「締約国は障害のある子どもを性的虐待をはじめとする虐待及び搾取から保護する。締約国は難民生活を送る障害のある子ども及び障害のある孤児をはじめとする弱い立場にある障害のある子どもの権利を確保する。」

◆草案第 17 条（教育 55）

* 【草案注 55】について

「特別委員会は、この条文草案が、他の条文草案の訓練に関する規定とともに、訓練をより強調して取り扱うべきか否かを検討することを望むかもしれない。」

「コメント」

第 17 条はあくまで教育だけに焦点を絞るべきであり、「訓練」は第 22 条（労働の権利）など他の適切な条文で取り上げるべきである。

* 1 項の柱書き及び【草案注 56】

「草案原文」

「締約国は、教育についての障害のあるすべての人の権利を認める。この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、障害のある子どもの教育は次のことを指向するものとする。」

【草案注 56】

「特別委員会は、この条文草案の規定が障害のある『人』に言及しているため、この柱書きが『子ども』にのみ焦点を合わせるべきか否かを検討することを望むかもしれない。」

「修正案」

草案第 17 条 1 項については、「漸進的に」を削除すべきである。脚注 56 に関しては、高等教育等を含むことを念頭に第 1 項の柱書きの「障害のある子ども」は、「障害のある人」にすべきである。

* 2 項 (a)

「草案原文」

この権利を実現するため、締約国は次のことを確保する。

(a) 障害のあるすべての人が、自己の属する地域社会において、インクルーシブでアクセス可能な教育を選択することができること（幼年期及び就学前の教育の利用を含む）。」

「コメント」

第 2 項 (a) の「インクルーシブでアクセス可能な教育を選択することができる」は不可欠である。

* 3 項及び【草案注 61】

「草案原文」

締約国は、一般教育制度が障害のある人のニーズを十分に満たしていない場合には、特別の又は代替的な学習形態を利用可能なものにすることを確保する。いかなる特別の又は代替的な学習形態も、

- a. 一般教育制度で提供される同一の基準及び趣旨を反映しなければならない。
- b. 一般教育制度への障害のある子どもの参加を最大限可能な程度まで認めるようにして提供されなければならない。
- c. 一般制度か特別制度かを十分な説明に基づいて自由に選択することを認めなければならない。
- d. いかなる意味においても、障害のある生徒・学生のニーズを一般教育制度において満たすことに引き続き努める締約国の義務を制限するものであってはならない。

【草案注 61】

「作業部会の構成員は、このパラグラフの一つの重要な要素が選択であると考えた一方、その構成員の中には、教育についての権利がより重要であると考えた者もいる。他の構成員の中には、この選択において子どもの利益を一層強調することが好ましいと考えた者もいる。また、専門的教育サービスと一般教育制度との関係を提示する様々なアプローチが確認された。作業部会の構成員の中には、一般教育制度における障害児の教育が通則で、専門的教育サービスは例外であるべきだと考えた者もいる。他方、構成員の中には、あるアプローチが他のアプローチよりも望ましいという想定をしないで、専門的教育サービスは一般教育制度が不十分である場合に提供されるのみならず、むしろいつでも利用可能であるべきだと考えた者もいる。たとえば、構成員の中には、ろう児及び盲児が自己の集団において教育を受けることを認める必要性を強調した者もいる。後者のアプローチをとる場合であっても、作業部会は、一般教育制度か専門的教育サービスかを選択する個人の能力を制限することなく、障害のある生徒・学生が一般教育制度を利用できるようにするための明確な義務を国家がなお負うべきであると考えた。」

「コメント 1」

第 3 項における〔草案注 61〕での選択と、教育についての権利との比較に関しては、「選択できる環境の提供」こそが教育についての権利のまさに核心部分であるべきである。（下線部分参照）

視覚障害教員がいて、点字の指導ができる盲学校、聴覚障害・ろうの教員がいて手話の指導ができる聾学校それぞれに関する適切で十分な情報提供が、本人、保護者に対して行われなければならない。また、普通学校に就学している視覚障害のある子に対しては専門機関としての盲学校からの支援が受けられる体制ないしシステムを作るべきである。

「コメント 2」

(c) の「十分な説明に基づいて自由に選択」は非常に重要である。この条文に関しては脚注もついておらず論点となっていない。この条文のまま条約に盛り込まれるべきである。

* 4 項

「草案原文」

「締約国は、感覚的な障害のある子どもが、適当な場合には手話又は点字の教育を受けること及

び手話又は点字で履修することを選択することができることを確保する。締約国は、手話又は点字に通じた教員の雇用を確保することにより、感覚的な障害のある学生に対する良い教育を確保するための適切な措置をとる。」

「修正案」（世界ろう連盟）

ろうの子どもは自分達のグループの中で教育を受け、手話と国の音声言語、書記言語のバイリンガルな使用者となるべきである。又、その他に外国の手話や音声・書記言語を学習する権利も有する。各締約国は、ろうの教員及び手話に精通している健聴の教員の雇用を確保することにより、手話による質の高い教育を提供できるよう、法的、行政的、政治的、その他必要な措置をとる。

「コメント1」

4項は、盲とろうの感覚障害両方を一つの条文で扱っているために、明確さを欠いている。点字と手話の性格の違いから、別個の条文とすべきである。

「コメント2」

聾教育に関しては、手話と音声言語・書記言語のバイリンガル教育が重要である。視覚障害に関しては、点字の重要性を強調するあまり、点字を使用するまでもない、低視力あるいは弱視の人々の普通文字を使用する自由や機会の拡大が無視されかねない点にも留意するべきである。

* 5 項

「草案原文」

「締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を利用することができることを確保する。このため、締約国は障害のある人に適当な支援を与える。」

「修正案」

5項については、教育年限の後半期では職業教育も必要であることを踏まえ、「職業訓練」を「職業教育」に修正するべきである。

◆草案第19条〔アクセシビリティ（利用可能性）〕

* 2 項（b）

「草案原文」

公共の建物及び設備の利用可能性を推進するための他の形態のライブ支援及び仲介者（案内者、朗読者及び手話通訳者を含む。）を提供すること。

「修正案」（世界ろう連盟）

(b) 1：公共の建物及び設備の利用可能性を推進するための他の形態のライブ支援及び仲介者（案内者、朗読者及び要約筆者・字幕製作者を含む。）を提供すること。

(b) 2 : 公共サービス、教育、参加を可能にするために、情報を音声言語から手話へ、又手話から音声言語へ通訳する手話通訳者を仲介者として提供すること。

◆草案第 2 1 条（保健及びリハビリテーションに対する権利）

*（a）項

「草案原文」

「障害のある人に対し、他の市民に提供されるものと同一の範囲及び水準を持つ保健サービス及びリハビリテーションサービス（性と生殖に関する保健サービスを含む。）を提供する。」

「修正」

「他の市民」を「社会の他の構成員」に。

（理由）

「障害者の機会均等化に関する基準規則」規則 2 の 3 などに準拠。

* 新（d）項を追加し、及び（k）項を統合。

「（k）項の草案原文」

「希望に基づかない医療及び医療関連の介入及び矯正手術が障害のある人に強制されることを防止する。」

「新（d）項の文案」

「締約国は、障害のある人が、特定の保健サービスあるいはリハビリテーションサービスについて十分納得するまで説明を受け、質問し、その上でそのサービスを受けるかどうかについて自分自身の判断で決定する権利を有することを認め、それを障害のある人本人、家族ならびにサービス提供者に周知徹底させるよう努力する。また、特に本人の自己決定や希望に基づかない医療及び医療及び医療関連の介入及び矯正手術を禁止する。」

（理由）

保健サービスやリハビリテーションサービスは、障害のある人の自己決定に基づいて提供されるべきであり、その自己決定を可能にするには、当事者が十分納得できるよう必要な情報が提供されることがきわめて重要。これは（k）の内容と多少重複することから、（k）をこの中に統合する。

*（d）項：問題なし

ただし、「休息介助」は、「介助者休息」に訳文を修正。

*（e）項：問題なし

ただし、「特に子ども及び高齢者の」を「特に子ども及び高齢者の場合を含む」に訳文を修正。

*** (f) 項：問題なし**

ただし、「研究並びに障害のある人に資する新たな知識」を「障害のある人に資する研究並びに新たな知識」に訳文を修正。

*** 新 (h) 項を「追加」**

「保健サービスあるいはリハビリテーションサービスに現に従事する者に障害およびそれへの対処法についての正しい最新の知識が普及されるよう努力する。」

(理由)

一般医療関係者ばかりでなく、保健サービスおよびリハビリテーションサービス従事者自体も障害に関する知識を必ずしも十分持っていないのが現状であり、その現状を打開する必要があるため。

◆ 草案第 22 条（労働の権利）

*** 前文**

「草案原文」

「締約国は、障害のある人の労働の権利を認める。この権利は、障害のある人の平等な機会及び取扱いを促進するため、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会を含む。締約国は、この権利を保護するための適当な措置をとる。この措置は次のことのための措置を含む。」

* 前文の上から 3 行目に下線部分「追加」。

…締約国は、この権利を保護するための適当な措置をとる。また、代表的な使用者団体及び労働者団体並びに代表的な障害当事者団体及び障害関係団体はこの措置の実施に関して協議を受ける。この措置は次のことのための措置を含む。

(理由)

障害者の職業リハビリテーションおよび雇用措置を効果的に推進するにあたって、労使の代表的な団体および障害当事者および障害関係の代表的な団体がその協議に預かることはきわめて重要であり、国際労働機関（ILO）の「職業リハビリテーションおよび雇用（障害者）に関する条約」（第 159 号条約）第 5 条にもそのことが謳われている。

*** (a) 項**

「草案原文」

「障害のあるすべての人に開かれ、インクルーシブであり、かつ、利用可能な労働市場及び労働

環境を促進すること」

「追加」（下線部分）

「…労働市場及び労働環境を促進すること。また、締約国は、障害者の労働市場における就業状態を示す基本的指標として、「障害者就業率」（労働年齢期における障害者人口のうち、働いている障害者の比率）などの統計を作成すること。」

（理由）

障害者数等の保健統計はあっても、障害者の就業・雇用統計を作成している国は非常に少ないのが現状。障害者の就業・雇用状況を改善するためにも、その就業・雇用実態を把握することは、きわめて重要。近年、EUの雇用戦略では、従来の「失業率」の低下に代えて、「就業率」を上げることが目標になっている。そこには、障害者の場合もあてはまるが、さまざまな理由から非労働力化している人びとをできるだけ労働市場に参加できるようにしよう、あるいは、仕事を通じて万人を社会に統合しようという発想があり、その目標の基本指標として「就業率」を使用、その結果も公表している。

*（d）項

「草案原文」

「使用者が、積極的差別是正措置、奨励制度及び割当制度等を通じて、障害のある人を雇用することを奨励すること。」

「修正案」（下線部分）

「使用者が、「障害のある労働者と他の労働者との間に機会及び待遇の実効的な均衡を確保するための積極的措置をとること」を通じて、障害のある人を雇用することを奨励すること。」

（理由）

具体的な措置を例示することについては、賛否両論があることから、むしろ包括的な表現にしたほうがよいこと、また、ILO第159号条約第4条にも同様の表現が含まれていることから、国際的同意が得やすいと思われるため。

*（e）項

「草案原文」

「職場及び労働環境における障害のある人の合理的配慮を確保すること。」

「追加」

「合理的配慮」については、第2条「定義」の「合理的配慮の欠如」において規定されることと思われるが、その内容としては、「障害のあるアメリカ人法（ADA）」の次の規定を参考とすること。

「（A）従業員によって使用される現存する施設を障害者に容易に利用でき（アクセシブル）かつ使用可能にすること。

（B）仕事の再編成、パートタイムまたは変更された勤務日程、空席の地位への配置転換、機器または装置の取得または改変、試験、訓練教材または方針の適当な調整または変更、有資格の朗読

者または通訳の提供、およびその他、障害者のための同様な適応化」

*** (g) 項**

「草案原文」

「職業リハビリテーション、職場定着及び職場復帰を促進すること。」

「追加」（下線部分）

「…職場復帰を促進すること。また、締結国は、最重度の障害者の雇用機会の創出に積極的に取り組む。」

（理由）

多くの国において一般労働市場から排除されている最重度障害者の就業・雇用をすすめるためには、政府が率先してその就業・雇用機会創出に取り組む必要があるため。

*** (h) 項**

「草案原文」

「雇用、職務継続、昇進、労働条件（同一価値の労働についての同一報酬及び平等の機会を含む。）及び苦情処理に関し法律を通じて障害のある人を保護すること並びに障害のある人による労働の権利及び労働組合の権利の行使を確保すること。」

「追加」（下線部分）

「…及び苦情処理に関し法律を通じて障害のある人を保護すること、職場における障害を理由とする嫌がらせ（障害ハラスメント）を差別と見做し、禁止すること並びに障害のある人による労働の権利…」

（理由）

職場において同僚などによる障害ハラスメントに悩む障害者が少なからずいる実態があることから、そうしたハラスメントから障害者を守るためには、こうした規定が必要と思われる。

*** (j) 項：問題なし**

ただし、「障害のある人の貢献、技能、功績及び能力の承認」を「障害のある人の技能、功績、能力及び職場及び労働市場への貢献の承認」に訳文を修正。

◆草案第 23 条（社会保障及び十分な生活水準）

*** 1 項（a）**

「草案原文」

障害のある人が、障害と関連のあるニーズにとって必要なサービス、機器その他の支援を利用することを確保するための措置」

「修正」（下線部分）

障害のある人が、障害と関連のあるニーズにとって必要な介護、生活支援その他自立のための適切なサービス、機器（福祉用具等）その他日常生活を営むのに必要な支援を利用することを確保するための措置。

（理由）

原文は、表現がありまいでこのままでは実効性がない。できるだけ多くの例示をも設けて政策の計画・評価に使えるようにするため。

* (c) 項

「草案原文」

「困窮状況で生活している、重度の 及び重複した障害のある人並びにその家族 が、障害と関連のある費用（十分な研修、カウンセリング、財政援助及び休息介助（レスパイト）を含む。）を賄うための国の援助を利用することを確保するための措置（これは自己を発展する意欲を阻害するものとなってはならない。）」

「修正案」

「障害のある人及びその家族が、障害と関連のある費用（十分な研修、カウンセリング、財政援助及び「介助者休息」（レスパイト）、福祉用具及び交通（費）を含む。）を賄うための国の援助を利用することを確保するための措置（これは自己を発展する意欲を阻害するものとなってはならない。）なお、困窮状況で生活している、重度の及び重複した障害のある人並びにその家族については、特に緊急にその利用を保障する措置をとること。」

（理由）

ここで挙げられたような援助は、特定の障害者および家族だけでなく、すべての障害者とその家族が利用できるようにすべきであること。しかし、「困窮状況で生活している、重度の及び重複した障害のある人並びにその家族」に対する緊急な措置を追加することは適当と思われる。

* (d) 項

「草案原文」

「政府の住宅供給計画への障害のある人のアクセスを確保するための措置（障害のある人に一定数割り当てられた政府の住宅供給を含む。）」

「追加」

括弧内の例示に、「家賃補助、住宅改造費用の助成」を追加。

(理由)

一定額以上の家賃が支払えないため、適切な住宅確保ができない障害者や、住宅構造が不適切なため、日常生活に苦勞しているものが少なくないため。

* (e) 項

「草案原文」

「障害のある人が、その所得に関して、税金を免除されることを確保するための措置」

・原文を「削除」し、次の文章を「追加」

「機能障害の原因や種類に関わらず現に支援を必要とするすべての障害のある人に最低生活費を保障する社会保障制度を確立し、その改善を確保するための措置」

(理由)

戦争による障害者や労働災害・公務災害のみを補償している国、一般の疾病や事故による障害者も対象としていても原因による大きな較差が残っている国、あるいは視覚障害者などは保障を受けやすいが、精神その他の障害者が不利に扱われている国などが少なくないため。

◆草案第 25 条 (モニタリング)

* 国際レベルのモニタリング (監視)

「コメント 1」

現在、条約体改革議論が国際レベルで進められ、既存の諸条約の目的達成を図る上でのモニタリング (監視) の合理化の必要性には一定の認識をもつが、本来は目的達成に向けて、人的資源や予算の増強を行い政治的意思の伸張を目指していくことが望ましい姿である。少なくとも、条約体改革における合理化 (効率化) が障害者権利条約のモニタリングを設けないという主張につながることは、ひいては人権条約体の実効性の欠如につながることはあってはならない。人権条約体の実効性と合理性 (効率性) との両方の観点から、障害者権利条約の国際モニタリング (監視) を設けるという結論を日本政府としてもつことが必要である。

「コメント 2」

本当の問題の所在は、条約を守ろうとする政治的意思とサポート体制への意思がないという点にある。最も実効的な方法は、予算を増やし、政治的意思を高めていくことが本当の機構改革である。「効率性優先」の考え方は、個人の権利保護を核心的テーマとする「モニタリングの実効性」と基本的に相容れないものである。

「コメント 3」

誰がモニタリングするのかという点も大切であり、多様な立場と当事者参画という要素がなければ委員会は機能しない。効率性・統一性を求めると、救済の道を排除しかねない。他の人権諸条

約と相互連動しながら、実施措置に基づく条約独自の委員会を設け、財政強化し、当事者性を高めていくことが必要である。

国際レベルでのモニタリングについては、条約体改革議論を待つのではなく、既存の条約と同様の定期的な政府報告制度を明確に位置づける条約体を創設すべきであり、かつ、この条約体は当事者性を重視したものであるべきと考える。

「コメント4」

人権諸条約には、すべて定期報告審査があり、批准している国はすべて報告義務があるが、現状は、報告書提出の期限に間に合わない国が続出し、委員会側の報告書審査も裁ききれていない状況にある。その要因としては、委員会をサポートする人権高等弁務官事務所などの人が足りない。そもそも国連の予算が少なすぎて人が雇えないことなどが上げられるが、もっとも大きなものとしては、何より委員の選出の仕方が不透明であること、そして政府から独立しているのかが分からない人が紛れ込んでいるなどの点で、独立性に対して疑問が指摘されている。

「コメント5」

障害者の権利条約を本当に履行させていくためには、実施措置の規定によって条約委員会を設置するというのがベストであるという観点から、次の点を提起する。

- 1.GO と関係機関を報告審査の中に位置づけることを条約に明記をすること。
- 2.審査にあたる委員の審査にあたっては、だれが委員になるのか、当事者性をはっきりさせること。そうでないと提起される問題の意味も伝わらない。
- 3.委員をサポートする機能が必要。人権高等弁務官事務所でもいいのか、他の委員会と分断されない仕組みが大切であり、それに伴う資金の確保も必要である。
- 4.どのような形で情報提供すればいいかを条約に明記すること。

※参考事例としては、ILO のような形で、審査の後、必要であれば具体的・技術的な支援を国際的に行なう仕組みと財源作りの取組みが重要となる。（◆国際協力の項参照）

「コメント6」

個人通報制度及び調査制度を盛り込むことが必要である。女性差別撤廃条約の選択議定書は、個人通報制度と調査制度について定めている。この議定書に加盟した場合、その加盟国によって、この条約上の権利を侵害されたと考える個人また団体は、上記の委員会へ通報し救済を求め、結果的に委員会はその締約国に、勧告などをすることになる。さらに、この議定書は調査制度を規定しており、委員会は、「権利の重大なまたは組織的な侵害」示す情報を受理した場合、当該国に対して調査を実施することが可能である。

* 国内モニタリング（監視）

- ・ 草案第 25 条第 1 項

「草案原文」

「締約国は、この条約の実施に関連する事項についての中心的な活動機関を政府内に指定するも

のとし、また、多様な部門及び多様な段階において関連のある活動を推進するため、調整機関の設置又は指定について正当に考慮する。」

「コメント1」

政府部内のどこに調整機関を置くべきか明確にするとともに、調整機関に当事者の意思を反映させていくこと。女性の条約では、内閣府に男女参画局が指定されている。障害者の条約では、少なくとも外務省の所轄部局と内閣府の障害者施策推進本部が政府内の総合的調整機能の役割を果たし、NGOの参画と意見を反映するための協議機関を設置することが必要である。

* 草案第 25 条第 2 項

「草案原文」

「締約国は、その法的及び行政的な制度に従って、この条約で認められた権利の実施を促進し、保護し及び監視するための枠組 を国内で維持し、強化し、指定し及び設ける。」

「コメント1」

行政機関からの独立性と当事者性が確保された国内監視機関において、救済を含めた権利の監視を行い、また当事者の意思が反映されるための仕組みと役割を明確にすること。第1に国内監視機関においては、「国内人権機関に関するパリ原則」（1993年）を踏まえ、行政機関からの独立性と当事者性（委員構成における障害NGOの積極的な参画等）が確保されること。

第2に実効性のある権限と役割をもたせるために、条約の国内実施状況を監視し、権利侵害の救済を明記した監視・救済委員会の設置法の検討が必要であること。（国家行政組織法第3条との関連）

「コメント2」

国内モニタリング（監視）の役割については、以下の点が重要である。

1. 条約に基づき、国内の法令、政策及び計画を監視すること。
2. 条約に基づき、国内法令の影響に関する研究に着手し、それを推進すること。また、障害のある人に与える影響を評価するための制度を開発すること。
3. 条約の不遵守についての苦情申立てを処理すること。
4. 国内監視委員会は、条約の実施に関する不遵守の申立てを受けると、まず、任意の調査を行い、任意の調査によって事案が明らかにならない場合でかつ事案の解明が必要と判断される場合には、職権による立ち入りも含めた調査を実施する。
5. 調査の結果、条約に違反することが確定した場合は、不利益または被害の回復に向けた調停を行う。
6. 調停が不調に終わった場合で、かつ差別、権利侵害の行為が認定されるときには、事案の重大性、緊急性に応じて、是正命令、警告、公表、勧告、要望等の処分を行う。
7. 条約の実施状況について調査・監視し、定期的にその調査結果をまとめ、関連法令の改廃・制定に関し、提言を内閣に提出する。
8. 条約の実施に関する国際的監視委員会に提出する「政府報告書」の作成を政府から委託を

受けて行う。

◆国際協力（付属書 II）

「コメント 1」

国際協力については、条文に取り上げること自体が重要である。条文に位置づけられなければ、障害者の国際領域において何をしていくのかという議論すらおこってこないというマイナス面を考慮すべきである。

「コメント 2」

国際協力」を条約中に位置づける場合には、社会権規約第 2 条第 1 項及び子どもの権利条約第 4 条を踏まえ、モニタリング（監視）に関連して、子どもの権利条約の第二部〔実施措置〕に規定されている第 45 条を参考にする必要がある。

【関連規定：社会権規約第 2 条 1 項】

「この規約の締約国は、（略）自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」

【関連規定：子どもの権利条約第 4 条】

「締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。」

「コメント 3」

国際協力のあり方については、児童労働を廃止することを目的とした、ILO 児童労働禁止および廃止条約（ILO 第 182 号条約および第 138 号条約）実施へのつぎのような、ILO の取組みを参考にしていく必要がある。

ILO では、最悪の形態（たとえば、性的な労働や兵役につかせることなど）の児童労働については、直ちに禁止ならびに廃止するようにしなければならない（ILO 第 182 号条約）。とくに途上国におけるそうした最悪の形態の児童労働を「5 年以内に」禁止ならびに廃止できるようにするため、先進国の政府および労使団体などから任意拠出された資金により、技術協力が行われ、実効をあげている。

（したがって、こうした ILO による方式は、とくに途上国における障害者差別撤廃に 向けて国際協力をすすめる上で参考になると思われる。）

「コメント 4」

現在の政府開発援助の問題点は、障害者だけを対象にした事業と、一般的な事業が乖離し、後者における障害者への配慮が欠けている点にある。障害者を対象とした国際協力事業だけでなく、一般住民を対象とした国際協力事業の恩恵にも障害者が浴しうようするため、バリアフリー

ガイドラインの策定と遵守を国際協力の原則とすることを提案する。

以上

Copyright 2001 (財)日本障害者リハビリテーション協会 (JSRPD)

All Rights Reserved.

この Web サイトは、日本国著作権法および国際条約により保護されています。この Web サイトの全部または一部を無断で複製したり、無断で複製物を頒布・公開すると著作権の侵害となりますのでご注意ください

第4巻第1号（仮訳）

2004年5月24日

午前セッション

開始時刻：午前10時28分

終了時刻：午後12時56分

条約の題名と序文に関する議論は延期された。第1条及び第2条の修正については、脚注8、第2条（a）及び第2条（c）の代替文言、また第2条への追加事項の可能性を中心に話し合われた。

議長を務めるルイス・ガレゴス（Luis Gallegos）大使が、第3回特別委員会（AHC）の開会を宣言し、総会（GA）及び作業部会（WG）の指示に従って交渉を始めるよう告げた。同議長は委員会に対し、この一連の過程に注目している6億の人々の期待に応えるよう、全力を尽くすことを強く求めた。議事案によれば、草案文書の特定の条文について協議することが求められている。各代表の発言は、簡潔かつ明確にし、5分以内にまとめなければならない。各国の意見或いは全般的な見解は、文書にして会議場で回覧しなければならない。WGと前回のAHCにおいては、NGOが重要な役割を果たしてきた。この第3回委員会での交渉は、WGによって行われた作業に基づいて進められる。加盟国の主張とNGOの主張とは、区別して扱われ、画面には国家代表による修正案及び提案のみが表示される。各部分の協議の後、NGOが見解を述べることができる。

議長は、文書は全体会議でのみ協議されることを強調した。更に、文書を現実のものにできるよう協力を求めた。

エジプトは、会議が午後6時以降まで続く場合、翻訳が作成できないとの懸念を示し、それ故6時以降は非公式会議を開かないよう求めた。議長は、殆どの非公式協議は午後6時以前に行うと同意した。

暫定議題 A/AC.265/2004/L.1 が採択された。作業の構成に関する草案 A/AC.265/2004/CRP1 が承認された。

アイルランドは、序文に関する協議を、まず一度条文を読んだ後、作業の最後に行うことを提案し、メキシコがこれを支持した。シエラレオネはその理由を尋ね、メキシコは、加盟国から提案された実質的な内容を初めに討議し、その後に本質的なことだけを含む序文に盛り込まれるべき概念的な枠組みを検討した方がよいからであると答えた。シエラレオネは、国連憲章の場合は、重要なことは憲章の中核をなす序文に記されているということを指摘したが、しかし、この問題を後で扱うという全体の意見に従った。

議長は、WGの調整役を務めたドン・マッケイ（Don Mackay）大使に感謝の意を表した。同大使はこの委員会に出席できなかったが、ニュージーランド代表を通じて声明を伝えた。大使は、WGの調整をすることができて光栄であったと語った。更に、WGは全ての発言を平等に考慮したこと、

また WG は草案作成委員会でも交渉の場でもなく、それらは AHC のなすべきことであることを述べた。草案報告書には多くの意見が反映されており、脚注は主要な課題への案内役として役立てられる。WG に与えられた任務は複雑で、2 週間という期間は短かったが、WG はその任務を果たした。文書の各部分に関する非公式協議の調整に当たったシエラレオネ、メキシコ、南アフリカ、コロンビア、韓国、南アフリカ人権委員会及び国際リハビリテーション協会（RI）に対し感謝の意を表す。WG における議論は、各代表が互いの意見を聞き、その過程を通じて学び合う、真に有意義なものであった。それぞれの意見は異なっていたが、全ての代表は共通の目的に向かって取り組み、固定観念にとらわれることはなかった。同大使は、このようなオープンさと柔軟性が AHC でも引き続きみられることを望んだ。更に続けてマッケイ大使は、この一連の過程が障害者（PWD）にとってアクセシブルであるべきだと主張した。特に法律用語が障壁となる可能性があるので、ニュージーランドは草案文書を簡単にした改訂版を準備した。これは UN Enable のウェブサイトに掲載されており、また参加者にも配布された。

中国は、WG の成果をたたえ、WG の報告書にはあらゆる局面に関する意見が反映されていると指摘した。この会議は実質的な交渉の始まりといえる。条約は障害者の経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を含み、「障害者の生命及び発達の権利を保証する」包括的かつ総合的で、法的拘束力のある国際的な文書でなければならない。更にこの文書は、関係各者の義務について説明するものでなければならない、またそれによって権利と手段とが結びつけられる。従ってこれには、機会平等、貧困撲滅、社会保障制度、雇用機会及びバリアフリーな環境などの実現のような、条約の目的を達成するための経済的及び社会的政策に加え、立法上、行政上及び司法上の措置も盛り込まなければならない。またこの条約では、先進国と発展途上国との間の格差を考慮する必要がある、条約の重要な部分として国際協力が奨励されるべきである。関連する他の国際条約をモデルにした専門委員会による監視も行う必要がある、その際には条約を遵守しているかどうかに関する各国の報告書が検討されることになる。

ホセ・オカンボ氏（Jose Ocampo）は国連事務総長に代わって発言し、WG/AHC の活動に感謝の意を表した。そして社会的進歩の価値とより高い生活水準、また全ての人のための人権について語った。20 年以上もの間、国連は障害者の完全平等に関わってきた。1982 年の障害者に関する行動計画への取り組み、及び 1993 年の障害者の機会均等化に関する基準原則は、焦点を社会福祉的アプローチから人権を基本としたアプローチへと変換する上で役立った。社会こそが障害者に対するバリアを作っているのを見て、国連という国際的コミュニティは、世界の 6 億人の障害者に変化をもたらすような条約の必要性を認識したのである。NGO や法律専門家、障害者、そして各国政府は、AHC に先立ち報告書の作成に尽力した。条約の目的は、包括的な社会の発展のための基礎を提供することである。事務総長は会議の成功を期待していると述べた。

オカンボ氏は、続けて自身のコメントを述べた。発展途上国の問題は、我々の気をくじくものである。障害者の 80 パーセントは発展途上国に住んでおり、問題の解決には貧困撲滅と社会統合の両方に焦点を当てる必要がある。同氏は参加者に対し、人権と社会的な発展とを結びつけることで、最も取り残されているグループにも手をさしのべるよう奨めた。

第 1 条 目的

コーディネーターが第 1 条に関する協議を始めることを告げた。

第1条：「この条約は、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に、効果的にかつ平等に享有することを確保することを目的とする。」

バーレーンは、参加者に条約の題名を検討するよう求め、「障害者に関する国際条約」とすることを提案した。議長は、題名は後に議論されると述べた。

韓国は、障害がある女性について、障害がある子ども達に関する条文と同様な別の条文を設けることを求めた。そしてこれをどのように行うかについては柔軟性を持って対処するとし、同国が提案する文言を配布すると述べた。

アルゼンチンは、「この条約は、障害のある人の権利を保護し及び促進することを目的とする。」という脚注8の代替文言を支持すると述べた。このような文言は、条約の目的が義務であることを反映するものである。

アイルランドはEUを代表して、第1条は短く、要を得たものにするべきであると強調した。そして「効果的」という言葉は意味が分からず、また「完全かつ平等に」という文言に比べて責任が少ないように思えるのでこれを削除するよう提案した。

南アフリカは、第1条は序文の一部を繰り返し説明しているので、くどいのではないかと提案した。そして目的の部分で、「条約は障害のある人の権利を促進し、保護する。」とすることを提案した。

イエメンは、題名を短くしなければならないというバーレーンの意見に同意した。第1条では、人権の享有と促進に付随する義務について言及すべきであるとした。

メキシコは、脚注8の代替文言を支持したが、それを更に次のように修正するよう求めた。「この条約は、平等と公平という普遍的な原則に基づき、障害のある人のすべての権利と尊厳の完全な享有を促進し、保護することを目的とする。」

中国は、第1条と脚注8の文言に関して、メキシコ、アルゼンチン及び南アフリカに同意した。

アイルランドは、提案されたいくつかの代替文言よりも、WGによる草案中の文言の方を支持した。これは、「障害のある人の権利」では、障害者が健常者とは違った一連の権利を持っているかのように聞こえるからである。そうではなくて、障害者も他のすべての人達と同じ権利を持つ。しかしこれらの権利を享受する機会を認められていないのである。

バーレーンは、国際協力について第1条の中で触れるべきであると述べた。

エジプトは、「この条約は、障害のある人がすべての人権と基本的自由を、平等かつ完全に享受することを保証することを目的とする。」という文言を提案した。

ロシア連邦は、現在の形式の、草案文書中の文言を支持した。

インドは、障害者がしばしば権利を享受することを阻まれている点を指摘し、「障害のある人に

対する差別を撤廃するよう努力することにより」という文言を追加するよう提案した。

日本は、第1条の原案にある文言は序文の内容と同じなのでくどい述べ、これは序文に関する議論の後に検討すべきであるとした。日本は脚注8の文言を支持した。条約は新たに権利を作るものではないが、条約によって合理的配慮のような、他の人権条約には含まれていない比較的新しい概念をいくつか紹介することになるのは確かであると加えた。

ヨルダン第1条の原案にある文言を支持し、この文言は明確で、差別という言葉を加える必要は全くないとした。国際協力第1条で触れる必要はないと述べた。

エルサルバドルは脚注8に対する支持を表明した。これは人権の促進と保護を含み、また社会的発展も含むからである。

モロッコは、インドの先の提案に加えて、「障害のある人に対するあらゆる形態の差別を防ぎ」という文言を追加することを提案した。

中国は、障害者の権利は人権であり、新しい権利は何も含まれないと述べた。同様に、女性と子どもも他の人々と同じ権利を持つが、それぞれに関する条約によって別の権利を保障されているわけではないと指摘した。

イエメンは、障害者は他の人々と同じ権利を持っているから人権を必要としていないというのは非論理的であると述べた。もし障害者がこれらの権利を享受しているなら、この条約は不要になるであろう。また国際協力を奨励し、差別を撤廃する必要もあるとした。

タイは、「確保する」という言葉を「促進し保護する」という文言に替えるよう提案した。すると次のようになる。「この条約は、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に、効果的にかつ平等に享有することを促進し、及び保護することを目的とする。」もしこれが不可能なら、脚注8を受け入れると述べた。

マリは、まず題名について同意することなくしては、目的について同意するのは難しいであろうとの考えを述べた。現在の題名では、障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進と謳っている。それ故、同国は脚注8を支持する。

バチカンのローマ教皇庁のローマ教皇庁は、参加者は序文に関する議論を後に回すべきであるが、第1条は序文と結びついており、決して序文に相反することがないようにしなければならぬと指摘した。

メキシコは、差別の撤廃と国際協力の促進は条約の本論の中で基本的なことであるが、必ずしも第1条に入れる必要はないと述べた。そして次の文言を提案した。「本条約は、平等と公平という普遍的な原則に基づき、障害のある人のすべての権利と尊厳の完全な享有を促進し及び保護することを目的とする。」

ヨルダンは次の文言を提案した。「効果的な」という言葉の代わりに、「・・・・促進、保護及び完全な享有・・・・。」

リヒテンシュタインは、条約のすべての部分が互いに関連し合っており、すべて一度に協議してもよいくらいなので、初めに実質的な内容の部分を討議し、必要であれば、題名や序文の中のこれらの部分に関連したところへ付箋をつけて検討する方がよいと強く主張した。首尾一貫性が重要であり、現在の題名では第1条及び第4条とは異なる一般的な概念を想起させるので、条約の目的を説明する条文は必要ないかもしれない。しかし、目的について議論を続けることは、非常に短い題名を考えるためには役に立つといえる。題名は一般の人々やメディアが利用しやすいよう短くすべきである。障害者の権利について話し合うことは妥当であり、間違っていない。

シエラレオネは、条約の目的では、なぜ条約が必要なのかその理由を説明するべきであると提案した。序文のFとHは、障害者の権利の侵害に言及し、なぜ条約が必要なのかを記している。条約の目的は、障害者の差別とその権利の侵害を防ぎ、そして社会の一員として平等に参加することを保障することである。これをどのように行うかについての問題は、他の条文中で扱うことができる。

エリトリアは脚注8の文言を支持した。

フィリピンは、短く簡潔な目的が極めて重要であると述べた。目的には社会に参加する責任についての記述も含むべきであるとした。

アイルランドは、権利と権利の享受との違いについて語った。移民労働者に関する条約及び子どもの権利条約という2つの国際条約において「権利」という文言が使用されているが、どちらも新しい権利を含んでいる。それ故、もし「障害のある人の権利」という言葉を我々が使うなら、それが一連の違った権利と見なされる可能性がある。障害者は他の人々と同じ権利を保証されている。しかしこれらの権利を常に享受できるわけではない。この条約のもとで、障害者がこれまで以上の権利或いはこれまでと違った権利を持つわけではないことをはっきりさせることが重要である。条約の目的は障害者による人権の完全な享有を保証することとするべきである。またアイルランドは、「人権」という言葉から「人」が省かれる傾向にあることを批判した。この省略によって、条約で意味する権利の種類に関して混乱が生じる可能性があるからである。アイルランドはまた、「公平」という言葉を入れることに反対した。この意味が人権の分野においては不明確だからである。

ウガンダは次の様な新しい文言を提案した。「すべての障害のある人の、すべての権利及び基本的自由の、完全かつ平等な享受を促進し、保護し、かつ実現する。」「実現する」という言葉によって、この条約により広く、また多くの人々が関わることを期待している。

コロンビアは、この問題に関する一つの理想像を作るとして、メキシコが提案した文言を支持した。

参加者はNGOからのコメントを受け入れた。

国内人権機関（NHRI）は次の文言を提案した。「この条約は、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由を平等に享受することを促進し、保護し、実現することを目的とする。」この形式は、平等に焦点をあてることを保証するものである。

アジア・パシフィック・フォーラムは、草案文書にある原案の文言を維持することを支持した。特に「効果的に」という言葉は、これらの権利の単なる形式的な認識ではなく、権利の効果的な享有のために必要な状況を作るであろうとした。

第2条 一般的原則

アイルランドはEUを代表し、全般としては第2条に依存はない旨表明した。しかし(c)については、「すべての生活面への平等な市民及び参加者としての障害のある人の完全なインクルージョン」に替えて、「障害のある人の、対等な立場での完全かつ効果的な社会への参加及びインクルージョン」という新しい文言を提案した。EUはまた、CRC（子どもの権利条約）第4条を基に、新しいパラグラフ2として「締約国は、本条約の実行のために、すべての適当な立法措置、行政措置及びその他の措置をとらなければならない。経済的、社会的及び文化的権利については、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置をとらなければならない。」を提案した。これは、条約の部分によっては漸次実施する必要がある一方で、例えば非差別のような、この条約の多くの部分は、その実施に時間をかけるべきではないという信念を反映している。

マリは国際協力に言及した新しいパラグラフ(f)を提案した。国際協力はこの条約の基本的原則であり、南北の協力と、南同士の協力の両方を含んでいる。

日本はおおむねEUに賛同したが、パラグラフ間の差異を明白にするために、第2条の最初の文は次のように変更すべきであるとした。「条約の目的を達成し、その規定を実行するために行動する際には、締約国は、特に以下の基本的原則に従わなければならない。」

シエラレオネは原案にある文言の受け入れを表明した。EUが提案した新しいパラグラフ2は、第4条の義務の項に入れるべきである。原則は義務とは異なる。

カナダは男女の平等に関する韓国の見解を支持した。そして「男女の平等」という題の新たなパラグラフを加えることを提案した。

ケニヤは、第2条に、障害者に絶えずふりかかる不利益を是正する積極的な行動とともに、人権の不可分性と相互依存性に関する内容を盛り込むよう主張した。

スーダン、EUが提案する新しいパラグラフ2は原則ではなく義務の項に入れるべきであるとするシエラレオネに同意した。また、国際協力は一般的原則の項に盛り込むべきであるというマリ意見に賛同した。国際協力は、委員会が取り組む課題の中でも最も深刻で難しく、また重要なテーマの一つとなるであろう。

アイルランドは、シエラレオネとスーダンに対し、新しいパラグラフ2に関するEUの見解について回答した。EUは新しいパラグラフ2をこの条文に入れるか、或いは新しい条文として設けたいと考えており、「一般的義務」に入れることは望んでいない。なぜなら、条約全体が締約国に対する一般的義務を生み出すからである。国際的な人権条約の慣例では、条文に表題をつけることはない。EUは第4条について大幅な修正をしたが、これは第4条が議論されるときに論じられるであろう。EUは男女間の平等を支持するが、これを第2条に盛り込むことには反対で、序文に入

れた方がよいと考える。

インドは、新しいパラグラフ 2 は最善の努力と漸進的実現の原則に基づくとし、これをこの条文に入れること、或いは別の条文を設けることを支持した。そして「重度の障害や知的障害、また重複障害のある人々の状況に特に注意を払う」ことと、「社会的モデルの方が、医学的モデルよりも好まれる」ということを更に認識するよう求めた。

ヨルダン、一般的原則は正確でなければならないと述べ、受容、協力、自己決定、平等、及び地位向上などの一語からなるフレーズをいくつか提案した。この条文は明確な内容にしなければならない。

メキシコは EU による (c) の新しい文言を支持し、新しいパラグラフ 2 は適切であると同意したが、これは一般的義務について規定した第 4 条に入れるべきであるとした。また男女間の平等或いは性差の観点から見た平等に関する記述を盛り込むことも支持した。そしてパラグラフ (d) に対し、「多様性」の代わりに「人間の尊厳」を加えて修正することを提案した。そうなるこのパラグラフは次のようになる。「差異の尊重と、人間の尊厳及び人間性の一部としての障害の受容。」

コスタリカは、性差の問題は重要であるので、条約の一般的原則か序文のどちらかにこれを盛り込むべきであるという点に同意した。また参加とインクルージョンが重要であると強調して、2 (c) の新しい文言を支持した。そして、EU の提案による新しいパラグラフ 2 を支持したが、この条文に含むことには反対した。2 (a) については、「人の自立」の代わりに「人の自立した生活」というフレーズを提案した。自立した生活はよく知られている言葉で、誰も一人では生きていけないが、ある状況下では人は自立した生活を楽しむことができる。更にコスタリカは、「人生のあらゆる段階における個人的な発達」を追加することを提案した。なぜなら、このような文言なら障害者を「子ども扱いする」ことが少なくなるからである。

南アフリカは、5 つの事柄を記した原案の文言と、すべての追加された提案事項とを支持した。そして、アクセシビリティに関する新しいパラグラフを加えるよう提案した。アクセシビリティとユニバーサルデザイン（第 19 条）は、条約にとって本質的で、締約国の状況を変えるのに役立つであろう。南アフリカは、「多様性」を「人間の尊厳」に替えるという、メキシコの修正案を支持した。更に EU が提案した新しいパラグラフ 2 も支持したが、それは一般的義務の項に移すよう強く主張した。

エリトリアは国際協力について条約の別の部分で触れることを支持した。

日本は、第 2 条にバリアフリーな環境の実現を謳った新しいパラグラフを加えることを提案した。これは条約に社会的な局面を追加することになるであろう。

ロシア連邦は、締約国がいったん署名すれば、条約の実行のためにあらゆる適切な行動をとらなければならないのだから、EU が提案した新しいパラグラフ 2 の最初の部分はくどいと述べた。更に、男女間の平等に関するパラグラフもまた、既に差別に対する一般的な禁止に含まれているので余計であるとした。

ノルウェーは、性の平等は、条約に含むべき重要な概念であると確認したが、それをどこに入れるのが的確かはまだ決められないとした。

リヒテンシュタインは、一般的原則とは何を意味するのかを問いかけ、これらは条約の特定の条文の解釈と適用に役立つ原則であるという回答を提供した。原則はすべての実質的な内容の条文に関連し、かつ適用することができるようにし、その文言は条文に照らし合わせて吟味されなければならない。原則は目的であってはならない。

タイは自己決定を一般的原則に盛り込むことを望んだ。これはいくつかの国内法で謳われている。タイはEUによる(c)の修正案を支持したが、「人生のあらゆる局面で」と付け加えることを求めた。そして新しいパラグラフ2の内容を支持し、「障害包括型国際協力」という新しいパラグラフを設けることを提案した。これは新たな国際協力ではなく、すべての国際協力に障害問題が盛り込まれるということである。アクセシビリティやユニバーサルデザインは別の条文に述べられているが、もう一つの一般的原則とするべきである。

インドは一般的原則の中で社会的モデルを確認することを提案した。これにはアクセシビリティ、バリアフリーな環境、及び個人が社会参加し、尊厳を持って生きることを妨げるあらゆる状況の是正が含まれる。インドは、医学的モデルよりも社会的モデルの方が優先されるということと、不平等や不利益の解決のために積極的な差別撤廃措置を行使することができるという内容を、第2条に追加することを提案した。

次に参加者はNGOからのコメントを受け入れた。

Association of Community Legal Centers (コミュニティー・リーガル・センター協会) は、以下の追加文言を含んだ上で、現在の草案文書を支持した。「(f) 搾取、暴力、損害、虐待、迷惑行為、放置からの保護及び、(g) 生存と最大限の可能性を実現する権利。」障害者、特に女性や子ども或いは重複障害者は、ますます虐待の危険にさらされている。障害者の生命は軽んじられ、それ故障害者に対する医療的及び社会的介入がより少なくなっている。障害者は保護されなければならない、またその最大限の可能性を実現するために必要な資源が与えられなければならない。

国内人権機関は、2(a)に文言を付け加えて、「人間の尊厳、個人の自律(自己の選択を行う自由を含む)、及び人の自立を尊重する」とすることを提案した。そして2(b)では、非女性差別を加えることを提案した。また2(e)は、「equality of opportunity(機会の平等)」ではなく、「equality of opportunities(さまざまな機会の平等)」とするべきだと強く主張した。同機関は更に、アクセシビリティとユニバーサルデザインを支持し、合理的配慮の原則を追加することを提案した。すべての人権は不可分であり、相互に依存しており、相互に関連している。

International Disability Convention Solidarity in Korea (韓国国際障害条約連盟) は、一般的原則に自己代表性を追加することを提案した。誰も障害者に代わって発言するべきではなく、障害者自身が自分たちのために発言すべきである。

世界精神医療ユーザー・サバイバー・ネットワーク(WNUSP)及び世界盲人連合(WBU)は2(a)へ文言を追加し、「尊厳、個人的な自己決定を通じて自分自身で選択する自由を含む個人の自律、

及び人の自立」とすることを提案した。

午後セッション

開始時刻：午後3時06分

終了時刻：午後6時

第3条に関する協議は、文書全体に関する実質的な交渉が完了するまで延期されることになった。第4条に関する協議では、EUにより重要な提案が出され、これに関連して第5条及び第7条についても大幅な修正が提案された。多くの代表はEUの提案を検討するため、早くこれを印刷して配布するよう求めた。第4条に関する協議は翌日も続けられることになった。EUによる修正案の電子版はUNウェブサイトで見入手することができる。

第2条 一般的原則（続き）

他の代表は誰も第2条について発言を希望しなかった。国際育成会連盟（II）及び世界精神医療ユーザー・サバイバー・ネットワーク（WNUSP）は、一つ或いは二つの障害だけを採り上げたり、障害の程度に焦点を当てて否定的なレッテルをはったりするのは適切ではないという見解を表明した。

第3条 定義

ニュージーランド（NZ）は、用語の多くは草案についての議論を進めていくうちに定義されると考えられるので、第3条としてわざわざ定義を入れる必要はなく、従って第3条に関する議論は延期すべきだという意見を出した。最終的な文書では用語の多くは使われない可能性があるので、これによって不必要な作業を省くことができるであろう。

EUは、用語や概念の定義を入れるのなら、別に条文を設けるよりもむしろその用語が最初に出てくる条文の中で定義するのが一番よいと述べて、NZの意見に大筋で同意した。EUは、障害を定義しようとするには問題があり、条約の目的には必要ないとし、そのため定義に関しては特に条文を設けないことを望んだ。

南アフリカはアフリカ・グループのコーディネーターとして、医学的モデルとは異なる、もっと包括的なモデルを提案した。それは障害だけでなく、広い意味での障害者に関わる定義である。しかし、AHCが障害を定義することには問題があると憂慮を示した。

イエメンは、定義のために条文を設けるよりも、むしろ別に用語集を作り条約に付録としてつけることを提案した。また、障害の社会的モデルを医学的モデルに対峙するものとして支持したが、定義をすることは「辞書学の海」へと議論が発展していく可能性があるとの付け加えた。

ロシア連邦は、障害を定義することは、様々な国の法律がこの用語に違った方法でアプローチしているので不適切であると反論した。そして多くの労働機関の規約でもこの問題を扱っていると述べた。

バチカンのローマ教皇庁は、いくつかの用語については定義が必要であると述べた。しかし草案

作成の過程を進めていく際には、特にどの法律文書にも載っていない用語については、オープンかつ柔軟に対処する必要があるとした。

日本は、条約で使われる障害及び障害者の定義が各国の定義と一致しない場合、そのような国々の政府に、条約に規定されている条項の実施を義務づけることは更に難しくなる可能性があるとの憂慮を示した。

同代表は、この問題は議長の判断に従い後回しにし、現在ある覚え書き、脚注及び作業部会による草案に加え、議論を進める上で役立つ提案を文書で提出することとし、後ほど特に定義を扱う時間を委員会でもとるべきであると提案した。

カナダは、定義の部分或いは障害に関する定義がそもそも必要であるかどうか、疑問を投げかけた。そして、初めに文書全体を通して検討してから、障害の定義が必要か、或いは可能であるかどうかを再検討することを提案した。特に、必要とされる技術的専門知識が利用できるよう、小グループでの検討が役立つであろうと述べた。

オーストラリアは、用語をそれが出てくる文章の中で説明することにはある程度のメリットはあるが、「障害」は既に条約の題名に入っているので、この段階で定義を説明することは有益とはいえないと述べた。

南アフリカは、この特別委員会の間に定義の部分に取り組む機会を持つ必要があるという見解を支持し、今こそ作業部会（WG）による草案文書の中で触れられている数々の定義を検討するときであるという考えを述べた。ノルウェーは、定義に関する議論を後日に延期するというカナダ、NZ 及び EU の見解を支持した。コロンビアは、定義の問題は加盟国が条約を作ろうとする際には極めて重大であると述べた。これらの代表は、別に時間をとって小グループ会議で検討するか或いは正式な会議で後日検討するということを提案したが、この問題について議論し、これについて妥協案を作成すること自体は有益であるという考えを示した。

議長は、「複数の代表が、この条文の後に続く条文で関連事項を扱うことから、この条文を後で検討するべきであると感じており、また他の問題を処理する前に、今ここでこの問題の妥協案をひねり出すことは適切ではない。この条文については本セッションではなく、後でとりあげることにする。」と述べ、定義に関する協議を延期した。

第4条 一般的義務

アイルランドは、EU を代表し、第4条、第5条及び第7条を注意深く検討したと述べた。これら3つの条文は、広い範囲で非差別と非差別を保証する方法や手段を扱っていると考えられるからである。そのため EU は、これら3つの条文を非差別に関する一つの条文にまとめることを提案し、更に後ほど第7条の非差別にまとめられない残りの部分について提案したいと述べた。

これにより第4条は、障害者の非差別を確保するために必要な一連の原則を確立することになる。パラグラフ1の冒頭部分は、次のように差し替えられる。「障害のある人に対する非差別を保証するために、締約国は特に次のことを約束する。」そしてパラグラフ(a)は、「行政機関、国家及び地域の政策を見直し、どこであろうとそれが存在する限り、差別をもたらしたり、継続させ

たりする影響や目的を持ついかなる法律及び規則も改正し、廃止し、無効にする効果的な措置をとること。」と修正される。アイルランドは、この修正案は現在の (a) に似ているが、より強力な責務を要求するものであると主張した。また EU の提案には、パラグラフ (b) についても、「平等の権利及び障害を理由とする非差別の権利」を「機会の平等」に替えるという、短い修正が含まれている。更にパラグラフ (c) の文言についても、「主流に据える」という動詞を国際的な法律文書の中で使うことへの EU の懸念から、次のように変更することが提案されている。「締約国は、障害のある人のニーズ及びこれらの人々に関わる事項が、別途扱われることなく、経済的及び社会的開発計画及び開発政策に組み込まれることを保証しなければならない。」パラグラフ (d) に関しては、次の修正案が提案された。「障害のある人に対するいかなる差別的行為或いは慣例に関わることも差し控え、そして公の当局及び機関がこの義務に従って活動することを保証すること。」パラグラフ (e) では、EU は「企業」の前の「民間」という言葉を削除することを提案している。更に EU は、パラグラフ (f) はユニバーサルデザインを扱っているので、第 19 条に移すべきだと提案している。またパラグラフ 2 については、監視と実施をとり扱っている第 25 条に移すことを提案した。

アフリカ・グループのコーディネーターとして南アフリカ (SA) は、同グループにとって経済的、社会的及び文化的権利の漸進的実現は非常に重要であると指摘し、第 4 条の維持を求め、この点に関して脚注 19 を支持した。同グループはまた、「障害のある人のための、政府による資源の意図的な配分」に言及することを望んでいる。

日本は、項目 (f) の後に新たな文言を挿入することを提案した。この新しい項目 (g) は次の通りである。「障害のある人がその能力を十分に行使することによって、自立した生活を送れるような状況及び環境を提供すること。」これを加えるのは、障害者の雇用機会がなく、障害者が自立して、或いは政府による保護を受けながら生きるのを助ける必要があるからである。そのため日本は、条文の中で障害者の地位向上という概念を提案したのだ。日本はまた、サブパラグラフ (a) の前に、子どもの権利条約第 2 条 (1) からとった、「この条約に定める権利を監査し、確保し、かつ採用するために」という新たな文言を挿入することを求めた。この文言は、この条約を他の人権に関する条約に同調させるものである。日本は更に、既に法律ができていて、それに基づいてこの条約の目的を達成しようとする場合のために、サブパラグラフ (a) の「立法上」の前に「適当な」という言葉を挿入するべきであると提案した。またパラグラフ 2 に関して、日本はこれが第 18 条 (c) と同じ問題を扱っているので、そちらに移すことを提案した。

アルゼンチンは、締約国の義務には手段が含まれると述べ、第 4 条 (1) の代替文言として「締約国は、人権と基本的自由の行使と享有を保証することを約束する。」を提案し、そこから次の段階へと進められるとした。国際協力に関しては、子どもの権利条約の文言を使うことができるとし、「締約国は、この条約で認められている、経済的、社会的及び文化的権利を実行するために、行政上、立法上及びその他の種類のあらゆる措置を講ずる。締約国は、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。」という文言を提案した。このように、経済的、社会的及び文化的権利が徐々に実現されつつある。

アルゼンチン代表は、今後は非常に長い提案は、前もって回覧するよう提案し、他の参加者もこれを支持した。また参加者は、EU がサブパラグラフ (d) を削除する意図を明らかにするよう求めた。そして提出された修正案は実行可能ではあるが、それによって条約の効力が弱まることへ

の懸念を示した。更に、国家は一つのまとまりで、そこでは司法部門が重要な役割を果たしていることから、司法上の手段を盛り込むよう求めた。サブパラグラフ (d) には、「公の当局及び機関」の後にもう一行、「及び公共のサービスを実施している民間機関」という文言を付け加えなければならない。なぜならこれらの民間機関はこの条約によってとられる措置に従って活動しなければならないからである。

カナダは、パラグラフ 1 の「その管轄の下にある」という文言は明確でなく、混乱を招くので削除することを主張した。例えばこれは障害のある亡命希望者を対象としない可能性がある。

ニュージーランドは第 4 条 2 を次のように修正することを提案した。「この条約を実施するための政策及び法令を発展させ及び実施するに当たり、締約国は、障害のある人及びその代表団体と協力して行わなければならない。」この修正により、第 5 条 2 (d) が余計になるので削除される。

イエメンは、各代表が EU の提案を検討する十分な時間がないことへの懸念を示し、いくつかの用語は、義務に関する国際的な法律文書に入れるには一般的すぎるという考えを示した。

ケニヤは障害者が「二重の危険にさらされる」懸念を表明した。特に施設に収容されている障害者がこれに当たる。そこでケニヤは、次のパラグラフを追加することを提案した。「紛争、自然災害などの状況において弱者である障害のある人に対し、或いは、子どもや女性であるため、もしくは HIV/AIDS に罹患しているために弱い立場にある障害のある人に対し、特別な保護及び支援を提供すること。」同代表はこの発言を通じ、HIV/AIDS が障害者にどのような影響を与えるかについてあまり考慮されていないことを指摘した。ケニヤは「実施と監視を行う確実に効果的な構造」の必要性を明確にしたパラグラフの追加を主張した。

ケニヤ代表は、委員会の作業手順、すなわち「次々と修正案を挙げるやり方」では、どの提案が広く支持されているのかがはっきりと分からないと指摘した。また長文かつ詳細な提案は、政府代表及び NGO に対し事前に文書で回覧するよう要求した。条約の目的に関してはこれまでいやと言うほど議論されており、それは差別に対する戦いをしのぐほどであったと同代表は語った。同代表は EU による提案を文書にするよう望むが、しかしそれでは委員会が自らに課した役割や目的を弱める可能性があるとした。一般的義務に関するこの条文の冒頭部分は、第 1 条と一致した内容にしなければならない。そして第 1 条は既に広く検討されている。WG が用意した文書には正当な根拠が載っており、役に立つ。国際協力に関しては、特別にこれに関する条文を設けることを、現時点では望んでいる。

セルビアは、長文の提案は事前に文書で提出するよう各代表に訴え、この点で他の代表と同調した。セルビアは EU の決定に対し、全般的な支持を表明した。特に「主流に据える」という文言を修正することについて、これは障害者運動に関わっていない人には分からない言葉であるという理由から賛同した。セルビアはまた、NZ の「緊密に協議するものとし」を「協力し」に言い換えるという意見を賞賛した。

アイルランド (EU) は第 4 条 (d) に関するコスタリカの質問に答え、「この条約に合致しないいかなる活動又は行為も差し控え」という文言を削除するのは、国際法の基本的原則では、締約国は条約に反する行為を差し控えるべきであるとしているので、これを記載する必要ないと思うからであると述べた。しかし障害者に対する差別的行為を差し控えるというのは新しい考えで、

締約国が約束すべき具体的な責務として強調するに値するとした。

日本を含む各代表は、EU が「立法上、行政上その他の措置をとること」という文言を削除するよう提案した理由を尋ねた。

EU はこの問題を検討する余地はあるとしたが、各代表が修正案をすべて読み終わるまではそれ以上のコメントは避けたいと答えた。

インドは国際協力に関する短い修正案を出した。パラグラフ (f) の後に次の文言を加えるということである。「経済的及び技術的支援を通じて発展途上国と協力し、発展途上国がこの条約の目的及び目標を漸次達成するための活動を支援すること。」

リヒテンシュタインは、第 4 条の冒頭部分に関しメキシコを支持した。そして、第 1 条及び第 4 条間の一貫性の必要を強調した。同代表は、法律文書には、締約国が義務を実施する際にとらなければならない措置の概略を示すという慣例があると指摘した。この条文の草案は、現状のままでは締約国がどのように条約を実施したらよいかと、そのために使える手段を示すように書かれているとあってよい。更にリヒテンシュタインは、「主流に据える」という文言に関する EU の提案を支持し、「主流に据える」は他の言語に翻訳するのが難しいので別の文言を使うことに同意した。

タイは第 4 条の現在の草案に満足していると述べたが、「主流に据える」の代わりに「統合する」という言葉を使うことを提案した。そして一貫性を保つために、「国際協力を含む」という文言を第 4 条 1 (c) に追加することを提案した。タイはまた、第 4 条 1 (f) についても短い修正を提案した。「支援技術を含む」という文言を最初の文につけると、最後の文は混乱を招く可能性があるとの、削除するということである。

イスラエルも、漸進的実現という概念を入れるのに適切な条文は第 4 条であるとの考えを示した。そして、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には、国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。」という子どもの権利条約 (CRC) 第 4 条に基づき、第 3 のパラグラフを追加することを提案した。CRC 第 4 条の 2 番目の文は、漸進的実現が適用される本条約中の条文、9 d、13、15、16、17 及び 19 から 24 を引き合いに出すよう修正されなければならないが、それは、これらが障害者に関わる国際法の中では新しい概念であることから、どの権利が経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ESCR) に適用されるのかを明確にするのに役立つであろう。2 番目の文はまた、国際協力に関する最後の文言に替えて、ESCR の第 2 条 1 に基づき、「このような権利の完全な実現を漸次達成するために」という文言を入れるよう修正されるべきである。

ニュージーランドは、第 4 条 (2) の「障害のある人及びその団体と緊密に協議するものとし、また、障害のある人及びその団体を積極的に関与させる」に替えて、「障害のある人と協力する」とする修正案を出した。更に、最後の文に、「障害のある人の専門知識と、障害のある人に関わるすべての問題において障害のある人自身が提供できるリーダーシップを認める」と追加することを提案した。

休会時刻 午後４時２５分

再開時刻 午後４時５２分

EUは「EU提案 ２００４年５月２４日」をまとめ、修正案を提出した。（UN Enable ウェブサイトで入手できる。）

EUの新しい第３条は「非差別」という題で、第７条の大部分を盛り込んでおり、すでに提案された第４条の修正と、第５条および第６条の一部も含んでいる。現在の第４、５、６条の、新しい第３条にまとめられていない部分と第７条は削除されるか、あるいは別の箇所へ移されることになる。

レバノン、他の条約の一般的義務のような条項は最初に記載され、そこでは締約国がどのように条約の目的を達成できるか、要点を述べるのが慣例であると指摘した。同代表はこの条文を残すことを望み、「非差別はこの条約の一部分に過ぎない。」と述べて、一般的義務は非差別に限られないということを明確にした。

クウェートは、現在提案されている事柄は草案文書の「バランス」を脅かし、その結果文書が作業部会の意図したものから外れてしまうと警告した。広範囲の変更或いは一般的な変更は、どのようなものであれ条約の全般的な改正に等しい。提案は以前同意が得られたことと「一致して」いなければならない。

イエメンは、英語でしか書かれていないEUの提案を検討する時間をもっととるよう求めた。またアラブ・サミットから、２００４年から２０１４年にかけてアラブ障害者の１０年とすることが５月２３日付けで発表された。

メキシコは、「非常に急速にWGによる文書から外れつつある」協議の方向性を「深く憂慮する」と述べた。メキシコは多くの他の代表と同様、WGが様々な見解をまとめるために骨を折って多くの作業をしたという見方をしており、たとえその作業が最終的とはいえなくても、共通の基盤を反映していることには違いがないと考えている。もしEUの提案が作業の基礎とされるのなら、WGによる文書を「台無しに」してしまうことになるであろう。EUが第４条につけた新しい題も、条約の範囲をかなり制限することになるであろう。またメキシコは、正当な理由に基づくレバノンの意見を支持し、第７条を検討するまで、これらの修正案は保留とすることを提案した。パラグラフ１の最初に「この条約の目的を達成するために、締約国は・・・。」という文言を加え、それに一般的義務のリストを続けるべきであるとの考えを示した。

サブパラグラフ（a）に関するEUの提案は、国内の法令及び政策しか考えておらず、締約国が条約の条項を実施するために立法上の措置をとることで、もっと積極的な姿勢でこの問題にアプローチすることができるようにした現在の文書の目的を考慮していない点で、「全く消極的」であるとした。一方、サブパラグラフ（b）で「権利」を「原則」に置き換え、「機会の平等」を明記するというEUの提案には全く異存はない。またサブパラグラフ（c）から「主流に据える」という言い方を削除し、（f）を第１９条に移すという修正案にも同意する。しかし、サブパラグラフ（d）への修正は、差別にのみ焦点を当てて条約の他の目的を除外している点で、限定的である。そして統計及びデータ収集に関する第６条を第２５条に移すことの重要性についても、今の時点

では監視に関する規定が特に詳しく記されていないので、不明確であると述べた。

メキシコは、締約国の主要な目的は、「NGO と緊密な関係を結びながら」、自国において適当な措置を講ずることによって条約を実施することであると繰り返した。

最も重要なのは「WG の成果を生かす」ことであり、各代表はどの意見が支持を得、どの意見が支持を得ていないか議長に分かるように、そしてそれに従って修正案を作成できるように、全般的な発言をするよう自らを制限すべきである。さもないと、委員会は「我々の前にある WG による文書の意義を損なうような行動を既に始めている。実際はこれこそが、交渉のたたき台となる文書であるというのに。」

ヨルダン第 4 条を残す重要性を強調した。非差別は重要であるが、それは他の義務に取って代わるものではない。差別に関する文言で他の条文と重複している部分は修正することができ、それによって EU の懸念は解決できる。第 5 条もまた残すべきである。

ニュージーランドは、EU の提案に従って条文を全体的に再構成することについては、この段階でコメントすることはしないとした。EU が提案したパラグラフ 1、(a)、(b)、(d) 及び (f) の特定の文言の改正は、条約の範囲を狭めてしまう。しかし 1 (c) については、主流に関する文言を替えることには同意し、1 (e) についても「企業」の前の「民間」を削除する点で同意した。1 (f) の 2 番目の文は具体的すぎるので他に移すべきである。パラグラフ 2 を第 25 条に移すことについての判断は保留した。

ケニヤは障害者との協議の重要性を考慮し、パラグラフ 2 を第 25 条へ移すことに抵抗を示した。しかし「企業」の前の「民間」を削除するという EU の提案には同意した。同代表は「可能な限り WG による草案を使って作業すべきである。さもなければ、同意に達することが難しくまた面倒になるであろう。」と指摘した。

バーレーンは、本来の草案文書を基に作業するというクウェートの提案を支持した。

コスタリカは、この条文の冒頭部分は条約の目的に直接結びつけられるべきだという他の代表の意見に同意した。1 (a) は、締約国に障害者の人権の実現を妨げるような慣例や慣習を一掃する一方、障害者の人権の範囲を広げるような法律を採用することを積極的に義務づけている点で、そのまま残すべきである。1 (b) は、憲法の改正に言及することは避けるべきであり、また締約国の司法の枠組みの中で具体的に修正するという一般的な文言にとどめるである。1 (e) は、条約の規定に従って公共のサービスを提供している民間機関にも適用されるべきである。

アイルランドは、WG が行った素晴らしい仕事の成果を認めた。しかし同時に、それはいかなる方法で使われようと、AHC の作業に先入観をもたらすものではないと述べた。WG に参加していた政府代表でさえも「自分たち自身の意見を発言して」おり、この委員会は政府がお互いに協議し合う初めての機会なのである。WG の成果は合意を得たものとは考えられず、必ずしも条約の構造を形作るものではない。EU が提案した修正案は広く協議の対象となる案であり、WG で出されたすべての提案と同様、正当なものとして認められる。

EU は現在の第 4 条が一般的義務の形をなしているとは考えていない。これは本質的に非差別を扱

っており、第7条でも繰り返されているので、再構成するに値する。

タイはEU案に関するニュージーランドの見解を支持した。更に、1(c)に「国際協力を含む」という文言を追加するというEUの修正案も支持した。パラグラフ2の障害者の関与に言及した部分の「内容と精神」は一般的義務の中に残されなければならない。なぜなら障害者の役割は、単に今後も更なる展開が必要とされるフォローアップや監視の過程だけでなく、政策決定及び実施のすべての段階におよび期待されるからである。

トリニダード・トバゴは、国際条約において締約国の義務を明確に記載することの重要性を強調し、文言を強化し、簡潔にするのはよいが、この条文自体は残すべきであるとした。パラグラフ2及び第25条の両方もまた残されるべきで、パラグラフ2には、「第25条を損なうことなく」というような文言を前置きとしてつけるとよい。

国内人権機関(NHRI)は、第4条(1)の冒頭部分、特に「その管轄の下にある」という文言を削除する提案に憂慮を示した。確かにこのような文言は、意図せずとも、市民でない障害者や亡命希望者である障害者に対する差別につながる可能性がある。しかし第4条(1)からこの文言を削除することは、条約の範囲を実質的に非差別に焦点を当てたものへと狭めることになり、この条約は包括的な国際法から離れはじめることになるであろう。

ランドマイン・サバイバーズ・ネットワーク(LSN)は、この条文は締約国の実質的な義務を要約する上で極めて重要であり、EUの提案による非差別の立場からの狭義のアプローチよりも広い範囲をカバーしており、また今後もそうし続けなければならないと強調した。LSNは、南アフリカ、ヨルダン、メキシコ、リヒテンシュタインその他の代表の見解を支持している。完全なインクルージョンとは、差別が無いということ以上のことを意味する。本条約は、障害者の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利を完全に保証しなければならない。地雷の被害に遭っている国々のサバイバーとの活動に基づいて考えれば、このような条約による保証は、障害者が人権を享受する際大変重要である。「民間」企業の「民間」の削除については、他の条約では民間セクターに範囲が広げられており、障害者に対する差別の大部分が民間セクターの雇用とアクセシビリティの分野で起こることを考えると、幾分懸念を感じる。LSNは、国際協力を1(c)に盛り込むというタイの修正案を支持する。

世界精神医療ユーザー・サバイバー・ネットワーク(WNUSP)は、政府が条約の実施のために努力すること、また条約の規定に合致するように政策や法律を改正することは、非差別かどうかの判断のみに左右されるべきではないと強調した。非差別の判断は、あらゆる状況に常に適用されるわけではない、特別なタイプの判断だからである。WNUSPは、障害者の専門知識とリーダーシップを認め、障害者との協力に関して記載するようパラグラフ2を強化することに強い支持を表明した。

欧州障害フォーラム(EDF)は、サブパラグラフ(a)に「法律及び規則により」と追加することを支持した。1(c)では、資金の提供者と受領者の両方に、障害者を考慮するよう義務づけた開発協力について特に言及するよう求めている。また、脚注18を支持し、この条文に救済に関する記述を加えるよう求めた。更に、女性の障害者や、土着の少数民族の障害者のような、特別な問題或いは差別のタイプに直面している障害者のため、特別なパラグラフを盛り込むというケニ

ヤの提案を支持した。EDF はパラグラフ 2 を強化するという NZ の見解を歓迎した。EDF は一般的義務を非差別とまとめるという EU の提案、特に冒頭部分を非差別に限った内容にすることには反対した。EU 案 1 (c) の、開発計画の中で「障害のある人を区別して扱わない」という内容は、障害に関わる事項を主流に据えることが、通常の計画の中でインクルージョンを推進しながら、特別な計画も求めるという二つのアプローチを必要とするので、いくらか問題がある。パラグラフ 2 を第 25 条へ移すことはこの段階では必要ない。

第4巻第5号（仮訳）

2004年5月28日

午前セッション

開始時刻：午前10時23分

終了時刻：午後1時00分

第15条に関する議論に続き、韓国から新たに提案された第15条の2「障害のある女性」に関する詳しい討議が行われた。午前セッションの残りの時間は第16条の討議に充てられた。同条についてインドが条文の修正案を配布し、発言は一部、午後セッションに持ち越された。

議長は、委員会の予定を進めるための正確性、簡潔性、協力の必要から、発言時間を加盟国は5分、NGOは3分に制限した。

第15条：地域社会における自立した生活及びインクルージョン

アイルランドはEUを代表して発言し、第15条1を次のように書き換えるよう提案した。「締約国は、障害者（PWD）の地域社会における自立した生活と完全なインクルージョンを促進する適切な措置をとるものとする。これにはそれを実現することを目的とした措置も含まれる。」第15条1(b)の最後に第10条の施設への収容の議論に関する言及も挿入すべきである。第15条1(c)の文言は以下に置き換えるべきである。「締約国はまた、PWDが自立した生活ができるようにするための生活支援の提供を促進する適切な措置をとるものとする。多くの場合、地域サービスは1家庭当たりの子どもの数に基づいた「資産調査」によって決まるので、第15条1(d)の「差別なく」は「平等を基礎として」に訂正すべきである。PWDが他の住民と同じように一般サービスの利用ができるように保証することを目標とすべきであると述べた。

モロッコは以下の新しいパラグラフ第15条1(f)を挿入するよう提案した。「障害者の世話をしている家族を支援し、物質的および精神的支援を提供し、障害者の社会へのインクルージョンを確実にするためにこれらの家庭に必要な支援を提供する。」

日本は、カテゴリーの違いについて取り上げ、第15条1を書き直して、(a)、(b)、(e)に含まれる公民権および政治的権利（遅滞なく実施されるべきもの）と、(c)および(d)の保証（環境条件および財政的な利用可能性次第で、漸進的に実現されるもの）とを分離するよう提案した。第15条1(b)の内容は第10条で取り上げられているので第10条に移し、第15条1(e)を第15条1(b)とすべきであると述べた。そして、第15条1(c)および(d)は新たなパラグラフ15条2として次のようにする。「締約国は障害者が以下の利用をしやすくするために適切な措置をとるものとする。(a) 広範囲の在宅サービス、居宅サービスおよびその他の地域支援サービス。地域

社会における生活およびインクルージョンを支援し、地域社会からの孤立または隔離を防止するために必要な人的支援を含む。(b) 他の人と平等な立場で、障害者のニーズに応じたやり方で行う一般住民への地域サービス。日本は、障害者の権利をこれら2つのカテゴリーに分けることによって、漸進的実現の問題は承認できるかもしれないと述べた。

ヨルダン第15条のタイトルを「自立した地域社会における生活」に修正するよう提案した。第15条1では、「障害者に」を「以下を保証することによって」の前に加え、第15条1(a)、(b)、(c)、(e)の初めの「障害者」を削除し、第15条1(d)を「彼らのニーズに応じた地域サービスの利用できる」と修正すべきであると述べた。ヨルダンはモロッコの追加案を支持したが、これは第15条2に含めるべきであると助言した。

アルゼンチンは、第15条1の最後の部分「以下を保証にすることによって」は、締約国の義務に関係しているので、「の目的で」という文言に置き換えるよう提案した。第15条1(a)と(b)は重複しているので、(b)は削除すべきであると述べた。

メキシコは、第15条のタイトルを「地域社会におけるインクルージョンおよび自立した生活」に変更するよう提案した。第15条1は以下のように修正するよう提案した。「本条約の締約国は、以下を保証することによって、地域社会および家庭への完全統合の可能性を妨げることなく障害者が自立した生活様式を送ることを決定し、その住居の場所と構造を選択することができるような効果的で適切な措置をとるものとする。」メキシコは「家族からの隔離ではなく、自立した生活」を支持した。

インドは、「地域社会における自立した生活の権利」のタイトルの修正について述べた。序文の「障害者」の後の部分を削除するよう提案した。第15条1(a)の現在の条文を以下の文言に置き換えるよう提案した。「障害者は、自立した生活または家族の規範の社会および文化的習慣を尊重した家族と一緒に生活を選択し、地域社会へのインクルージョンのための平等の機会を有する。」第15条1(d)では重複している「公衆向け」を削除した。インドは第15条1(b)に関するIUの見解を支持した。

ニュージーランド(NZ)は第15条1を以下のように修正した。「本条約の締約国は、障害者が地域社会の一員としての生活し、完全なインクルージョンされるような効果的で適切な措置をとるものとする。締約国は以下を保証するものとする。(a) 障害者は、どのように、どこで、誰と生活するかを決める平等な機会を有する。(b)の2 子どもは自分の家族と一緒に生活する。それが可能でない場合は、他の家庭環境で生活する。(c) 障害者は、自分が選択した場所に住み、地域社会に参加し、地域社会からの孤立または隔離を防止するのに必要な、広範な在宅サービスおよびその他の地域社会の支援サービス(人的支援を含む)を利用できる。(d) 公衆向けの地域社会サービスおよび施設が、平等を基礎として障害者にとって利用可能であり、かつ、そのニーズに適合する。(d)の2 地域社会支援サービスは、障害者の自律性、個性および尊厳を認めるやり方で提供される。(e) 障害者が、支援サービスを含む地域社会サービスに関する情報を利用することができる。NZは、焦点は、PWDの管理ではなく、地域社会の統合および自律支援であると述べた。焦点をPWDに当てて条約を実施すれば、当然、家族および介護者にとって

利益があるので、家族または介護者の条項を追加する必要はない。

フィリピンは、第 15 条 1 (d) に次の文言を加えて修正した。「障害者は自分が選択した地域社会の組織および手段のメンバーおよび活動的な参加者になることが認められる。PWD にメンバーの資格が与えられ、参加できるようにするのを支援する方針および施設があるものとする。」

イエメンはタイトルを「自立した生活および社会への統合」に修正する案を支持した。「自立」は条約の目的を十分に反映していないと述べた。イエメンはモロッコとヨルダンの主張を支持した。

シエラレオーネは、第 15 条 1 (b) は重複しているので削除するよう提案した。アルゼンチンおよび作業部会 (WG) の脚注 (FN) 52 を支持した。新たなパラグラフの挿入を求める EU 案を支持した。支持的な支援を提供する義務ではなく、これを促進する案を支持した。

ベトナムは、第 15 条 1 (d) を次のように修正した。「障害者は、公衆との平等を基礎として全ての利用できる地域社会サービスに参加し、この利益を享有する権利を有する。」

バーレーンはタイトルを「自立した生活および社会への統合」または「社会的統合」に修正するよう提案した。これに関するインドとイエメンの提案を支持した。

カナダは、第 15 条 1 (b) の概念は既に第 15 条 1 (a) に表わされているとして、これを削除した。第 15 条 1 (c) の「地域社会」と「支援サービス」の間に「に基づいた」が挿入された。サブパラグラフ 第 15 条 1 (f) 「補助コミュニケーションを必要とする障害者が、自分の判断、選択、要望を表現するための必要かつ適切な支援を利用できる」を加えた。

南アフリカは、条約に第 15 条を含めることは支持したが、タイトルの「インクルードされた」は「統合された」に置き換えるよう提案した。PWD は「地域社会の付属部品」ではない。このタイトル案と一貫性を持たせるため、第 15 条 1 (c) の「インクルージョン」を「統合」に置き換えることによって、統合をさらに強めるべきであると述べた。WG の草案脚注 52 で言及され、他の代表から指摘されたように、第 15 条 1 (b) の概念は第 15 条 1 (a) に含まれているので、これを削除する案を支持した。しかし、第 15 条 1 (b) が文書に残される場合は、文末に「適切であることが判明しない限り」という文言を付け加えるよう提案した。

タイは、第 15 条 1 (c) で「居住サービス」を選択肢として残しておくべきだという点を除き、ニュージーランドの修正案を支持した。教育の場で、非障害者に提供されるものと同様の居住サービスの取決めを必要とする場合があるかもしれない。自立した生活 (IL) には 2 組の意味があるので、概念は支持するが、特定の活動に限って適用する案は支持しない。条約のどこか適切と思われる部分に第 15 条 1 (b) を残しておくという案を支持した。「インクルージョン」と「統合」という言葉はどちらも、インクルーシブな社会構造から見ると問題はないが、良い方の言葉の使用を支持したいと述べた。

クウェートは、第 15 条 1 (c) を修正して、「在宅サービス」を削除し、「居住サービス」という言葉の後に「の選択肢」を加え、冗長な最後の文言「地域社会からの孤立または隔離を予防する」を削除した。イエメンのタイトル修正案、南アフリカの 第 15 条 1 (b) の修正案、モロッコの第 15 条 1 (f) を付け加える案を支持した。

ボツワナは、15 (e) を次のように修正する案を支持した。「障害者、その家族、介護者は利用できる地域社会支援サービスに関する情報を入手できる。」

ロシア連邦はアルゼンチンとシエラレオーネの主張に同意し、第 15 条 1 (b) の削除を求めるカナダの提案を支持した。

ここで、NGO に発言が許された。

障害者オーストラリアは、オーストラリア地域法律センター全国協会およびオーストラリア障害組織連盟を代表して発言し、支援サービスを受けながらの自立した生活は「多くの人権の実現の基本」であるので、第 15 条を支持するよう代表団に支持を求めた。「相変らず、PWD の継続的な施設への収容が最大の人権侵害の 1 つである」と述べ、「国家および非国家主体に対して障害者の施設収容を中止する明確な義務を課す」よう要求した。また、PWD は代替の選択肢がない場合に強制的に施設に収容されるので、第 15 条 1 (b) を強化して施設での介護を廃止するよう求めた。現在、地域の施設に収容されている PWD を他の場所に移し、必要な支援を提供するやり方を開発および実施するよう国家に要求すべきであると述べた。

インクルージョン・インターナショナル (II) は、「統合」という言葉は既存の制度に適合させることを意味するので、この言葉の使用に反対した。「これは適合させることではなく、多様性を受入れることである。」選択肢を作って、自分の生活に対する支配を PWD に取り戻させることの必要性を強調し、「食事、服、ペット、友人に関する制約や選択肢の欠如をなくすこと? これが自分の住む場所を選ぶという意味である」と述べた。さらに、PWD を一緒にまとめる方法は費用対効果が悪く、増加し過ぎてしまう。II はニュージーランドの提案を支持した。

世界精神医療ユーザー・サバイバー連盟 (WNUSP) は、PWD が「本来の自分として地域社会で生活することができる」、無能であるとか危険であるとか宣告される危惧なしに自分の 状態や経験を公表できるような選択および表現の自由の権利の重要性を繰り返した。施設への収容は支持すべきでないと述べた。WNUSP は NZ の修正案を支持した。

International Disability Convention Solidarity in Korea (韓国国際障害条約連盟) は、「自立して生活する」を「自立した生活」に置き換えるよう提案し、第 15 条 1 の「自立して生活する」は「自立した生活を実現する」に置き換えるべきであると述べた。「自立した生活 (IL)」は先進国のサービスモデルなので、WG では「自立した生活」の代わりに「自立して生活する」が使われたと述べた。他の国では、IL は家族からの隔離ではなく「自分自身の意思で自分自身の生活を管理すること」を意味しているので、この条約では「自立した生活」という言葉を使用するのが適当である。「2000 年世界障害者の日」の国連のテーマは「自立した生活」だったので、WG が一

一般的なサービスモデルの名前を選ばなかったと考えるのは妥当である。

進歩的ユダヤ教世界同盟（WUPJ）は、PWD のインクルージョンにおけるその重要な役割を考慮して、家族および介護者が利用可能な支援サービスに関する情報の入手しやすさについての言及も第 15 条 1 (e) に付け加えるよう提案した。また、自立の程度に関わらず、PWD が自立して生活し、一般の地域社会が利用できる全てのサービスに参加し、これに加わる権利についても支持を表明した。

国内人権機関は PWD のための 地域社会における自立した生活の原則を明確にし、強化するために、第 15 条およびニュージーランドの提案を支持した。

ここで、再び締約国からの追加発言が行われた。

レバノン はニュージーランドの提案した 第 15 条 1 (b) の 2 に対して以下の修正を提案した。「障害のある子どもは自分の家族と一緒に生活する。それが可能でない場合は、障害のある子どもは、可能なときはいつでも他の家庭環境で生活することに賛成する。 」

コスタリカは、第 15 条で見落とされた点に対応するため、条文を文書で提出する意向であると述べた。特に、締約国による支援の提供を通して PWD の意思決定の権利を明確にしたいと考えている。

新たに提案された第 15 条の 2: 障害のある女性

「1. 締約国は、障害のある女性が性別・障害を理由とするいかなる差別も受けず、完全かつ平等な権利および自由を享有し、政治、経済、社会、文化活動に平等に参加することを保証する義務を負う。

2. 締約国は、障害のある女性が自由、安全、自律の中での尊厳のある生活ができることを保証できるように、性別の観点から以下の措置をとるものとする。

- (a) 女性および障害者に関する法律の中で、障害のある女性の権利の保護について別に言及する。
- (b) 社会調査および統計の収集に障害のある女性を組み込み、障害者に関する男女別のデータを収集する。
- (c) 妊娠、出産、産後の健康管理および育児を行う障害のある女性の特別なニーズに対する認識に基づいて、支援方針およびプログラムを開発および普及させることにより、障害のある女性の母性を保護する。
- (d) 障害のある女性が、妊娠または出産を理由に働く権利を奪われないことを保証し、この点について必要な支援を提供する。
- (e) 家庭、収容施設および地域社会において障害のある女性が性的搾取、虐待、暴力から保護されることを保証する。」

韓国は、第 16 条の前に挿入する上記の提案を提出した。障害のある女性（WWD）問題を法律およびデータ収集に含めるよう求めるパラグラフ 15 の 2 (a) および 15 の 2 (b) は、どちらも WWD が直面する特別な社会的状況に特に配慮したものである。パラグラフ 15 の 2 (c)、(d) および (e) は、母性保護、働く権利、性的搾取、虐待および暴力に焦点を当てている。WWD の権利には、障害のある子どもと同等の注目を集める必要がある。

南アフリカは、WWD は社会から最も無視されているグループの 1 つであるので、WWD だけの特別な条項を設けるよう求めた。このことは、条文案の子どもを含めることと矛盾しない。

アイルランドは、この条約の目的は、全ての PWD に適用され、全ての PWD の権利を確保することであるという EU の見解を再確認した。PWD 全体の中で WWD や CWD などのリスクが高いグループを区別する案から生まれる構造的な問題について強調した。EU は提案の中身については同意するかもしれないが、原則として、このようなことは前文で触れる方が適切であると EU は考えている。

ヨルダン、さらなる分断に反対した統一の必要性に関するアイルランド/EU の発言を支持した。WWD については前文か、そうでなければ他の場所に含めるよう提案した。

シエラレオネは、子どもが特別なグループであると仮定して、「特別なグループを対象とする特別な条項」を本条約に含めるべきかどうか、もし含めるとしたら「どの程度までやるのか」と疑問を投げかけた。子どもは含まれるが、女性は含まれないので矛盾している点を強調した。

イエメンは、女性を含めることは全ての PWD を対象とする条約の目標からはずれると答えた。子どもは自分自身の要求を満たすことができないので大人とは違う。イエメンは WWD に関する条項を含める案に反対し、アイルランド/EU およびヨルダンの述べた見解を支持した。

インドは、WWD を前文および一般原則に含め、CWD に関する条項は別に設けるよう求めた。EU、ヨルダンおよびその他の国が述べたように、WWD に関する条項を別に設ける必要はない。

ノルウェーは インドと同じ発言をし、「男女平等」の権利には子どもも含まれるだろうと付け加えた。

ナミビアは、WWD は子どもを含め他のどのグループよりも無視されているので、WWD のために別の条項を設けるという韓国および 南アフリカの案を支持した。

アイルランドは、子どもに関する条項は別に設けるが、女性に関する条項は設けないという EU の明らかに矛盾する立場についての シエラレオネの質問に答えた。EU は、女性および子どもが厳しい試練に直面していないという意味ではなかったと述べた。細分化や、どのグループの試練が最も厳しいか、または最も厳しくないかという議論に脱線してしまうことを避けたかった。本条約はすべての PWD に適用されるべきである。この理由から、EU は CWD に関する条項を別に設けることも支持していない。特定のグループのための条項を設けるということは、グループが利用できる権利はその条項で言及されている権利だけであり、従って、子どもの権利がその条項の

規定に限定される危険性があることを意味する。そうになったら、CWD にとって重大な損害だろう。子どもの権利条約 (CRC) は人権の文書中で批准されている数が最も多く、事実上、普遍的である。CRC の不完全な要素を本条約に組み込もうとする取組みは、CWD の人権保護の強化にはつながらないだろう。

ケニアは、原則として普遍性は肯定するが、あるカテゴリーの PWD が過度に苦しめられている点を指摘した。女性の方が大きな苦しみを被っているので、WWD を特別に認めるという点で南アフリカおよび韓国の意見を支持した。「これは普遍性の原則を認識する機会ではあるが、性別を理由としてより苦しめられている特定のカテゴリーの人がいることを認識する機会でもある。」

セルビア・モンテネグロは、条約には WWD への言及を含めるべきであるが、別の条項として含める案は支持しないと述べた。条約の前文には既に WWD への言及が含まれている。男女平等は条約の一般原則か他の場所に含めることもできるだろう。

ウガンダは、WWD に関する条項および障害のある子どもに関する条項を別に設ける案を支持した。障害は多種多様で、同質のカテゴリーには属さない。障害が異なれば苦しみも異なり、女性は性別および障害のせいで特別の二重差別と危険に直面している。

タイは、WWD が「男性よりも多くの複数の差別」に直面している点を認めた。しかし、条約には限られた数の条項しか含めることができない。タイは、この問題をしっかりと認識させるために建設的なやり方を見つけるよう強く求めた。

マリは第 15 条の 2 を付け加える案を支持した。EU の見解は理解するが、世界は多様である。アフリカ諸国では女性は二重の差別を受けており、普遍的な条約は PWD の団結の名においてこの点を強調すべきであると述べた。

韓国は、カテゴリーに関して多くの関心が寄せられたことに感謝し、全ての締約国に対して WWD などのサブグループにより深い関心を向けるよう求めた。

シエラレオーネは、女性、子どもおよびその他の危険にさらされているグループなどのサブグループを対象とした特別の条項を各グループに特有の関心事を考慮して、簡潔な短い書式で提案した。これらの要求は条約の前文では十分に扱われていない。女性に関する条項および子どもに関する条項を別に含めることに総意が得られない場合、そして、万一、「グループの要求および立場を無視もしないが、過度に強調もしない」という道を委員会が選んだ場合、シエラレオーネは提案を作成すると申し出た。

サウジアラビアは、障害のある女性に対する差別があることと、韓国の提案の長所を認めたが、本条約は性別に関わらず PWD に集中するべきであると思っている。第 15 条の 2 の規定は、暴力に関する条項など別の条項に組み込むべきであると述べた。サウジアラビアは大人でない特別の例として CWD に関する条項を支持した。

メキシコは、子どもに関する条項を別に設ける見解を主張した。WWD の状況は他の人権文書では扱われていないので、他の特別のグループと一緒に条約の前文で扱うべきであると指摘した。

コスタリカは、特別のグループを含めることに関しての総意はあるが、さらなる困難に直面している PWD のサブグループへの最良の取組み方法に関する総意が得られていないと指摘した。障害のサブグループの序列を作ることに反対するアイルランドは正しい。この問題に関する議論は「中身よりも形式についての方が多く」中止すべきである、と述べた。

リヒテンシュタインはコスタリカと同様の見解を述べ、「形式は選択できるが、内容は選択できない」と指摘した。WWD に関する規定が別個の条項に含まれていようが、条約の他の条項の中に組み込まれていようが、重要なのはこれらの規定の中身である。人権論における特別なカテゴリーの人々の要求に対処することは本質的に問題があるわけではない。そのような行為が保護の基準を低下させる可能性という理論上の危険性には、人権の基準に従っていることを保証して草案を注意深く作成することで対処できる。本条約と同様の権利を扱うその他の条約との関係を扱う一般規定を探るべきであると述べた。

レバノンでは常に PWD 間の差別の危険性について懸念してきた。あまり詳しくせず、制限せずに、高齢者に加えて女性に対応する特別グループの条項を設けるというシエラレオーネの案 に同意した。

障害に関する国連特別報告者は第 15 条の 2 を含める案を支持した。この問題には多くの側面があるので、特に WWD を扱う条項は必要である。これらの側面は、老化の段階および状況を作り出す社会に関係しており、この多重の差別という状況を複雑にさせる文化的価値観を持っている。

ここで、NGO の参加が許可された。

世界ろう連盟（WFD）は韓国の提案を支持した。女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）および児童の権利に関する条約（CRC）などの既存の条約には 障害のある女性または障害のある子どもの全ての権利およびニーズが十分に含まれていない。他の新しいグループを加えなければならないことへ懸念は、女性に関する条項および子どもに関する条項を含めない理由としては不十分である。

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は普遍的な適用という概念は理解しているものの、韓国、南アフリカ、メキシコおよびその他の立場を肯定した。障害者人口の 50%を占める障害のある女性の大多数はサービスが利用できない。WWD をこの条項または一般原則に含めるべきである。

ランドマイン・サバイバーズ・ネットワーク（LSN）は韓国の提案およびウガンダ、ナミビア、ケニア、南アフリカおよびその他の発言を強く支持した。地雷の被害を受けている国の女性および少女と一緒に活動して、手足を失った女性はさらに差別を受けていることを確信している。

世界盲人連合（WBU）は韓国の提案を支持した。WWD の問題が認識されることは希であり、この問題にはどこかで取り掛からなければならない。WWD は「最貧困層」である。彼らは無視されていることが多く、国家からの認知がなければ前に進むことはできない。

第 16 条：障害のある子ども

ベトナムは第 16 条 3 (a) の「comprehensive services（包括的なサービス）」の後に「including early detection, intervention and rehabilitation（早期発見、調整、社会復帰など）」という文言を追加する提案をした。〈訳注：英語と日本語の語順の違いから、「早期発見、調整、社会復帰など」は「適当かつ包括的なサービス」の前に置くことになる。〉16.4 は「障害のある子どものニーズを認識し、可能な場合はいつでも、障害のある子どもの現状に応じて提供される支援を提供するものとする・・・」に修正する。

イエメンは障害のある子ども（CWD）に関して第 16 条を別に設ける案を支持したが、WWD については条約のその他の部分を通して組み込むべきであると述べた。

アイルランドは、障害のある子どもについて条約の前文で適切に言及して欲しいと思っていると述べた。現在の提案は、国際社会が合意した CRC を変更するものである。そうすることは、子どもの既存の権利を良い方向に変えることにはならないと述べた。

ニュージーランドは、脚注 54 で言及した WG の議論を思い出させた。時間的な制約のため、WG は CRC の第 23 条を条文草案に挿入したが、結果は芳しくない。ニュージーランドは、本条約に関わっているほとんど全ての国が CRC の調印国なので、障害のある子どもに関する条文は国際法典に付け加えるものではないという点で EU に同意した。しかし、そうすることが必要であると判断された場合は、例えば、CWD が拒絶、遺棄、親の向上心の低下、機会の減少、家族からの拒絶による「被害を非常に受けやすいこと」に対処すること、および、早期の介入を強調するところによって、CRC を改善させるように入念に作成すべきである。一方、16.1 に関するインドの提案は、既に CRC の制限を受けている加盟国による取組みを弱めてしまうと述べた。ニュージーランドは、新たな条文草案に関する EU の懸念をそのまま繰り返した。これは、インドの提案の 16.5 に示されているように既存の条項の文言を繰り返しているが、CRC で既に触れられている親の義務の重要性が高められるわけではない。

ウガンダは第 16 条を次のように修正するよう提案した。16.2 では、「認識する」という言葉を「保証するものとする」に置き換える。「社会的統合」を「社会的インクルージョン」に置き換えることで 16.4 を強化する。16.5 の「しなければならない」を削除し、「するものとする」に置き換える。16.6 には次の文を付け加える。「締約国は、障害のある子どもに関する全ての決定において、それが公共または民間の社会福祉施設が引き受けるものであっても、裁判所によるものであっても、行政当局によるものであっても、立法機関によるものであっても、子どもにとっての最大の利益を第一に考慮するものとする。」CWD の保護をさらに強化するために、新たなパラグラフ 16.7 では「締約国は、障害のある子どもおよび障害のある女性の避妊手術を禁止する義務を負うものとする」とすべきである。本条約を既存の CRC の規定に調和させる必要に加えて、

条約では CWD に対するひどい虐待、無視、犯罪について言及しなければならない。

日本は、CRC に関する国家の義務との整合性を確保する次の文言を 16.5 に加えるよう提案した。「締約国は、子どもの権利に関する条約の第 23 条およびその他の本条約に関連した規定に従って、障害のある子どもの権利を認識し、これを尊重する適切な措置をとるものとする。」

パレスチナは、追加の パラグラフ 16.6 を提案した。「武力衝突の中で障害のある子どもを守る国際人道法の下での義務に従い、締約国は外国による占領など、武力衝突における全ての適切な処置をとるものとする。」

インドは第 16 条を次のように修正した。「16.1 締約国は、管区内の障害のある子ども一人一人が、障害を理由とするいかなる種類の差別も受けることなく、他の子どもと同じ権利および基本的自由を享有することを保証するよう努力するものとする。」インドはまた、次のパラグラフを付け加えるよう提案した。

「16.3 (a) 変更 早期発見、早期紹介、早期介入サービスの提供（親のためのカウンセリングを含む）。

16.5 の 2 締約国は子どもが性的虐待および搾取されやすいことを認識し、彼らの保護を確実にするよう努力するものとする。

16.5 の 3 締約国は、子どもは、その人格の完全かつ調和のとれた発達のために家庭環境の中で育てるべきであることを認識する。貧困または両親を亡くした場合、現行法に従って養子縁組または法的後見の準備ならびに、必要に応じて一時療養および居住介護の世話をするのは国家の義務とするものとする。

16.5 の 4 締約国は、子どもが権利を行使するに当たり、親、および該当する場合は法定後見人がその子どもに対してその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利および義務を尊重するものとする。

16.5 の 6 締約国は、これら全ての専門的な分野における経験の幅を広げるために、国際協力の精神で、締約国の能力、スキル、人的資源開発および調査の向上を目的とした健康管理、予防的健康管理（社会復帰、教育、職業訓練およびサービスの方法に関する情報の普及および利用を含む）の分野の適切な情報の交換を促進するものとする。この点で、発展途上国のニーズを特に考慮に入れるものとする。」

バチカンのローマ教皇庁は 16.2 の 3 行目の「自律」の後に「および公民権」という単語を加えて修正するよう提案した。

カナダは第 16 条に新たに 次のパラグラフを加えて修正するよう提案した。「16.2 の 2: 締約国は、障害のある子どもが権利行使する上での発達しつつある能力および、障害のある子どもが自分に影響を与えている全ての問題についての考えを自由に述べる権利を認識する。子どもの考えは、その年齢および 成長に従って十分に考慮される。」次のような 新たなパラグラフ 16.6 を付け加える。「障害のある子ども が親と住むことができない場合、締約国は地域の中で代わりに世話をする家庭を提供するためのあらゆる努力をし、その斡旋は子どもにとって一番良いように

するものとする。」カナダは、CRC の第 23 条に示されている 概念に基づき、CWD に限定した新たな内容を作成するよう提案した。CWD に関する全ての条項で、その規定が条約の他の部分に挙げられている子どもの権利を決して制限しないことを明確にすべきであると述べた。

ケニアは資源の入手を条件に CWD へのサービス提供に関する親の責任に加えて国家の責任を含めるよう 16.3 および 4 を修正し、第 16 条を条約に含める案を支持した。「これまでの法律文書で CWD の平等が規定されていたならば、我々は今日ここにはいないだろう。本条約の権利は CRC の権利を傷つけることではない。」それどころか、両方とも重要である。CWD が家族や仲間から虐待される状況は、CRC で十分に扱われていない。ケニアはまた、CWD を虐待する犯罪者の釈放を認める手続き証拠規則に追加の言及を立案する権利を留保した。作業グループはこの問題についてさらに取り組む必要がある。

午後セッション

開始時刻: 午後 3:01 PM

終了時刻: 午後 6:00 PM

第 16 条に関する議論は、本条約では PWD の中でも女性や先住民のような特定のグループのニーズに対処すべきかどうかという幅広い問題を扱っている。大多数の国は、障害のある子どもに焦点を当てるのではなく PWD 全般に適用できるように第 17 条を修正するよう提案した。これらの提案は言及されていない。

第 16 条: 障害のある子ども (続き)

タイは、第 16 条は CRC の第 23 条を手本としているので不十分であり、現在の文言をさらに修正しても新たに生まれる価値は限られたものだろうという点に同意した。障害のある子どもにとって一番良いのは、本条項の草案を完全書き直して CRC の第 23 条を越えた規定を含めることである。タイは後で草案の文言の修正を提出する権利を留保した。

イスラエルは、法的観点から、他の国際法の文書で十分に扱われている特定のグループまたは状況に本条約で対処するのは適切でないと考えている。本条約で対処した場合、異なるグループおよび状況の区別につながるかもしれない。特定のグループを数え上げるときりがないと仮定すると、状況は複雑になって、逆効果となり、国際法の異なる原則および制度の適用性に関してさらに曖昧なものになってしまうだろう。

南アフリカは 16.3 (b) の「利用可能な資源を条件として」は、障害のある子どもがどうしても必要な支援を弱体化させてしまうので、この条件を削除するよう求めた。資源の配分に条件をつけてはならない。16.3 (b) の残りの部分が重複するので「資格のある子どもおよびその子の介護に責任を有する者への支援の提供」に短縮すべきであると述べた。

クウェートは 16.1 に記載された「管轄」の定義を求めた。

シエラレオーネは、特定のグループの言及で合意が得られない場合、条約は全てのグループを対象とするよう提案した。この法的文書は包括的で理解しやすくし、特に義務に関する文言は明確かつ首尾一貫させるべきである。断定的な声明を詰め込みすぎると義務が隠されてしまうだろう。16.2 は次のように修正すべきである。「締約国はまた、障害のある子どもがそれぞれの地域社会で尊厳をもって完全で活動的でまともな生活を享有できる条件を作ることを保証する義務を負う。」16.4 は以下と置き換える。「締約国は、親およびその子どもを世話するその他の人に加えてその子どもに対して、できる限り無料で、適切な早期の包括的サービスを提供および実施する義務を負う。これらのサービスの提供および実施は、障害のある子どもが、とりわけ 教育、訓練、参加型のレクリエーション活動、子どもの文化的および精神的発達のための活動を効果的に利用できるよう保証するように立案されるものとする。」16.5 は以下と置き換える。「締約国は、全ての状況において、子どもが自尊心および、完全かつインクルーシブな生活を送る可能性およびその権利について前向きな考えを維持していることを保証して、障害のある子どもとその親に適切な情報、紹介およびカウンセリングを提供するものとする。」

ヨルダン、¹「彼らの介護者」を「他の子どもの介護者、または子どもに法的な責任を負う者」に置換え、「カウンセリング」の後に「および、これらの方法で利用できるようになった情報」を挿入するよう提案した。

メキシコは、第16条はCRCの第23条のほとんどを言い換えたものであるが、障害のある子どもの権利に対する肯定的な取組みを詳しく説明および促進することは利益があるだろう、という点でカナダに同意した。メキシコは、新たな2つのパラグラフのテキストがあり、後日、事務局に提出すると述べた。

アイルランドはEUを代表して、これまで議論の焦点となっている第23条だけではなく、CRCの規定は全部、障害のある子どもに適用される点を強調した。今日提出された提案のいくつかは、実は、CRCや他の人権文書の中の既存の権利を損なってしまうかもしれない。本条項の中で本条約の特定の部分に言及することは、条約の他の部分は、障害のある子どもに平等に適用されないことを意味する。これを実施すると、子どもの人権の享有を促進するのではなく、損なう危険がある。

リヒテンシュタインは、委員会は、草案の修正で権利が損なわれる事態は避けるべきであるというEUの発言を繰り返した。第16条はCRCの全ての権利、特に第23条について言及することによって簡潔さを維持することができるかもしれないと述べた。障害のある子どもの権利に関する条項がなければ本条約は完全ではないので、これを保持するよう助言した。既に確立している基準は繰り返す必要はないが、反映・参照すべきである。各条項で漸進的な実現について触れる必要はない。もしそうしたら、第16条を弱めてしまうかもしれない。むしろ、1つの条項で扱われるだろう。16.1の「その管轄の下にある」は条約の一般的な横断的条項の中で扱われるので、これを削除するよう提案した。

ノルウェーは、漸進的な実現ならびに一貫性およびCRCへの言及の必要に関してリヒテンシュタインに同意した。CRCに既に示されている文言と似ているが全く同一ではない文言を使うことに

対して警告した。これまで行われた提案のいくつかは CRC からの考えおよび概念を 拾い上げたものであるが完全ではない。この状態では、結局、AHC が意図するものとは反対の結果に終わる危険性がある。

議長は NGO の発言を許可した。

障害者インターナショナルは、条約の草案は虐待や搾取など障害のある子どもにとって最も重要な問題を扱っていないという懸念を表明し、委員会は障害のある難民および孤児を含む危険にさらされているグループを考慮に入れるよう提案した。第 16 条は、CRC の第 23 条よりも強くするために、もっと具体的に作成すべきである。

セーブ・ザ・チルドレン（SCF）は、インクルージョン・インターナショナル、世界ろう連盟、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク、カナダ地域生活協会、西アフリカ障害者連盟、世界盲人連合、障害者オーストラリア・インコーポレイテッド、オーストラリア障害者組織連盟、オーストラリア地域法律センター全国協会を代表して、草案は「条文全体を通して、大人の偏見があり、子どもの観点が欠けている」と指摘した。本条約の草案作成過程の速度が速いと、子どもには追いついて、強い立場を作る準備をする機会が与えられない。そのような経験をしていない大人には理解することは難しい。時として、法律自体が障害のある子どもの権利を侵害することがある。CRC の中心となる原則（非差別、子どもにとって最大の利益、生存および成長、参加）は、障害のある子どもについては十分に対処されておらず、CRC の実施の仕組みも各国政府に十分に知られていない。CRC の第 23 条だけに言及するやり方には限りがある。本条約を他の人権文書よりも弱いものにしないことを保証するための EU の努力は高く評価するが、「本条約に障害のある子どもに関する条項を維持するという自分たちの主張を EU に理解してもらいたい」と述べた。SCF は EU およびその他の代表に対して代案を作成し、条約の前文、原則、定義の中および監視で、多様性について明確に定義されたパラグラフを設けるよう求めた。SCF の連合が提案した本条項の修正案は www.savethechildren.org.uk で入手できる。

CACL が代表するインクルージョン・インターナショナルは、障害のある子どもの権利の認識は第 23 条だけでは十分ではなく、条約全体を通しておよび、子どもについての強化された条項の中の両方ではっきりと認識および確保されなければならないと主張した。カナダの提案した 17.6 を採択すべきであると述べた。SCF の連合の提案した第 16 条のパラグラフ 9 は代わりの介護施設について言及しており、施設の承認と解釈される可能性があるので削除すべきであると述べた。

世界ろう連盟は、第 16 条はきちんと構成されておらず、条文を推敲する必要があるので、本条項を条約に含めることに代表の多くがためらっているのだと考えていた。CRC の第 23 条は実は、障害のある子どもの権利を制限している。親や教師を含む大人は、聴覚障害のある子どもや知的障害のある子どもと対話するために手話を学ばなければならない。第 16 条の構成部分は条約の前文に移動すべきではない。移動すると前文は長くなるし、拘束性がないと述べた。

国内人権機関（NHRI）は、家族および介護者を育成および保護し、これらに権限を与える概念を目立つように扱った文言を追加した強力な条項を設けるよう助言した。CRC の広範囲な条文でも

第 23 条でも、事実上 CWD の権利を扱っていない。本条項は「CRC の小型版」となるのではなく、障害のある子どもに関わる特定の問題についてははっきりと述べなければならない。本条項の現在の表現は否定的で、障害のある子どもを重荷として扱っている。修飾語句がたくさん使われていて、それが障害のある子どもの権利を弱めている。「利用できる資源の入手を条件として」などの免責条項および適格性の基準の言及は削除すべきである。16.1 からは「障害に基づくいかなる差別もなしに」という文言を削除すべきである。NHRI は、16.2 の「権利を有する」を「享有すべきである」に置換え、16.3 の条項の前文の「早期の」の後に「確認、」を挿入するよう助言した。16.3 (b) を次のように修正すべきであると述べた。「子どもおよび介護の責任者への支援の提供。この支援は、申請に基づくものであって、子どもの状況、およびその親、または他の介護者の事情に適したものとする。」また、16.4 も次のように修正すべきである。「全ての障害のある子どもに基本的なサービスが無償で提供されることを保証する。このサービスは、特に教育、訓練、保健サービス、栄養、包括的な機能回復および機能獲得サービス、レクリエーション機会など、最大限に可能な社会的統合および個人的発達（障害のある子どもの文化的および精神的な発達を含む）を子どもが実現することを保証するよう立案されるものとする。」16.5 の「を介護する他の者たち」という文言は「介護者」に置換え、「紹介」は「適当な情報」に入っているので削除すべきである。いかなる考察においても子どもにとって最大の利益となることが最も重要であるということを明確にした新たなパラグラフを追加すべきである。子どもの参加に関する CRC の第 12 条の追加パラグラフ同様、セーブ・ザ・チルドレンが提案した新たなパラグラフ 16.8 を採用すべきである。

第 17 条：教育

ロシア連邦は、第 17 条では、障害のある子どもではなく障害のある人間の教育について扱わなければならないと主張し、それに応じて条項全体を変えるよう提案した。18 歳を越えてもまだ中等教育を受けている人がいると指摘した。17.1 (d) には「そして、必要な場合は、家庭での教育の可能性を認める」と付け加えるべきである。新たなサブパラグラフ 17.1 (e) には次の文言を加えるべきである。「全ての 障害者に、その肉体的および心理的限界を考慮して、専門的な訓練および再訓練を認める」。17.2 (a) に「医学的および社会的助言を考慮する」という文言を付け加えるべきである。

シエラレオーネ は後の段階で本条項の子どもへの言及を全て削除または抹消する提案を行う権利を留保し、WG がこの問題について 1 月に行った議論に関する脚注 56 に委員会の注目を向けさせた。また、技術は最終的に時代遅れになってしまう可能性があるため、これに具体的に言及することに対して警告した。「子どもは漸進的な実現を待てない」という文言および 17.1 でそのことに言及すると行動の義務を減少させてしまう可能性があり、削除すべきである。

アイルランドは 17.1 の前文の「漸進的な実現」の削除を求め、第 2 文を「障害者の教育は以下のものに向けるものとする」に置き換えるよう求めた。EU は言語学上の問題を指摘し、完全なものは「最も完全に」することはできないので 17.1 (c) の「最も完全に」は「完全に」と置き換えるべきであると説明した。17.1 (d) では「考慮する」は、もっと前向きな「促進する」に置き換

えるべきである。17.2の前文は次の文言に修正すべきである。「この権利を実現する上で、締約国は次のことを保証するよう努力するものとする」。17.2(a)の目標はインクルーシブでアクセス可能な教育であるが、利用可能性と場所は分けるべきであり、従って17.2(a)は次のように修正する。「障害者はインクルーシブでアクセス可能な教育を利用することが可能で（幼児期および就学前教育の平等な利用を含む）、かかる教育は可能な限り、自分の生活する地域社会で提供されるものとする」。17.2(b)の「教師、学校のカウンセラー、心理学者の専門的訓練を含む必要な支援の提供」という文言を「教師およびその他の職員向けの専門的訓練を含む適切な支援」に置き換える。EUはさらに、17.2(c)は絶対的な権利であるので第1サブパラグラフに移すべきであると提案した。代替的な教育を提供の是非や提供方法についての議論に対応して17.3の前文は次のように修正する。「一般教育制度がまだ障害者のニーズを十分に満たしていない場合、締約国は代替的な教育形態を推進するための適切な措置をとるものとする。本条項に従い提供されるいかなる代替的な教育形態も、以下のとおりとする。」

基準規則の教育の条項に適合させるために、17.3(a)は次のように修正する。「障害者の学習および成長のニーズを考慮して、一般教育制度で提供されているものと同じ教育課程に密接に関連づけ、かつ、これを反映し、一般教育制度で提供されているものと同じ基準および目標を反映することを旨とする。」

17.3(c)の条文は次のように書き換える。「一般教育制度か特殊教育制度かの選択を認める。」パラグラフ17.4は次のように拡大および書き換えを行う。「障害のある学生が様々なコミュニケーション方法を使った教育を受けることができることを保証するため締約国は適切な措置を取り、教師が異なるコミュニケーション方法を使えることを保証することによって、障害のある学生に質の高い教育を保証するよう努力するものとする。」EUは中等教育についての言及がない点に懸念を表明し、17.5にこのことに関する文言案を挿入するよう助言した。本パラグラフの最後の文を「そのために、締約国は、合理的配慮を提供するよう保証するものとする」に置き換えた。

アルゼンチンも「障害者」に対応するために最初のパラグラフの修正するよう提案した。

コスタリカは初等教育および中等教育に加えて大学教育 および専門的訓練を含めるよう求め、17.1の第1文の「教育」の後に「人生の全ての段階および全ての教育水準およびサービス」という文言を挿入するよう提案した。次のような新たなサブパラグラフを17.1(a)と(b)の間に挿入するよう求めた。「全ての教育プログラムの教育課程の中で、障害、障害者、人権問題を扱う。」17.1(c)では「の発達」の前に「個性、才能、創造性」を挿入する。コスタリカは、17.2の前文の「保証する」を「努力する」に置き換えるEUの提案を支持した。17.2(a)では、EUの提案した文言は「可能な範囲で」の前に「最大限」を挿入して修正する。17.2(b)では「インストラクター」を「教師」の後に付け加え、「材料」を「媒体」の後に挿入する。17.4では、将来の技術的発達の可能性を考慮して、「など、代替りのコミュニケーション方法を使って」という文言を「教育課程」の後に挿入し、「点字」の後に「適宜」を挿入する。追加のサブパラグラフは「聴覚障害者および視聴覚障害者は、独自のグループで教育を受け、母国語の話し言葉および書き言葉の手話でバイリンガルになる権利を有する」とするべきであると述べた。

イスラエルは 17.1 の前文を制限して、「保証する」を「全ての可能な措置をとる」に替えるよう助言した。17.2 (a) の第 1 文の「彼ら自身の」は「おのおの」に替える。17.2 (a) と (b) の間に次のようなサブパラグラフを新たに付け加える。「障害のある子どもの一般学校制度への統合を優先する。」17.2 (b) の後にサブパラグラフを 2 つ新たに挿入する。1 つ目は「障害者が他の親と平等の立場で自分の子どもが学んでいる学校に出入りできること」。2 つ目は「学校制度において障害を持つ教師が適切に代表されていること。これには、採用時および雇用されている期間の障害を理由とする差別を防止すること、ならびに採用時および雇用されている期間に合理的配慮を提供することが含まれる」とする。17.2 (c) は「子どものニーズへの配慮が障害のために極度に非現実的な負担を課すことにならない限り」を付け加える。17.5 では「ことを確保する」は「全ての可能な措置をとる」に、「利用することができる」は「に関して」に、「このため」は「本パラグラフの規定の実施を確保するために」に置き換える。17.5 の後に、次のような新たなサブパラグラフを 2 つ追加する。

「(a) 障害者が、他の人と平等を基礎とした試験および教育課程における配慮などの制度を全て利用できること。

(b) 上記の全ての制度における障害者および職員が適切に代表されていること。これには、採用時および雇用されている期間の障害を理由とする差別を防止すること、ならびに、かかる制度における採用および雇用において合理的配慮をすることが含まれる。

モロッコ は、17.3 の前文を次のように書き換えるよう提案した。「一般教育制度における障害者の教育を規則とし、専門家の教育サービスの提供を例外とすべきであることを認識し」

ブラジルは 17.2 (a) の現在の文言は一般教育制度と特殊教育制度の選択を十分に示しているので、これを支持した。17.3 の現在の文言は、これらの教育制度は相互排他的な選択肢ではないという脚注 62 に述べられている概念を十分に反映しているので、これを支持した。

イエメンは、17.3 (b) の「心理学者」の後に「社会学者」を付け加えるよう提案し、特に「見習い」についての言及するなど、条文草案 17.3 に関して（アラビア語版のみ）助言をした。

中国は本条項の新しい草案を配布した。17.1 の前文は維持すべきだが、そのサブパラグラフは全部削除し、次のものに置き換えるべきであると述べた。

「a. 教育は、人格および尊厳の認識の十分な形成に向けられ、人権および基本的自由への敬意の念を強化するものとする。

b. 教育は、全ての障害者が自由な社会で効果的に参加できるようにするものとする。

c. 教育は、全ての国家および全ての人種、民族または宗教グループの間の理解、寛容および友情を促進するものとする。

d. 教育は、国連の平和維持活動を推進するものとする。」

パラグラフ 17.2 および 17.3 は削除し、次のような新たなパラグラフ 17.2 と置き換えるべきであると述べた。「締約国は PWD が平等を基礎として教育を受ける権利を漸進的に実現するために、効果的および適切な措置をとる。

a. 障害者のニーズを満たすインクルーシブでアクセス可能な一般教育を開発するために、締約国

は支援を提供するものとする。支援には、教師、学校のカウンセラー、心理学者の専門的訓練、アクセス可能な教育課程、アクセス可能な教育媒体および技術、代替・補助コミュニケーションモード、代替学習戦略、アクセス可能な物理的環境、障害のある学生の完全な参加を確実にするためのその他の合理的配慮が含まれる。

b. 一般教育が障害者にニーズを十分に満たしていない場合、締約国は特殊または代替教育を開発するものとする。そのような特殊または代替教育は以下のものとする。

(i) 一般教育制度に規定されている基準および目標に従う。

(ii) 障害者の一般教育への参加を決して妨げない。」

それから、パラグラフ 17.4 および 17.5 はそれぞれ 17.3 および 17.4 に番号を変える。新たなパラグラフ 17.4 では「するものとする」を「適当な措置をとる」に置き換え、「一般的な～を利用できる」を「利用する平等な機会を有する」に置き換える。最後の文「このために、締約国は障害者に適当な支援を与える」を削除する。

ニュージーランドは 17.1 (a)、(b)、(c) は CRC の第 29 条に基づいており、これらの子どもの発達という側面は特に障害者に関係していると思われるので草案に含まれていると説明した。これらの要素（尊厳の認識および自尊心、人間的な潜在能力、社会における参加の有効性、子どもの精神および肉体的能力の発達）は障害者の教育の中でなおざりにされることが多い。一方、中国の提案は全ての国家および人種的、民族的、宗教的グループの間の理解に言及し、国連の平和維持の目的を促進する点で ICESCR の第 13 条に似ているが、障害に限定したものではない。ニュージーランドは、子どもにとって最大の利益となることに関する義務については草案の他の部分および CRC で十分に扱われているので、17.1 (d) を削除するよう提案した。さらに「個別教育計画」という考えは他の子どもに与えられた権利を越え、流行り廃りのある教育学上の手段であるため法的拘束力のある条約には含めず、その代わりに国家の行動計画で扱う。ニュージーランドは EU が提案したサブパラグラフの言い換えを支持し、イスラエルの提案した 17.2 (c) の最後に追加する案よりも「元の条文に与える傷は小さい」と述べた。17.2 の前文の「保証する」は「努力する」に置き換える。17.3 の「学習」は両方とも「教育」に置き換える。この 2 つの言葉の意味の違いははっきりしていないが、全体を通して同一の単語を使うことで文書の一貫性がさらに高まるだろう。17.5 の最後の文は「適当な支援」の意味が不明であることから、EU の提案に従って修正すべきであると述べた。

バチカンのローマ教皇庁は、他の国際的な条文と一貫性を持たせることの重要性を主張した。

ICCPR、ICESCR、CRC、UDHR と一致させるために、本条約のサブパラグラフ 17.1 (d) は「子どもにとって最大の利益となるように」という文言の後に「親および法定後見人のその子どもの教育に関する権利および責任を尊重しながら」という文言を挿入して修正すべきであると述べた。

バーレーンも最初のパラグラフを修正して「障害者」に対応するよう提案した。

ケニアは、教育を受ける権利がはっきりと与えられることを明らかにするために 17.1 の前文から「漸進的に」を削除するよう提案した。17.5 では「職業訓練」の後に「専門的訓練」を挿入するべきであると述べた。

日本は 17.2 に関する EU の提案は教育制度の利用可能性と達成目標とのバランスがとれているので、これを支持した。しかし 17.3 (a) および (b) の文言は維持すべきであると述べた。17.3 (c) に関する EU の提案については、これらの判断は思いつきやきまぐれで下すことはできないので「障害のある学生にとって最大の利益となるように注意深く考えて」と付け加える。17.4 は他のコミュニケーションの形態が必要になるかもしれない場合、条約を手話または点字に限定すべきではないので、EU 提案に従って修正する。17.5 の文言は維持すべきであると述べた。

カナダは、あらゆる子どもは、その個別のニーズを満たす教育制度に組み込まれ、補助的な教育制度の中で学習し、その中に含まれる機会を最大限に活用すべきであると主張した。学校は真の変革をもたらす考え方が形成される場所であるので、このことは全ての障害者および社会全体にとって有益である。本条項にはかなりの作業を行う必要があるが、現時点でカナダからは具体的な提案はない。

オーストラリアは、全ての PWD に対する一般的な適用と一貫性を持たせるため、タイトルなどの「教育」の後に「訓練」を加えるよう提案した。17.2 の「保証する」という文言は EU 提案に従って「努力する」に制限され、17.4 では「奨励および促進する」に置き換える。オーストラリアは 17.4 のコミュニケーションに関して、コスタリカの修正案を支持した。17.5 では「そして適当な支援を得て」という文言は「他の者との平等を基礎として」という文言の後に挿入し、パラグラフの残りの部分は削除する。

レバノンでは 17.2 (b) の「学校のカウンセラーおよび心理学者」を「必要に応じて、他の教育スタッフ」と置き換えるよう提案した。17.5 では、「一般の」という文言を「全ての教育レベルの公立または私立の機関における全ての学問および職業教育」に置き換える。17.5 の最後に次の文を付け加える。「締約国は、選択可能な形式の障害者向け職業訓練を通して習得した技能を国家の教育制度が承認および認定することを保証しなければならない。」

南アフリカも生涯学習の原則に合わせて「および 訓練」をタイトルに加えるよう求め、条約は幅広い年齢を対象とした教育の過程を提供しなければならないと述べた。17.1 (b) では、公平な提供を可能にし、障害者の公平な形の参加ができるよう保証するため、「実質上」の後に「かつ公平に」という文言を挿入する。17.2 は維持すべきであるが、特に 17.2 (b) の規定は国家の特権とすべきである。17.4 は障害の種類を限定しており、本条項は全ての障害を扱うべきであるので、これは削除する。17.5 では高等教育に関連して「一般の」は不明確であり削除する。17.5 で教育法の伝授には成人教育も含まれることを保証するために、「生涯学習」の後に「および教育」という文言を挿入する。ただし、これは「平等を基礎とするのではなく、公平な基礎として提供される」。同じパラグラフで「支援」はより包括的な概念を持つ「援助」に置き換える。公平な教育の規定がない限り、学生はこれからも教育から締め出されるだろう。従って、南アフリカは次のような新たなパラグラフ 17.5 の 2 を提案した。a) 学習環境への非差別的なアクセスを保証する。b) 学習の過程で障害のある学生の公平な参加を保証する、できる環境を確保する。

セルビア・モンテネグロは「自由で十分な説明に基づいた選択」という文言を維持することを除いて、17.3 に関する EU の提案を支持した。専門的訓練の概念は第 22 条「働く権利」に入れた方

が良い。17.2 (b) の長距離教育の概念を含めることができるかもしれないと述べた。

タイは、個人のニーズに対応して、他の人と平等を基礎とした教育を受ける権利を強調し、17.1 から「漸進的に」の削除を求めた。17.2 では、様々に解釈される可能性がある「適当な」を学生本位の言葉「必要とされる」に置き換える他は EU の修正案に同意した。17.3 の条文は選択の重要性を尊重し、特定の教育モデルに合わせておらず、そのままにしておくべきである。出来るだけ幅広い他のコミュニケーション手段の概念を維持することの重要性を認める一方で、タイは、手話を特別な言語として受入れるというコスタリカが追加した文言に賛成した。手話は聴覚障害者社会の文化遺産の一部であり、独特の文法構造を持つ視覚的言語で、文化のおよび精神的な成長の基盤である。同様に、点字は書かれた原稿を触知できる表現方法であり、印刷物を読み書きする能力と同等の基本的な読み書きの基本的道具である。中等教育についての EU の言及および訓練に関して付け加える言葉についてのオーストラリアの提案同様、「支持する」について南アフリカが追加した文言も組み込むべきである。

ウガンダはタイトルに「訓練」を付け加える案を支持し、他の代表が助言した「漸進的に」を削除する案を支持した。17.2 には次の文言を付け加えるべきである。「締約国は一般教育制度において障害のある教師の雇用を奨励するものとし、障害者が教師になることに対する法的な障壁の撤去を保証するものとし、障害のある子どものニーズに対する認識を高めるものとする。」17.2 (c) には「そして彼らの教育的ニーズを満たすための措置をとるものとする」と付け加えるべきである。なぜならば、この文言がないと、障害のある学生が自由な教育の恩恵を受けられないからである。ウガンダはまた 17.5 の 2 の条文を提案した。「締約国は、業務中に障害を負ってしまった人々に職業上の社会復帰、訓練、再訓練の機会を与えることを保証するものとする。」

インドは次の規定を 17.5 の後に挿入するよう助言した。「国家は、重度、知的および重複障害者に対して継続的に機能教育を提供するものとする。」

メキシコは、本条項が全ての教育レベルを網羅するよう、コスタリカの修正案を支持した。17.1 (b) では「自由」の後に「かつインクルーシブな」という文言を挿入する。17.1 (d) の条文の「教育計画を個別に配慮して」は「PWD の特殊教育のニーズを満たして」に置き換える。メキシコは 17.2 (b) の「方法および技術」に「材料」を付け加えるコスタリカの案を支持した。新たなサブパラグラフ 17.2 (d) は次のように修正する。「障害者向けの奨学金および財源の利用を義務教育を受けている者のみに制限せず、これを奨励する。」17.3 では脚注 60 に鑑みて「学習」を「教育」に置き換える。17.4 の第 1 文は次のように書き換える。「締約国は、感覚的な障害のある者に学習を奨励し、彼らが勉強のプログラムを続けるよう促すため、適宜、手話または点字を利用できるように保証するものとする。」

韓国も最初のパラグラフを「障害者」に対応して修正するよう提案した。

中国は教育は PWD にも適用されるべき経済・社会・文化的権利であることを強調することで、本条項の同国の草案に対するニュージーランドの発言に対して答えた。

トリニダード・トバゴは、条文が特定のレベルに制限されないように全ての教育レベルへの言及を含めることに加えて、タイトルに「および訓練」を加える案を支持した。本条項は全ての PWD に対応するために修正すべきであるが、子どもにとっての最大の利益についての判断を他の人に認めるように思われないように、17.1(d)の条文には子どもに対する言及を維持すべきであると述べた。

イエメンは本条項に「訓練」を組み込むよう求めた。訓練の目的は「実務知識」であるが、「教育は思考力の訓練である」。

リビアは 17.3(c)を「障害者を非障害者のレベルに引き上げて、さらに高等な教育を受けることができるように、専門教育のレベルは一般教育のレベルと全く同じでなければならない」に修正した。

ヨルダンタイトルを「教育、訓練および生涯学習」に修正し、17.3の前文の「学習」の後に「および教育」を追加し、17.2(a)でも(c)でも選択について扱っており、後者は重複しているのでこれを削除した。

ここで、NGOに発言が許された。

世界盲人連合は、国際障害同盟および JDF（日本障害フォーラム準備会）を代表して、教育の概念を「学習」に弱めてはならないと主張した。視覚障害者、視聴覚障害者、聴覚障害者のグループの状況に加えてインクルーシブな学校の状況における教育を求める彼らが合意した、条文を理解するよう各国に対して求めた。

世界盲ろう者連盟は、視聴覚障害者に教育を与えないことは、コミュニケーションも発達も情報もないことを意味すると力説した。視聴覚障害者は、障害者の社会の中においてでさえも排除されることが多い。この文書およびこれらの協議は、障害者の社会に妥協を越える共通認識をもたらした。

国際労働機関は、本条項およびそのタイトルで「訓練」について言及すべきである点で合意し、17.2(b)の教師についての言及に、トレーナーおよびインストラクターの専門的訓練への言及を付け加えるよう求めた。代わりの訓練形態を扱う 17.3 にトレーナーの資格を含めるべきであると述べた。多くの PWD が無関係または入手できない仕事のために何年も訓練を受けているので、労働市場や国家資格の枠組みに関連した技術の開発、認識、証明の機会を提供するために、いかなる代わりの非公式訓練でも（職場の訓練を含む）利用できるようにするものとする。合理的配慮に関する EU の修正は十分ではなく、17.5 の最後の文は次のように修正すべきである。「このために、締約国は、不平等の削減を目指して PWD のための訓練を促進および実施する平等の機会の戦略、措置およびプログラムを開発するものとする。」また、利用できる書式の職業および仕事の指導および情報の組み込みならびに障害者向けの雇用カウンセリングも必要である。

国内人権機関および国内人権機関のアジア太平洋フォーラムは、漸進的な実現と教育を受ける権

利は「不釣り合い」であると懸念を表明し、これは非公式の協議で対処するよう希望した。モデルは、個人の特性だけでなく、あるモデルを選択する家族や親の状況によって決まることが多いので、教育を受ける権利に対する 取組み方法の選択肢をたくさん条約で提供すべきである。この点で、EU の条文は、教育に対する様々な取組み方法の中でバランスがとれていて、取組み方法の間の偏見を取り除き、UNSR に基づいたものとなっている。EU の条文は、就職斡旋、モデルまたは供与のいかんに関わらず平等の基準を保証しているので、NHRI/APF の教育の質に関する懸念についても対処している。メキシコおよびタイの見解を支持して、教育は PWD が理解できる言語で提供されなければ意味がないので、特定の原稿および言語についての言及に加えて、様々な障害グループ、特に聴覚障害者の言語的なニーズについて認識すべきであると述べた。

議長は、話し合いを前進させるために非公式な協議の必要について指摘し、会議を終えた。

第4巻第8号（仮訳）

2004年6月3日

午前セッション

開始時刻 午前10時26分

終了時刻 午後0時59分

第23条及び24条に関する協議が終了し、WG 報告書の国際協力に関する付属書の内容及び手続きに関する議論が始められた。メキシコ、ベトナム及び中国は、国際協力に関する新しい条文の草案を提出し、回覧した。

第23条：社会保障及び十分な生活水準（続き）

議長はNGOからのコメントを受け入れることから会議を始めた。

国際労働機関（ILO）はこの条文を支持し、次の文言を追加することを提案した。「締約国は、雇用保険を含む自国の社会保障制度を定期的に見直し、十分な支援が提供されるよう保証し、かつ、障害のある人が就職する際、或いは仕事や職業を続ける際、もしくは一般に開かれた労働市場に戻り有給の仕事を得る際に、不注意から何ら不当な妨げを受けることがないように保証する。」これは、社会保障によって障害者が職業訓練や就職、自営業を始めることに対する意欲をなくすることがないように、つまり「手当の落とし穴」に陥ることがないように保証するものである。ILOは、特に発展途上国において多くの障害者が貧しい生活をおくっていることから、障害者、特に障害のある女性及び少女と高齢者に対する社会保障と貧困削減戦略を保証する規定を歓迎した。ILOは、労働の権利に関わる方面におけるこの条約の実施を監視することを喜んで補佐すると述べた。

レバノン、条文の題名を「社会保障」に変更することを提案した。この題名なら、条項をある特定の機関或いは制度に関する内容に制限することがないからである。そして1の最初の文の「社会保障」を「あらゆる型の社会保障」に書き換えるよう提案した。更に第23条1（f）に文言を追加し、「障害のある人が、障害に基づく差別なしに、生命保険、健康保険及びその他の型の保険に加入できることを確保する措置」とすることを提案した。

国内人権機関（NHRI）は、題名を変更し、条文の条項1と2を並べ替えるというNZ（ニュージーランド）の提案を支持した。社会保障の権利と十分な生活水準とは現行の国際法では別々の権利として認識されており、十分な生活水準は単なる社会保障よりも広い意味を持つ。社会保障は十分な生活水準を達成するための手段である。それ故、NHRIは、1と2の順番を入れ替えるという提案に賛成した。そして1と2の冒頭部分は締約国の義務を説明しているとして、2の「適当な」を「必要な」と書き換え、「保障し」を「保護し」に書き換えることを提案した。第23条1（a）

では、文章を「障害のある人にとって必要なサービス、機器及びその他の形式の支援を確保する」と修正すべきである。第23条1(c)の「重度の及び重複した」という文言は削除し、同様に、「これは自己を発展する意欲を阻害するものとなってはならない」も削除すべきである。第23条1(d)の「住宅」の前に「アクセシブルな」を挿入し、「障害のある人に一定数割り当てられた政府の住宅供給を含む」という文言は削除する。障害に関連した費用に関連なく一律に税金を免除することは望ましくないので、第23条1(e)は書き直されるべきである。第23条1(f)に関しては、この問題の複雑性を見直し、特に女性に対する差別について述べるべきである。更にNHRIは「清浄な水の入手」を第23条2に入れることを支持した。清浄な水は基礎的サービス（ベーシック・サービス）とされており、これはICESCR（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）に関する委員会による一般コメント15に詳しく説明されている。

世界精神医療ユーザー・サバイバー・ネットワーク（WNUSP）は、特にこの条文の貧困削減を扱っている部分を支持した。そして障害者も平等に開発からの利益を得るべきであるというNZの提案に同意した。WNUSPは第23条1(c)から「重度の及び重複した」を削除することに賛成した。これは医学的モデルに基づいて障害者の差別をすることになるからである。WNUSPは第23条1(g)として、社会福祉サービスの提供に際して自主性を保つことを保証する、新しいパラグラフを加えることを提案した。それは以下の通りである。「社会福祉サービスの提供に際しては、サービスをセットで提供すること（他のサービスを受けることを条件としたサービスの規定）を避けるようにし、自主性が保たれるよう保証する。」代替案として、このパラグラフを第15条に入れてもよい。

障害者オーストラリア・インコーポレイテッド（PWDA）は、オーストラリア地域法律センター全国協会及びオーストラリア障害者組織連盟とともに、脚注99についてコメントし、「社会保険」をより意味の広い用語である「社会的支援」に替えることを提案した。これは障害者が健常者には必要ない多くの特別な措置を必要としているからである。この考え方なしでは、障害者向けのサービスを非差別という名目で意図せずして禁止してしまう結果になりかねない。一方、特別なサービスが非差別的な方法で実施されるよう保障することが重要である。それ故、1及び2は、非差別が特別な措置の規定ではなく実施に適用されることを明確にしたものへと書き直す必要がある。第23条1(c)の「困窮状況で生活している」の文言は、貧しくない障害者であっても、障害に関連した余計な費用がかかり、社会的支援を必要としていることがよくあることから、削除すべきである。これらの余計な費用は、主に社会的及び経済的参加に関連した費用であり、参加への意欲をそぐことにならないよう、解決されなければならない問題である。この目的は、各国の資源を利用して漸次実現される。「自己を発展する意欲を阻害するものとなってはならない」という文言については、障害者は概して自己の発展に社会保障を必要としていることから、特別な措置は個人的発展の意欲をそぐものではなく、むしろ自己の発展に必要な条件であると述べた。第23条2(d)（訳者注：1(d)？）に、「住宅」の前に「ユニバーサルデザインによる」と追加することを提案した。

障害者インターナショナル（DPI）は「重度の及び重複した」を削除することを提案した。これは医学的モデルに基づく概念である。DPIはまた第23条を分割するという意見を支持した。「生

活水準」と「社会保障」という二つの問題はほとんどの人権法で別々に扱われている。国連の基準原則がWGにとって何らかの役に立つかもしれない。

第24条：文化的な活動、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

アイルランドはEUを代表して、「次のことを確保するためのすべての適当な措置をとる」を「障害者が次のことをするための適当な措置を促進する」と修正することを提案した。これは、もとの文章の記述では、締約国が行使する権力の範囲を越えたものまで含んでいるからである。条約は障害者全体を扱わなければならない、そのため第24条3は、ある特定の障害者グループだけを採り上げているので削除するべきである。第24条4は、新しい権利を作るように見えるのをさけるため、次のように改正すべきである。「締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツ活動に参加できるようにすることを目的とし、次のことのため、適当な措置をとる。」これにより締約国がとる措置の目的が示される。指導やトレーニング及び支援は国によってではなく、スポーツ団体によってボランティアで提供されるので、第24条4(b)は、次のように修正されるべきである。「障害のある人が、スポーツ活動を企画し及びそれに参加する機会を持つことを確保し、かつ、適当な指導、訓練及び支援を受けられるよう奨励すること。」最後に、第19条で扱われている24条4(c)と、EUの修正案第24条4(b)で扱われている第24条4(d)は削除するべきである。

イエメンは第24条を二つの条文に分けることを提案した。一つは、第24条「知的活動、文明及び歴史を含む文化的活動への参加」で第24条3までがこれに当たり、もう一つは新しい第24条で、「レクリエーション及びスポーツ活動への参加」で、第24条4の内容に当たる。第24条1(b)の「マルチメディアの形態」の前に「自由な」を追加し、第24条1(c)の「テレビ番組」の前に「国際的及び地域的な」を加えるべきである。

メキシコは、題名の「余暇」と「スポーツ」の間に「身体鍛錬」を加えて変更することを提案した。また、第24条1(a)では、「活用する」に続けて、「表現する」を加え、「育成し、活用し、及び表現する」とする。第24条1(d)の「飲食場等」を「ホテル及びサービス機関」という文言に替える。第24条4の冒頭部分は「他の者との平等を基礎として」という文言を「他の者と公平であることを条件として」とする第24条4(a)の「スポーツ活動」は削除し、「余暇活動、身体鍛錬及びスポーツ」と入れる。第24条4(b)は「他の参加者に利用可能な支援について同一の」は削除し、代わりに「他の参加者と公平な条件での支援、」とする。第24条4(c)では、メキシコが提案したように「障害のある人」の前に「すべての」と入れることと、「障害のある子どもも含めて、すべての障害のある人が、教育制度内で、公平であることを条件としてスポーツ活動に参加する」という文言を「障害のある子どもが教育制度内のスポーツ活動関係に平等に参加する」と差し替えることを提案した。第24条4(d)では、「レクリエーション」の後に「及び」と入れ、「余暇」の後の「及びスポーツ」を削除し、「身体鍛錬及びスポーツ」を「活動」の後に入れることを提案し、「レクリエーション及び余暇活動、身体鍛錬及びスポーツ」とするとした。締約国はまた、障害者が文化的な活動に関わる機会を持てるよう促進する重要な役割を果たさなければならない。

タイは、第24条2から「不合理又は」という言葉を削除し、「いかなる」とすることを提案した。また、「国際法の規定を尊重すると同時に」を削除するべきであるとした。締約国は、これらの権利を確保する際に、立法に関わる主要な役割を果たさなければならない。多くの活動は民間機関によって企画・運営されているが、これらの機関は法律に従わなければならない。

チリは第24条1(d)の文化的施設の利用に関して、「アクセス」は重要であるとしながら、人々が文化的なイベントを楽しむには他に何が必要かを考えることも同様に重要であると指摘した。第24条4では、2つのサブセクションを加えることを提案した。一つ目では、障害者のスポーツの可能性を、様々なレベルで障害者の参加を促進することによって発展させることに言及し、二つ目では、スポーツやレクリエーション・プログラムを担当する教師やモニターを対象とした、障害者の参加を促進する方法についての研修を述べる。

南アフリカはレクリエーション及び余暇の権利を文化的権利から分け、文化的権利を新しい第24条に入れることを提案した。この新しい第24条には、脚注109で提案されたように、文化的及び言語的アイデンティティー及び権利に関する現在の条文の内容も盛り込まれる。文化的及び言語的権利を提供することはこの条約を他の国際法に従った形にするといえる。南アフリカはまたいくつかの修正案を出した。第24条4の冒頭部分にある「平等」という言葉は「公平な」に差し替えられ、「レクリエーション」の前に、「健康的なライフスタイルを促進するため」という文言を入れる。第24条4(a)では、「奨励し」を「保証し」に書き換え、「スポーツ活動の」前に「クラブの」を挿入する。これは、組織的なスポーツへの参加は、クラブから始まることが多いからであり、またより高いレベルへと進歩していくための基礎を、クラブが提供するからである。そして「可能な限り完全に」という文言は、障害者の限界に焦点を当てていると考えられるので削除する。第24条4(b)は次のように修正する。「障害のある人がスポーツ、レクリエーション及び余暇活動を企画し及びそれに参加し、かつ公平に、関連する指導、訓練、資源及び支援を受ける機会を持つことを保証する。」南アフリカは「同一の」資源及び支援を障害者に提供することは不公平であり、「他の参加者に利用可能な」という文言は余計であると説明した。第24条4(c)の文章は、次のように修正されるべきである。「障害のある人が、スポーツ、レクリエーション及び余暇施設を利用できるよう保証する。」障害のある子どもの、教育制度内でのスポーツ活動への参加に関する条項は、教育に関する第17条に移すべきである。第24条4(d)では、「平等に」という言葉を「利用する」の前に入れる。南アフリカは次のような新しいサブパラグラフ、第24条4(d)を提案した。「障害のある人が、スポーツ、レクリエーション及び余暇活動及び組織への完全参加を可能にするために、政府及び民間の資金を公平に利用することを保証する。」そして更にメディアを対象として、新しい第24条(d)は、次のように続けられる。「すべての公共のメディアに対し、障害のある人のスポーツ、レクリエーション及び余暇活動における業績を、障害のある人すべてがそのような活動に参加することができるということとともに、適切かつ公平に報道するよう、奨励する。」

ニュージーランドはこの条文の条項における重複性を指摘した。例えば、第24条1(d)の施設へのアクセスを規定した条項は、第19条の建築物に関するアクセシビリティの記述と重複している。また、第24条1(b)で要求されているアクセシブルな形態の文化的な作品の問題も、

第13条の情報へのアクセスの中で十分に扱われている。それ故、これらのサブパラグラフは削除できる。ニュージーランドはまた文化的/芸術的活動を他の活動と区別するという提案には反対し、この懸念を基に、第24条1の改正を提案し、第24条1と第24条4をまとめ、両方のタイプの活動に参加する権利を扱うことを提案した。（第24条2及び第24条3は基本的には変わらないまま残される。）改正案では、ニュージーランドはいくつかの他の懸念も解決しようとしている。現在の第24条4は、参加者が様々なレベルへと上達していくという、スポーツの競争性に関連しているようである。しかし、他の文化的活動もまた、競争するしないに関わらず、地域、地方、国内及び国際的なレベルで、向上を追求していくものなのである。更に、可能性を開発し、利用する機会は創造的及び芸術的試みと同様、身体的活動にも適用されるべきである。第24条1の冒頭部分の修正は、子どもの権利条約を含む他の国際人権法からの文言を使用することを目的としている。第24条1(b)の「平等を基礎として」という文言は、いくつかの活動は私的な活動で、一般の人には利用できないという事実を考慮している。ニュージーランドは第24条4(c)は二つの大きく異なる考えを含んでいると指摘し、サブパラグラフの後半部分を、教育制度内だけでなく、すべての文化的活動、余暇及び身体的活動への障害のある子どものアクセスを扱うよう、そしてそれを子どもに関する条文に移すよう提案した。ニュージーランドは第24条3を削除するというEUの提案には、聴覚障害者の文化的発展にとって手話は不可欠であることから、反対した。しかし、他の障害者グループの文化的アイデンティティーもここで扱うべきかどうかについて、検討することを勧めた。ニュージーランドは第24条2から「国際法の規定を尊重すると同時に」を削除するというタイの提案には反対し、この文言はこのパラグラフの実施を妨げることはないとした。

ケニヤは題名を「文化的活動、宗教、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」と変更することを提案した。そして次のような新しいパラグラフ、第24条4を紹介した。「締約国は、障害のある人が、自己が選択する宗教を実践する基本的な権利を認め、次のことを確保するための適当な措置を講ずる。

- (a) 精神性を開発し、信仰を実践する機会を享有すること。
- (b) 参拝所、神殿及び宗教上重要な場所を訪れること。
- (c) 信者の共同体に所属し、集会や参拝の一部分である儀式、祭典及び洗礼に完全に参加できること。
- (d) 適当な宗教教育を受け、各自のニーズに最も適した形式の指導を受けること。
- (e) 宗教的な虐待、搾取及び弾圧から保護されること。

イスラエルはいくつかの修正案を提出した。第24条1の冒頭部分は、「確保する」の前に、「最大限公平な法律として含め、」という文言を挿入する。第24条1(a)には、「地域社会」に「及び社会全体」と付け加え、「知的」という言葉の後に「及び身体的」という文言を追加する。また、第24条1(d)では、「図書館」の後に「コンサート及びその他の音楽的パフォーマンス」を挿入し、「可能な限度において」という言葉を、「可能な限り最大限に」と書き替える。第24条3は、「ろう者」は、「あらゆる種類の障害のある人」と差し替える。そして第24条4の最後の部分に、「以下のすべてを最大限公平に行う」と付け加える。第24条4(d)では、「余

暇」の後に「観光」を追加する。

日本は第24条1の冒頭部分に関するEUの修正案に同意し、ここで論じられているいくつかの問題は、経済的な理由から、政府よりもむしろ民間セクターによって扱われなければならないと指摘した。第24条2については、日本は文の最後の部分は、「同時に」を「国際的な合意に従って」に替えて、国際的な合意に従うように強化することを提案した。そして第24条3は2(d)で扱うべきことであるとして削除するよう提案した。日本は第24条4の要点は支持したが、これはあまりに規範的すぎ、もっと簡単にする必要があるとした。

グアテマラは、2つの提案をした。第24条2では、知的所有権は障害者にとってこれまで障壁ではなかったとして「極端かつ差別的な」を削除することを提案した。第24条4では、「他の者との平等を基礎として」を削除するよう提案した。

カナダは、これよりも更に原則に基づく、またこれよりも規定的でない条文を支持した。第24条1の冒頭では、EUによって提出された改正を支持した。そして第24条1(b)、(c)及び(d)があまりに詳細すぎ、互いに、また特にアクセス問題を扱った他の条文と重複しているというニュージーランドの懸念を繰り返した。そして、第24条1(b)について、時代遅れになってしまった技術を列挙しているという問題点を指摘し、ニュージーランドが出した改正案を支持し、サブパラグラフを短くし、特定の形態に関する言及を削除することを提案した。第24条2では、「差別的」を残す一方で「不合理」を削除することを提案した。そして第24条4は、スポーツに関する大変重要な問題を専門に扱っているのもそのまま残すとした。第24条4(c)についてはこの内容が、場所へのアクセスと、子どものレクリエーション活動への参加という二つの問題を扱っており、どちらも条約の他の部分で扱われている、或いは扱うことができるというニュージーランドのコメントを繰り返した。カナダは第24条4(d)で何が意図されているのか分からないと述べ、明確にするか或いは削除するよう求めた。

韓国は、障害者のスポーツ活動に関する第24条4(a)に重要性を置いたカナダの意見に追随した。このサブパラグラフの範囲を広げるために、韓国は「及び障害のある人のニーズに合わせたスポーツ活動を、障害者向けのスポーツとともに促進すること。」と付け加えることを提案した。

ヨルダンも文化的活動及びスポーツの両方をこの条文に残すことを求めた。なぜなら、それは「精神と身体を一つにする」からである。そして更に「魂」という要素を加えるため、宗教を含めるというケニアの提案を支持した。ヨルダンは第24条1(b)を次のように替えることを提案した。「文化及びスポーツに関わる器具、活動、サービス及び施設への公平なアクセス及び参加を享受すること。」サブパラグラフ第24条1(c)及び(d)は、そこで述べられている概念が前の条文に盛り込まれているので削除する。第24条4はすべて削除する。

中国は、「漸進的」を「適当な」の後に挿入することにより、徐々に進めていくことを付け加えることを提案した。パラグラフ24条2は、障害者の文化へのアクセスを確保する方法に焦点を当てるべきであり、締約国が、障害者に対する差別を引き起こさないような知的所有権の保護に関する自国の法律を、どのように作成するべきかを規定するべきではない。なぜなら、各国には

法律以外にも、障害者が文化にアクセスすることを保証する他の手段があるからである。更に、不必要な矛盾を避けるために、知的所有権を保護する特別な国際法もある。中国は委員会がこのパラグラフをもう一度採り上げ、文化的権利の平等な享有を保証するような文言に替えることを検討することを勧めた。中国は委員会に脚注 109（第 24 条 3 の脚注）に注目するよう呼びかけ、そこで述べられている、アンバランスな文書になってしまうことを避けるために、このパラグラフの内容は他のパラグラフ或いは条文にも反映されるべきであるという考えを支持した。また脚注 111 を考慮し、障害のない人のスポーツ活動は障害者のニーズには合わない可能性があり、パラリンピックのような障害者向けの活動を企画する必要があるとして、中国は第 24 条 4 (a) の「主流に」を削除することを提案した。

バーレーンはこの条文を支持し、第 24 条 4 (c) の「教育制度」を「特殊教育制度」とすることを提案した。

コスタリカは、この条文は重大な社会問題との関連性を持つとの考えを示した。なぜなら、生活の質は文化的生活、レクリエーション活動、余暇及びスポーツへ参加する能力に影響されるからである。第 24 条 1 (d) では、場所への物理的なアクセスに加えて、サブパラグラフで文化的な代表地の訪問を「楽しむ」こと（例えば火山を見て楽しむこと）についても触れるべきであるとした。第 24 条 3 については、現在のパラグラフでは重大な差別を引き起こすので、その点をきちんとわきまえ、次のように文言を替えることを提案した。「締約国はその管轄の下に生活する人が、独自の特別な文化的及び言語的アイデンティティを持つことを認め、それを支援するためあらゆる適当な措置を講ずる。」第 24 条 4 では、コスタリカは「観光を含む」という文言を「レクリエーション」の前に挿入することを提案した。第 24 条 4 (b) では、「同一の」を削除し、サブパラグラフの後半部分を次のようにする。「障害のある人の参加を確保するのに適当な指導、訓練及び資源を受けること。」そして第 24 条 4 (c) の後に次のような新しいサブパラグラフを入れる。「障害のある人が観光活動にアクセスし、これを享受することができるよう留意すること。」第 24 条 4 (c) の「教育制度内の」は「教育制度を含む」に書き換える。サブパラグラフ第 24 条 4 (d) は削除する。

モロッコは第 24 条 4 (b) の「受ける」の前に「最小限の費用で」と入れることを提案した。

バチカンのローマ教皇庁は、この条文を原則として支持し、ケニヤの発言も支持した。宗教的な慣習は UDHR（世界人権宣言）及び国際法の両方で認められている、侵すことのできない権利である。本条約でこの権利の保護を謳っていることは、重大である。バチカンは人間の生活に精神、身体及び魂という多くの局面を統合するというヨルダンの意見に同意した。

アイルランドは自国の意見として、ケニヤによる提案にコメントした。アイルランドは一貫して宗教及び信仰の自由に関する問題を解決するよう主張してきており、この問題を条文に盛り込むことについて疑問を投げかけるのは、これに興味がないからではない。障害者は既にすべての人権を与えられており、この条約でそれをいちいち繰り返す必要はない。すべての権利は人権に関する二つの国際条約に盛り込まれている。思想、良心、宗教及び信仰の自由の問題は ICCPR（市民的、政治的権利に関する国際規約）の第 18 条に十分に示されており、宗教及び信仰に基づく

あらゆる形態の不寛容及び差別の撤廃に関する宣言で詳述されており、更に人権委員会の判決と、過去20年以上もの間アイルランドが唱え続けている決議でも詳しく扱われている。この枠組みにおいて、ケニアの提案は、障害者の権利を著しく制限するものである。それは意図せずして障害者に関わる宗教の自由に対する別の権利を作りだし、障害者が国際法の下で既に保有する一般的な権利を知らず知らず損なってしまう。アイルランドはこの問題に関し、この条約の中で適当な形で言及することには反対しないが、ケニアが提案する表現については深い憂慮を示した。

ウガンダは、多くの参拝場は障害者にとってアクセシブルではなく、宗教機関の主催者には障害者のニーズに気づいていない者もいるというケニアの提案を支持した。このような機関の慣習は障害者にとって重荷であり、もし障害者が自己の選択する宗教機関で参拝する権利を享有しようとするなら、この条約に、これらの機関に関わるものが障害者のニーズを考慮することを保証する規定を盛り込まなければならない。第24条1(d)には、「展覧会」を加えて、「展覧会及び国の文化的に重要な遺跡」とする。第24条3には、「ろう者」の後に「及びろう盲者」と加える。第24条4(b)では、ある種の障害のある人には同一の指導を受けることはできない可能性があり、「必要な」の方がより適切な言葉なので、「同一の」を「必要な」に書き換える。また、ウガンダはケニアの第24条4(d)への修正案を支持し、次の新しいパラグラフを第24条5として紹介した。「締約国は、この条文にあるすべての権利の享有に対する、あらゆる差別的な社会的障壁を取り除くため、すべての適当な段階的措置を講ずる。」

タイは、代表の中には知的所有権法の影響を誤解している者がいるとの懸念を表明した。知的所有権及び著作権を保護する現行の法律は、障害者が文化的な作品にアクセスする際に、確かに差別的な障害を引き起こし、かつ/或いはそのような障害につながるという証拠がある。この条約では、知的所有権及び著作権の保護を目的とする国内法及び国際法が、障害者の資料へのアクセスを制限することのないよう、保証する方法を見つけなければならない。

ナミビアは、題名に「宗教」を入れるというケニアの提案を支持した。第24条4(a)の「奨励する」は「確保する」に書き換え、「主流に参加すること」は「統合されること」に書き換える。そして「国際的な」の後ろに、「あらゆるレベルの」を挿入する。第24条4(b)では、「同一の」に替えて「必要な」とする。またナミビアは新しい第24条4(e)を提案した。それは次の通りである。「女性の障害者や難民の障害者のような、複数の形態の差別を受ける障害のある人の、スポーツ、レクリエーション及び余暇活動への参加を確保すること。」

フィリピンは、締約国が認識し、支持すべき問題の一つとして宗教を盛り込むという、ケニア、ウガンダ、バチカン及びナミビアが出した提案を支持した。

議長は関心のあるNGOからのコメントを受け入れた。

国際育成会連盟(II)は、音楽のように、スポーツは知的障害者及びすべての人に対して自己表現の機会を提供すると述べた。音楽とスポーツは人々を一つにし、また障害に関わらず、人々がともに理解し、賞賛することができる。そこで、誰もが自信と自尊心を持てるよう、また誰もがチームの一員であるかのように感じられるよう、支援することが必要である。スポーツは統合さ

れなければならない。II はスペシャル・オリンピックを越えて、スポーツにおける真のインクルージョンへと移行していくことの重要性を強調した。

ランドマイน์・サバイバー・ネットワーク (LSN) は、この条約に、レクリエーション、スポーツ及び余暇への参加とともに文化的な活動へ参加する権利も盛り込むことを完全に支持した。障害者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、身体健康や精神健康及び社会統合に貢献する。しかし障害者がスポーツやレクリエーション活動に参加できない例は大変多い。スポーツ、レクリエーション及び余暇に対する権利に関する強い規定は、これらに参加することの、個人及び社会の両方にとっての重要性に対する意識を高めることに役立つであろう。LSN はスポーツ、レクリエーション及び余暇について別の条文で扱うというイエメンの提案を強く支持した。国連の障害者の機会均等化に関する基準原則 (UN SR) では、文化を扱う規則とスポーツ及びレクリエーションを扱う規則という、別々の規則が設けられている。条文を分けることにより、それぞれの権利に関する問題を十分詳しくすることができ、また締約国が実施及び監視するのを支援することができる。LSN は宗教を加えるというケニアの提案を支持した。また、現在の文書は障害のある子どもの遊ぶ権利について言及しておらず、このことは子どもの権利条約 (CRC) のような現行の法律からの離脱を表しているとの懸念を示した。そして障害のある子どもが年齢に適した遊び、余暇及びレクリエーション・スポーツ活動にアクセスする権利を特に扱った新たなサブパラグラフを加えることを提案した。

障害者オーストラリア、オーストラリア・インコーポレイテッド、オーストラリア地域法律センター全国協会、及びオーストラリア障害組織連盟はこの条文の規定を賞賛した。そして知的所有権法 (著作権を含む) によって生じる障害の撤廃は単に文化的情報だけでなく、すべての情報に適用されると述べ、この条項は第 19 条 2 (アクセシビリティ) でもっと総合的に扱ってもよいと提案した。第 24 条 1 (d) では、文化的に重要なすべての方面の場所をアクセシブルにすることを明確にするために「展覧会及び国の文化的に重要な遺跡のすべて」とする。LSN 及びその他の代表が提案したように、第 24 条 4 (b) では、障害者はスポーツに参加するために特別な支援を必要とする可能性があるので、「必要な」を「同一の」の代わりに入れる。第 24 条 4 (c) に盛り込まれた考え方は、混乱を避けるため 2 つの条文に分ける。またこのパラグラフの中の、「開催地」に続けて「施設及び機関」という言葉を入れる。宗教的行事への参加及び宗教的な場所へのアクセシビリティもまたこの条文で取り扱われるべきである。

セーブ・ザ・チルドレン (SCF) は、他の障害がない人々と同様に、人格、可能性、及び表現の発達に娯楽の権利が果たす役割の重要性を強く主張した。児童、青年、及び成人の障害者が社会性を発達させるために、娯楽及びスポーツが重要であることを認識し、SCF は以下の新しいパラグラフを挿入することを勧めた。

「締約国は、すべての障害のある児童及び成人の娯楽の権利を認め、かつ、次のことを確保するための、すべての適当な措置を講ずる。

(a) 障害のある人が、他の者と対等に、潜在的な人格及び表現力を発達させる機会を有すること。

- (b) 障害のある人が、社会生活に順応し、友人を作り、社会に参加する機会を有すること。
- (c) 障害のある人が、他の者と対等に、行楽地を訪れ、またイベント及び活動に参加すること。
- (d) 障害のある人が、他の者のように娯楽を始め、またこれに参加するのに必要な支援を受けること。

第24条1(b)には以下の文言を追加する。「そして同様なアクセシビリティが、障害のある児童に適切な、文学的及び文化的な作品にも適用されること。」

世界盲ろう連盟(WFDB)は、スポーツ及び文化が同じ条文中で扱われていることに対する憂慮を示し、これらを分けるよう勧めた。盲ろう者は他と異なる、触覚の世界で生きている。そしてその結果、忍耐、慎重、集中というような特性を発達させる。これらの特性は、芸術家に必要とされており、それ故、彼らにとって文化は単に消費するものではなく、実行する権利でもある。WFDBは、盲ろう者にとって文学及びその他の作品にアクセスすることが、著作権法の強化によりますます難しくなっていることから、タイの提案を支持した。

北東大学社会スポーツ研究センター(Northeastern University Center for the Study of Sport in Society)は、イエメン、南アフリカ及びナミビアの第24条4に関する提案と、第24条4(a)に地域レベルでの参加を盛り込もうとするニュージーランドの奮闘ぶりを支持した。この条文は、「地域的、国内的及び国際的な」に替えて「参加するすべてのレベルにおいて」と改正されるべきである。また同センターは、第24条4(b)に「障害者向けの」と入れる韓国の提案について、この規定は、障害のある選手が同様な障害を持つ他の選手とともに参加できるスポーツプログラムを開発する意志を反映しているとして、これを支持した。条約は障害者をスポーツ活動の「主流」に参加させるという、率直な見解を述べている。しかし、第24条4(b)では、第24条4(a)の規定との重複を避けるため、障害者向けのスポーツについて言及することが必要である。同センターは、第24条4(b)の「同一の」を「必要な」に書き換えるというウガンダの提案を支持した。

世界ろう連盟は、自己の持てる限りの可能性と人格の発達に、この条文が重要である点を指摘した。そして特にろう者にとっては、言語がアイデンティティーの発達の基礎となるのでこのことが当てはまると述べた。ろう者の文化は視覚に基づいている。ろう者の言語、アイデンティティー及び文化の権利は、手話が他の文化との溝をうめてくれるので、社会からの隔絶を意味するものではない。これらのろう者の文化的及び言語的権利が認められなければ、ろう者はその十分な創造性、芸術性及び知的可能性を発展させることができないであろう。

世界盲人連合(WBU)は、第24条2に関するタイの提案を強く支持した。学校の教科書でさえも著作権法の適用を受け、時に視覚障害者にとってアクセシブルにすることができないからである。また第24条1(c)については、WBUは文化的な作品へのアクセス手段として、音声による説明への言及を文言に加えるよう提案した。

国内人権機関は、この条文を文化的生活を扱った条文と、レクリエーション、余暇及びスポーツ

を扱った条文の2つに分ける価値を認めた。また、第24条3を残すよう勧めた。

アラブ障害者団体は文化的生活をレクリエーション、余暇及びスポーツと分けるよう勧めた。これは障害者にとってスポーツは唯一のレクリエーションではなく、身体的及び社会的観点から見てリハビリテーションもかねているからである。同団体は、イエメンの提案を支持した。

ユダヤ教進歩主義世界連合は第24条を入れることを支持し、宗教活動及び儀式へのアクセスを有する権利を加えるという提案を完全に支持した。同連合は、すべての文化的及び宗教的作品をアクセシブルにすることを奨励する新しいパラグラフを提案した。

WG 草案文書付属書 国際協力

議長は、WG による国際協力に関する条文の草案は特になことを告げた。しかし、この問題は付属書 II の討議要約にまとめられている。

メキシコは国際協力（IC）問題について別の条文を設ける必要があると主張した。WG は、条約の条項の実施に対する義務は国内の機関に課せられるとしながら、条約で設定された目標の達成のために行われる支援活動において、IC の相互補完的な性格は重要な要素であるという点で合意を得た。メキシコは新しい条文の草案を提出した。これには協議で出された様々な見解が盛り込まれており、それに法律文書や法律の枠組みの中で見られる IC に関する記述が続けられている。提案された追加条文では、誤解や歪曲を避けつつ、様々な関係者を認め、この条約における IC の明確化をはかろうとしている。提案された条文は次の3つの部分に分けられている。1）国内での IC 及び国家間の IC、2）国と地域団体及び国際団体との間の IC、そして3）市民社会内或いは民間セクター内での IC 及び市民社会と民間セクターとの間の IC」。この条文案の作成においてメキシコは、委員会に出された様々な国際的法的拘束力を持つ法律文書、決議及びその他の文書、提案及び出版物について、障害者に適切な基準を使い検討した。

アイルランドはEU 代表として、すべての人権法では条項の実施及び達成は、本質的に個々の締約国の義務であると強調した。締約国による条約の義務の実施は、いかなる場合も決して国際的な援助或いは支援を受けることを条件としてはならない。障害者はすべての人権と基本的自由を享有しなければならず、非差別に向けた締約国の義務は IC が無いという口実で回避されてはならない。委員会は、条約の効果的な実施に役立てられる経験、知識及び実践原則を国際的に共有し、かつ交換することに関する規定を盛り込むことを検討するべきである。EU は、新しく EU が提案した第2条の一部に IC について盛り込み、序文にも IC に関する適切な記述を入れることを提案した。

タイはこの条約の実施に必要な構造として、この条文を入れることを支持した。特にメキシコ案の1（c）に反映されている概念を支持したが、これを次のように修正することを提案した。「現行の及び将来の IC 活動、IC に関する合意及びプログラムが障害者にとって包括的であることを確保すること。」メキシコ案の1（d）では、「機器」をより広い意味を示す「技術」に書き換え

るべきであるとした。

議長は、メキシコによる条文案は WG による正式な提案ではないので、事務局はこれに対する修正はしないと告げた。

南アフリカはアフリカグループのコーディネーターとして、IC を条約の別の条文にすることを支持した。そしてメキシコによる提案を支持した。IC は 3 つの段階において重要である。1) 政府レベル、2) 非政府レベル、3) 国際機関の枠内。技術、能力向上、情報交換その他の問題が、この提案の中で強調されなければならない。

中国はこの条約の目標を実現するために IC が重要であるとの考えを示した。そして IC の概念を条約に盛り込むことを原則として支持し、それには条文を別途設けるべきであるとした。

インドは提案された条約の漸進的实施が、各国政府の主要な義務であるという点に同意した。しかし、IC の仕組みを通じて、この過程を強化することができると認めた。インドは、これを別の条文にするという他の代表の意見に同意し、メキシコの提案を支持した。しかしまた、子どもの権利条約第 23 条 4 の「障害を有する児童」を「障害のある人」に書き換えた、「締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害のある人の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。」という表現も受け入れると述べた。

メキシコはこの IC の問題に関する手続きを明確に説明するよう求めた。

議長は、WG によって提案された条約の草案では、このような文言を入れることについて全く同意が得られておらず、その代わりに付属書がこれに関する討議を示しているので、委員会は現在、全く違ったタイプの方法で協議をすすめていると答えた。それ故、委員会全体が WG による報告書の付属書を初めて検討する今の時点で、草案の討議にはいるのは適切ではなく、草案を作るかどうかについても、もっと後の段階で決めるべきであると述べた。

午後セッション

開始時刻 午後 3 時 10 分

中断時刻 午後 5 時 23 分

再開時刻 午後 5 時 59 分

終了時刻 午後 6 時

国際協力に関する討議は終了し、これを条約の草案文書に入れる方法について他にいくつか意見が述べられた。セッションの後半は、第 4 回特別委員会及び翌日の議題に関する手続き上の問題と、NGO が非公式協議に参加できるかどうかの問題に関する討議に当てられた。

国際協力（続き）

レバノン、この条約の実施を確保するため、IC を序文及び独立した条文に盛り込むことを支持した。IC は必ずしも世界的な協力を意味するわけではない。レバノンはメキシコと中国が提案した文書をおおむね支持した。メキシコの草案は完全かつ包括的である。レバノンはこれを更に検討したい。

ヨルダン、他の問題と同様、障害問題についてもともに協力することが重要であると同意した。IC は一般的義務に入れるべきで、別の条文に入れるべきではない。

イエメン、締約国が義務に従って行動するのを助けるため、条約で IC について非常に明白に言及する必要があると述べた。これは締約国による不活動につながることはない。IC には専門知識や情報の交換及び経済援助が含まれ、例えば義援金を障害者のために取っておくことが考えられる。イエメンはレバノンに同意し、IC について序文と個別の条文の両方に記すべきだとした。

オーストラリア、この条約の実施は国家の責務であり、条約の遵守は、国際的な支援を得ることを条件にすべきではないとして、EU に同意した。オーストラリアは条約中で IC について言及することには異論はなく、可能性としては EU の新しい条文 2 或いは序文で、個別の条文に代わる形か、或いは個別の条文への追加の形で盛り込むことが考えられる。もし IC を定義するなら、できるだけ広い意味を持たせて定義するべきである。

イスラエル、障害の分野はあらゆる種類の IC を進めるのに非常に適した分野であると述べた。そして、条約は国内で実施される事柄であり、IC に依存するべきではないという意見に同意した。しかし、その重要性を鑑み、IC は序文に入れるだけでなく、個別の条文でも取り扱われるべきであるとした。イスラエルはメキシコの提案に対するいくつかの修正を勧めた。障害者は障害者として認められるのが難しいので、次の新しいパラグラフ 1 (f) を追加する。「様々な社会保護を目的とした、地域的な或いは国際的な障害者証明書の問題に関して最終的な合意を得ること。」障害者にとって研究が重要であるので、2 (e) に「二国間、地域的及び国際的な研究及び開発基金の設立を含む」を追加する。サブパラグラフ 3 (a) には「様々な国における、地域機関及び地方自治体機関の間での提携及び協力に関する合意を含む」という文言を付け加える。IC は、条約の実施について国際的及び国内的に監視することの必要性とは区別される。

パレスチナ、IC はすでに実施されていることで、特にユニバーサルデザインの分野については、個別の条文を設けることが重要であると指摘した。経験の交換は、締約国がアクセシビリティの概念を実施できるようにするため、不可欠である。締約国は障害者の権利に関する情勢について、情報提供しなければならない。

メキシコは各代表の提案が事務局の修正案に反映されていないことへの懸念を示し、これを要求した。アイルランドはその後この件につき説明を求めた。議長は各代表の発言は事務局が記録するという事に同意した。アイルランドは、EU はこの手続きに全く異存はないと述べたが、これらの記録に当たっては、条約に盛り込むかどうかに関する先入観を持つことなく行うべきだと指

摘した。

ジャマイカは条約の実施を確実に成功させるため、IC は条約のすべての段階において、基本的原則でなければならないと述べた。補助器具開発のための技術的支援が必要であるが、補助器具は障害者が殆ど関わっていないところで作られているので、技術コストが高くつく。技術が広い分野に適応することにより多くの障害者がもっと低いコストで補助器具や補助機器を入手できるようになる。IC はまた、先進国の再保険者が、発展途上国に住む障害者に対する保険を認めようとしないことにより生じている生命保険の問題の解決にも役に立つ。

コスタリカは IC に関するメキシコによる徹底的な研究を賞賛した。しかし、オーストラリアに同調し、メキシコが提案する文書はあまりに詳細すぎると述べた。IC は序文と個別の条文の両方に入れるべきである。また南北間の協力及び南同士協力の両方が必要である。

ニュージーランドはメキシコの提案を十分に検討する機会がなく、IC の概念をどこに入れるかについて、つまり、新しい条文に入れるか或いは既存の条文に入れるかについては何も意見を述べなかった。しかし、この概念は条約に盛り込むべき重要なものであるとした。メキシコのアプローチは長すぎ、また詳細すぎて、法的拘束力を持つ条約の文言としては適切ではない。これはこの条約をめぐる多くの議論を反映しており、詳しい文言を好む代表もいれば、より一般的でありつつ法的に強制可能な文言を望む代表もいる。IC に関するどの部分も、条約の残りの部分と同じアプローチを取らなければならない。

キューバは、IC は発展途上国における実施を促進すると述べた。そして連帯の精神が反映されなければならないと指摘した。メキシコの提案は徹底的かつ包括的である。IC の促進はこの条約の目的でなければならない。

マリはこの条約における IC の原則を個別の条文に入れることを支持した。協力は、南北間のものと南同士のものの両方が考えられる。IC は依存を意味するのではない。誰も大きくないし、誰も小さくないからである。

アルゼンチンは、IC は条約の目標及び目的を達成するための重要な手段であるが、義務ではないと述べた。そして序文と一般的義務で国際協力に言及している子どもの権利条約（CRC）の文言を使うことを支持した。CRC の第 4 条は、以下の通りである。「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。」また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）では、「締約国は、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。」と規定している。

フィリピンは、この委員会に参加している加盟国は、障害者の権利を促進し保護するため、国際協力の精神で取り組んでいるので、IC はこの条約にとって不可欠であると強調した。そしてメキシコの提案を支持した。

グアテマラは、IC が障害者の完全な権利の発展に極めて重要であると信じており、序文に入れるだけでなく、個別の条文を設けることを支持した。そしてメキシコの文書にある原則を支持した。

トリニダードトバゴは、この条約の実施は南北間及び南同士の協力によってより実施しやすくなるという理由から、IC に関する個別の条文を設けることを支持した。

ノルウェーは、この条約の実施は締約国にゆだねられていると強調した。IC は実施の条件にはなり得ない。IC については、国の努力を奨励するために、文書中で言及されるべきであり、簡潔かつ原則に基づくべきである。メキシコの草案は興味深いが、あまりに詳しすぎる。

ベトナムは中国が提案した条文を支持し、これにベトナムが考えた文言を追加することを提案した。

カメルーンは、この条約の実施を支援するため IC を駆使しようという観点から、メキシコ及び中国が提案したような、IC に関する個別の条文を支持した。そして同国がこの条文の文言を考案すると述べた。

日本は個別の条文を設けることを支持した。日本は IC の欠如はこの条約を実施しない言い訳になる可能性があるとして憂慮し、IC によって実施が促進されるであろうと述べた。そして IC は情報交換、実践原則の交換、及び南北間、南同士、そして北同士の協力を含むという信念を語った。同国は、メキシコ及び中国の提案を検討する予定であるが、メキシコ案の 2 (e) にある、「二国間、地域的及び国際的な経済協定を促進し」という文言が、新たな機構を作ることを意味するのか或いは既存の機構を利用することを意味するのか明確にするよう求めた。

カナダはこの問題の難しさを強調し、条約は国の責務であり、締約国の義務を減じるために IC が利用されることがあってはならないとして、慎重に草案を作成する必要があることを主張した。そしてプログラムに基づいた内容ではなく、原則に基づいた内容として、IC について序文で言及することを支持した。

チリは、序文が条約の場面を設定しているとして、IC を序文に盛り込むことを支持した。IC はまた、締約国への勧告のため、個別の条文にも載せるべきである。

コロンビアは、IC はコストがかかるものではなく、投資であるとして、個別の条文を設けることを支持した。IC により、供与国と被供与国の両方が利益を得る。

メキシコは、日本の問いに答えて、適当な機構を背景に持たない権利は役に立たないと述べた。この条約の中には多くの新しい基準が記載されており、各国はこれらの新しい基準を実施するための支援を必要とするであろう。メキシコ案のパラグラフ 2 (e) は新たな機関を設けることを意味しているのではなく、既にある資源を利用すること、そしてそれらのプログラムに障害者の平等な権利の享受を盛り込むことを意味している。

委員会は NGO からのコメントを受け入れた。

特別報道官は、この条約の実施には、国際コミュニティ全体の道徳的な義務があるということを確認した。IC を個別の条文として盛り込むことは、絶対に必要であることとして示すことであり、またこれを序文に入れることはこの条約を再確認し、強化することになる。IC は必ずしも物質的な協力だけを意味するのではない。それはまた情報、知識、統計、技術、研究及びコミュニケーションや教育を改善する手段の交換のような技術協力も含んでいる。また、国際機関、国内機関及び NGO など、すべてのレベルの機関が果たす役割を強調しなければならない。

ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）は、開発を担当する国連の機関として、障害者の権利の完全な享有を確保するための国際的な技術協力に重点を置くことを支持した。ESCAP は、この権利を現在の文書とバンコク草案の序文に盛り込む考えを述べた。しかし、技術協力の実施に関する詳細な手段は、付属文書か或いは実施ガイドライン、勧告又は ILO が提案した任意の条約議定書でもよいが、これらのような別の文書にいれるのがより適切かつ効果的とも考えられる。

国内人権機関は、障害者の人権を実現するための締約国の活動を支援する IC には多くの形態があると指摘した。一つの効果的な形態は、国内人権機関との協力であり、これまで、両者及び地域全体をも巻き込んで、多くの分野において同機関の現実に応じた技術的知識及びその他の経験を、互いに共有してきた。発展途上国間のあらゆる方向に向けたこのような情報及び経験の交換を含む協力は、この条約の実施に非常に役に立つ。NHRI は、もし IC に関する特別な条文がこの条約に盛り込まれるのなら、これら機関の役割をその条文の中で認めるよう要求した。

ランドマイン・サバイバーズ・ネットワーク（LSN）は、この条約に IC を盛り込むことを要求した。これまで、世界中の地雷の被害にあっている社会及び紛争後の社会が LSN のネットワークを通じて情報と経験を共有してきたことには計り知れないほどの価値があった。各ネットワークは特有の問題に直面しているが、共通の、共有できる経験、目標及び解決手段を持っており、もしこのようなネットワークを通じた協力の仕組みがなければ、分かり切ったことを 1 からやり直してしまう恐れがある。そしてすべての国もまた、もし IC が条約実施の支援手段として盛り込まなければ、この危険に直面するのである。東西南北、どこの国々も皆同じように、お互いから学ぶことができる。IC を入れることは、一般的原則としてだけでなく、実施手段としてもまた重要なのである。数々の重要な人権条約の本文では、締約国の義務の実施における技術協力の必要性が繰り返し唱えられてきた。国連のミレニアム開発目標（MDGs）に明解な障害問題の視点が欠けていることを考えると、開発分野に関わる IC についてこの条約に盛り込むことは、MDGs が障害者の権利のために貢献することを確保するのに役立つであろう。IC は、数多くの現行の国際法、すなわち ICESCR、CRC、事実上すべての環境条約、及び WHO によるたばこ規制枠組み条約を根拠としている。

ハンディキャップ・インターナショナルは、知識及び経験の交換に基づく IC は、資源の無駄を省き、この条約を効果的に実施するために必要であると主張した。国際機関による紛争後の国々の再建プロジェクトには、何十億もの資金が費やされているが、これによってアクセシビリティへの障害が取り除かれるかという、むしろ新しく作られているといった方がよい。更に、障

害者団体が行動計画の作成と監視に参加することによってのみ、この条約を正当に実施することができる。

障害者オーストラリア・インコーポレイテッド、オーストラリア地域法律センター全国協会、オーストラリア障害者組織連盟、国際育成会連盟（II）、全米障害協会、コスタリカ障害者人権フォーラム及び全国障害者組織連盟は共同で、系統立った IC の枠組みに関するメキシコ及び中国代表による提案を支持した。世界に 6 億人いる障害者のおよそ 3 分の 2 が発展途上世界で暮らしている事実を考慮し、この条約の事実上の実施には、発展途上世界に対する資源、知識、技術援助及び政策に関する助言の提供が不可欠である。障害者は貧しい人々の中でも最も貧しい者であることが多く、このような障害者がこの条約から利益を得るためには、IC は必須である。IC は北から南への援助とは限らず、発展途上国間でも、アクセシビリティ基準の一致や非国家主体の規制に関して、また知的所有権及び著作権法のような構造的な障害の撤廃、電話通信、保険及び民間航空の分野で行うことができる。IC がしばしば情報交換以上のことを伴い、また実質的な資源の移動が既に多数の国々の銀行及び NGO を通じて行われていることを認識することが重要である。現在の援助計画は、障害者に対する障壁を除くのではなく、むしろ新たに障壁を作ってしまうことがよくある。例えば、アクセシブルでないインフラストラクチャー、或いは障害のある児童が参加することができない教育プログラムなどがこれに当たる。供与国と被供与国の両方が、障害問題を主流に据えなければならない。DPO（障害者団体）は、監視と国内における条約の実施におけるその重要な役割を考慮すれば、この枠組みの中で支持されなければならない。上記団体の各代表は、すべての国が IC を前提とすることなくこの条約の規定に従う火急の義務を受け入れなければならないという EU の見解を強く支持した。

世界盲人連合は、障害問題はすべての国際開発協力において主流に組み込まなければならないと主張した。IC への言及が序文でなされても、或いは個別の条文でなされても、そのいずれに関わらず、この条約では発展途上国及び先進工業国の両方の、IC に関する義務を認めなければならない。

リハビリテーション・インターナショナル（RI）は、例えばアクセシブルな建造物、保健医療、教育及び技術など現行の開発協力を障害者のニーズに一致させる強力な文書の必要性を特に主張した。南北間の技術協力には、視察、研修/科学交流プログラムなどが含まれ、また、南同士の協力には、実践原則、ネットワークづくり及びワークショップが含まれる。これらは障害者を取り巻く状況を現在の水準にまで向上させる上で極めて重要であった。RI はまた、いくつかの NGO の立場について誤解を解くことに努めた。NGO はこのような条約を実施する責任は政府にあること、また IC が、ある国が「他の国へ請求書を送る」ということではないということは認識している。しかし、IC はこの条約の目標を実現するための重要な手段となりうる。

欧州障害フォーラムは、IC は不活動の言い訳として利用されるべきではないという EU の見解を支持した。この条約から生じる義務は IC の存在に依存するべきではない。しかし、メキシコの提案の要旨は喜んで受け入れる。IC は情報交換に関する限り、「分かり切ったことを 1 からやり直す」のを避ける手段である。障害者は、多国間及び二国間の協力に参加する必要がある。現在、

先の発言者達によって強調されたように、公共の資金が障害者を排除する新たな障壁を設けるために使われ続けている。

世界盲ろう連盟は、メキシコと中国がこの件に関してイニシアティブを発揮したことに対し、謝辞を述べた。同代表は、過去10年間、ICによって世界中で盲ろう者団体が新たに結成されてきたと指摘した。このために各国に協力を求めることは難しかったが、ICに関する条文があれば、各国が障害者コミュニティの存在に目を向けるのに役立つであろう。

障害者インターナショナル（DPI）は、その会員の80%が発展途上国で暮らしていると述べた。ICについては更に議論を進める必要があるが、この条約を障害者にとって役立つものとするには、ICの問題に取り組むことは非常に重要である。

アラブ障害者団体はICを序文と個別の条文の両方の形で盛り込む必要があると主張した。そしてレバノンの提案を支持した。ICには専門家の交流、研修、研究の実施、また障害問題に関わる世界中の活動家と政府官僚及び障害者の間の連絡を活発にすることが含まれる。

世界ろう連盟（WFD）は、IC及び多数の段階における協力を支持している。全ての人のための情報社会、ミレニアム目標及び貧困削減計画などの国連の活動では、障害者について考慮する必要がある。障害者は、世界のコミュニティに貢献できる情報及び資源を持っている。WFDは条約でICに関する個別の条文を作ることが必要かどうかははっきりといえないが、序文には入れる必要があると考えている。

ICの枠内で活動しているILOは、ICはすべての国際開発活動において障害問題に関わる要素を促進する必要がある、更に貧困削減プログラムに資金を提供している世界銀行及び国際通貨基金（IMF）にもこれを広げる必要があると指摘した。障害者問題をこれらのプログラムに組み込む必要性に注意を促すことによって、この条約は重大な貢献をすることになるであろう。

チリは裁判を受ける権利に関する条文を提案し、障害者はこの基本的な権利を得るのが難しいと述べた。同国が提案する条文は以下の通りである。「締約国は、係争に関わる訴訟手続き、或いは係争に関わらない訴訟手続きにおいて、障害者が正義を申し立てる法的能力を促進するため、法律への適切なアクセスを保証しなければならない。」司法機関は、この権利が保証されるよう、裁判官及び裁判所職員に対する研修を行わなければならない。同代表は、また「条約の解釈基準」を提案した。条約の規定は、障害者の権利に対するいかなる侵害も避けるために、常に障害者に有利なように解釈されるべきである。

メキシコはチリに対し、これら2つの提案を感謝した。原則として、これらの提案、特に二番目の提案はAHCによって検討されるべきである。メキシコは、AHCに以下を条約へ追加することを検討するよう提案した。「この条約は、障害者にとってより有利ないかなる規則或いは法律をも損なうべきではない。」

議長はすべての参加者に対し、率直かつ民主的に、お互いを尊重しながら協力して活動してきた

ことに対する謝辞を述べた。40を越える国々と12のNGOがこの会議で発言した。本会議で同意が得られたように、草案文書の題名、構成、序文、第3条及び第25条の第一読会は8月に開かれる第4回特別委員会へと持ち越される。金曜日には、第1条及び第2条をまとめた草案に関する非公式協議と、もし時間があれば、第6条及び第9条に関する非公式協議の開催を予定する。AHC事務局（エクアドル、南アフリカ、スウェーデン及びフィリピン）は、非公式協議のやり方について合意に達していない。事務局は次のように、条文に関する討議を担当する「事務局後援国（後援者）」を任命する点では合意している。第1条及び第2条―議長；第4条―アルゼンチン；第5条―リヒテンシュタイン；第6条―フィリピン；第8条―エクアドル；第9条―カナダ；第10条―トリニダードトバゴ；第11条―スウェーデン；第12条―チェコ共和国；第13条―モロッコ；第15条―ニュージーランド；IC―メキシコ。

アイルランドはNGOによる非常に重要な貢献を指摘し、議長に対し、NGOが非公式協議に参加できると確認することを求めた。

メキシコも、後援国の立場から、これらの協議をNGOに対して閉ざすべきではないという理解に基づき、非公式協議の方法を説明することを求めた。同国は、もし何も反対意見が無ければ、NGOが条文に関する協議に参加できること、そして各代表が必要と考えた際に召集される非公開会議だけを、NGOに対して非公開とすることを求めた。今は非公開会議を開く時ではない。メキシコは同国が担当する協議からはNGOを排除しないと述べた。

カナダはメキシコとEUの意見を支持し、条文内のいくつかの問題は関連し合っているのに、別の「事務局後援国」が担当するよう割り当てられていることへの懸念を表した。そしてこのやり方における一貫性について説明を求めた。

カタールはこれらの「事務局後援国」による協議が同時に行われるのか、或いは一度に一つずつ行われるのかに関して説明を求めた。

タイはこれらの協議へのDP0（障害者団体）の参加を支援したいと述べた。そして議長に協議が同時に行われるのか、それとも条文ごとに行われるのか説明を求めた。

議長は、事務局は明日の協議の進め方について同意に達することができなかったと答えた。非公式協議は、各代表がすべての協議に参加できるようにするため、同時には開催されない。事務局は次の会議の予定表を作成する。次回、AHCは後回しにされた序文、第3条、構成、題名及び監視に関する第一読会を行う。そしてその後、残りの過程に取り組む。AHCは第1条から24条（第3条を除く）までと、国際協力に関する提案の第一読会を終了したばかりである。すべての修正案は、各代表が入手できるようになっており、正確性を確保するためにウェブに載せてある。3回にわたる事務局会議が開かれたが、草案の検討方法についてすべての事務局メンバーが同意したわけではなかった。しかし、事務局は後援国、すなわち条文の協議を担当する「事務局後援国」の任命については同意を得た。これらの担当国は次の会議のために条文の文言その他の情報を準備する。議長が理解している限りでは、明日の協議にはNGOの参加は認められない。事務局の中

にはこの決定に同意する者もいれば、反対している者もいる。

アイルランドは、明日の協議に NGO が全く参加しないという事務局の決定に対し、どの代表も NGO の参加に反対を表明していないことから、驚きを示した。NGO の専門知識はこの委員会でも認められている。それは政府が持たない、そして実際上持つことができない専門知識である。NGO も参加した交渉を続けることが不可欠である。EU は NGO の前で EU の見解を知らせることを希望し、この決定が再検討されることを期待する。EU はこの点を非常に遺憾に思う。

議長は事務局の見解を説明した。事務局のメンバーの中には、非公式協議は NGO がいないところでの会議を意味すると信じている者がいる。議長の個人的見解は、NGO が参加してもよいというものである。

カナダは NGO の重要な役割を考慮し、もし NGO が参加できないという決まりがあるのなら、カナダは協議担当者の役を引き受けないと主張した（拍手）。更に、すべての非公式協議についてその方法に一貫性を持たせることが不可欠であるとした。NGO の参加が、協議担当者の意向により、ある非公式会議では許され、他の非公式協議では許されないとしたら、不適切である。それは手続きの方法として受け入れることはできない。

ニュージーランド（NZ）は事務局の決定に幻滅したと述べた。そして非公開非公式協議へと移行することに同意しないと述べた。非公開会議は難しい問題を解決するため、交渉の最後の段階では必要かもしれないが、この段階では必要ない。NZ 政府の障害問題に対する戦略での基礎的な原則は、NGO と協力して法律や政策を開発するということである。この条約の基礎的な原則は、この条約を実施するために NGO が協力するということである。もし条約自身が NGO を排除するのなら、皮肉的であり、矛盾している。もし AHC が公開の非公式協議で交渉を進め、それが政府間の交渉なら、NGO は、発言はできなくてもオブザーバーとしては参加できるようにするべきである。NZ は、閉ざされた扉の後ではどの条文の協議も担当しないというカナダの決定に同調し、同様の立場をとる。

タイは、条約の精神において DPO（障害者団体）の積極的な関与を必要としていると指摘した。DPO を条約達成のプロセスから排除しては、それは不可能である。

イエメンも同様に驚きを示した。そして NGO の参加に反対する者は誰か尋ねた。イエメンはこれらの NGO に隠すことは何もない。会議は各国が国家間の関係について政治的立場を議論している間は非公開にしてもよいが、NGO はこの条約に関与し、また貢献してきたので、すべての議論に参加するべきである。発言者はイエメン政府と NGO の両方を代表し、NGO がすべての議論に参加する必要性を強く主張した。

イスラエルは、NGO と障害者を排除することに強く反対した。そしてこれは条約の精神に反するとして、事務局に考え直すよう熱心に勧めた。AHC は自らが説くことを実践しなければならない。障害者の権利に関する改革を進める上では、「私たちを抜きにして、私たちのことを決めないで」というモットーに示されているように、障害者が自分自身の人生に責任を持つことが極めて重要

なのである。協議担当者の中に NGO を入れるべきである。障害者の権利に関する問題を検討する際には、イスラエルは障害者及び障害者団体と協議する。

メキシコは、総会決議と AHC の決議の両方が、NGO の参加に関して参考にできると指摘した。この条約に関する一連の過程は、2 年前の当初より、NGO の参加による利益を受けてきた。議長は AHC 全体が、非公開会議が必要だと決定するまでの間、これまでの方法を取り続けることを決定すべきである。非公開会議にするかどうかは議長或いは協議担当国による決断とするべきではなく、全体的な決定とすべきである。後の段階で非公開会議が必要になることがあるかもしれないが、今はその時ではない。メキシコは明日の会議は非公式ではあるが、非公開ではなく、AHC が全体として非公式、非公開と決定しない限り、担当国との協議は非公式ではあるが、非公開ではないと述べた。

議長は、個人的には多数の代表のコメントと同意見であるが、自分は委員会の「管理下」にあるのだと告げた。議長は第 1 条及び第 2 条についての会議に NGO が参加することに反対する者は誰がいるか尋ねた。

カタールは、NGO の参加を完全に支持すると述べた。そして明日の会議が非公式なのか公式なのか説明を求めた。

議長は質問を明確にした。「明日午前中の会議を公開にすることに反対する者は誰がいるか？」

メキシコは、規則についての自国の解釈を述べ、カタールの問いに答えた。公開会議には、NGO その他が自由に参加できるが、非公開会議はそれができない。非公式会議は、アプリアリに非公開であるとは定義されていない。非公式会議は、公式の議事録や録音を全くとらないという点で、公式会議と区別される。非公式会議の目的は、「文書を整理し、意見をまとめること」であり、新たな提案の正式な記録をすることなく、非公式に議論し、同意に達する可能性がある事項について討議することである。メキシコは、明日は非公式公開会議を開くよう提案した。

サウジアラビアは「文書の編集」の方法について説明を求めた。そして第 2 次読会の間、各代表は追加提案を出すことができるのかどうか尋ねた。

マレーシアは、メキシコの「公開及び非公開」という用語の解釈は、公開及び非公開会議について言及している、国連の手続きに関する公式用語の解釈とは一致しないと指摘した。国連の解釈では、非公開会議は加盟国だけに公開されるとしている。マレーシアは、自国の閣僚に見解を求める必要があるので、「文書を整理し」とはどういう意味なのか説明するよう求めた。

南アフリカは事務局におけるアフリカグループの代表として、「今後どのように続けるかについて事務局が出した結論に従っていない」ことを深く憂慮すると発言した。この問題に関する長い議論、またアフリカグループが出した提案をもとに、先へ進める平和的な方法を同グループと事務局が更に協議するため、南アフリカは会議の中断を求めた。そして事務局の協議は総会（GA）の決議に従ったものとするべきであると述べた。GA 決議では、NGO の参加に関して同意が得られ

ない場合、政府代表だけが参加すると規定している。もし AHC が GA 決議から離れる必要があるのなら、共通の理解を得るために更なる議論が必要である。

議長は会議を中断した。会議が再開されたとき、議長は、明日の協議は第 1 条及び第 2 条について討議する公式な公開本会議の形で行われるということで、事務局が合意に達したと発表した。

第4巻第9号（仮訳）

2004年6月4日

午前セッション

開始時刻：午前10時17分

非公式協議のために休憩：午前10時48分

再召集：午前11時15分

終了時刻：午後12時55分

前回2回の会合の交渉テキストに関する手続き上の問題について、長々と議論が行われた。委員会は「特別委員会（AHC）作業部会（WG）の条文草案の第1条および第2条に対する提案の統合（以後、「統合テキスト」）と題された「ノンペーパー」の第1条および第2条ではなく、持ち越されたWGの条文草案の前文のリーディングの協議を進めることで合意に達した。

議長は委員会に対し、統合テキストの第1条「目的」および専門グループが統合テキストを作成する基礎となった作業部会の条文に対する修正案への注目を促した。議長は委員会に2つの選択肢（統合テキストを本国に送って検討する、今ここで統合テキストに対する意見を述べて討議を進める）を提示した。

アイルランドは欧州連合（EU）代表して、統合テキストはEUが慎重に検討を行うことになるが、その前にアイルランドはこれについて感想を言いたいと述べた。全ての人権の完全かつ平等な享有を「確保する」の方が「促進、保護および履行する」よりも強力なので、WGの条文草案の文言を残した方が良いと繰り返した。さらに、文法的に言って、権利の「享有（enjoyment）」は「履行（fulfill）」できないと述べた。

南アフリカはアフリカ諸国を代表して、前文、モニタリングまたは構成など、AHCの次回の会合に持ち越された項目の検討を求めた。「新しいプロセスを支持する前に」本国政府と相談する必要があると述べた。この立場をとりながら、他の国々からは合意が得られていなかった発足当時から、アフリカ諸国が本条約のプロセスに対して強力に支持してきた点を強調した。

アイルランド（EU）は、第3回特別委員会を統合テキストの第1条および第2条の協議で終えるという前日の決定に従うべきであるという見解だった。作業を前進させるためには、第1回目のリーディングで得られた結果を超える交渉プロセスにすることが重要である。委員会は前文およびモニタリングの検討について8月のAHCに持ち越すことを決定している。昨日の決定を変えることは不適當であり非生産的である、と述べた。

シエラレオーネは、前文は極めて重要であると考えてるので、他の決定を損なうことなく南アフリ

力の提案を支持すると述べた。この段階では、AHC は意見や修正を聞き、この会合を終結させ、8 月の 2 回目のリーディングに進むべきであると述べた。

イスラエルは南アフリカの提案を支持し、WG の条文草案の残り、特に条約の最も重要な部分であるモニタリングについて協議を進める案を支持した。本条約を前進させる弾みをつけるため、昨日の決定の再考を求めた。

日本は、手続き上の問題の議論で委員会の時間を無駄にしないために、議長に対して議長団と相談して決断するよう求めた。

メキシコは次のように述べた。6 つの主な部分（名称、構成、前文、定義、モニタリングの仕組み、最終節）を持ち越すと言う昨日の決定には、どこの 代表団も反対しなかった。これらは持ち越しになったのだから、メキシコは議論の準備をしていない。昨日、議論されたのは、今日の会議に NGO に参加させるか否かだけだった。第 1 条および 2 条の協議を開始するという議長の提案には誰も異議を唱えなかったではないか。メキシコは、議長団による調整のためにまたしても休会するという案は支持しない。第 1 条と 2 条の議論を行うという決定は下されているのだ。後は議長次第だ。

ロシア連邦は、各国は文言の分析を行うために本国に最初のリーディングを報告しなければならない、という理由から南アフリカの提案を支持した。

ブルキナファソは、AHC は後で前文、モニタリング、構成の議論に戻ると第一日目に決定した、という理由から南アフリカの案を支持した。

シリアも既に議論が行われた条項について本国から何も指示を受けていない、という理由から南アフリカの案を支持した。

ヨルダン、次の会合の予定に関する昨日の決定通り、第 1 条および第 2 条について議論するのが重要であるという意見だった。帰国してしまった代表団もある。各国は全てを報告しなければならないからと言って、なぜこの時点で本国に意見を求めるのだろうか。手続き上の問題の議論は貴重な時間を取っている、と述べた。

中国は、第 1 条および第 2 条の議論を今回の会合で行う案に賛成したが、南アフリカの提案にも同情を示した。多くの代表団はこの条文を見るのは初めてである。議長が議長団と相談してこれからの作業を滞りなく進めるよう求めた。

インドは、実施の鍵となるモニタリングを含め、本条約の全てについての議論を最初にしなくて、第 1 条および第 2 条の議論に戻るのは困難だと考え、南アフリカの提案に同意した。また、2 回目のリーディングの前に修正案を本国政府に報告する必要があると述べた。

イエメンは、持ち越しにされた問題の全てを議論するには、現在 AHC に残っている時間では足りないだろうと指摘した。どんな議論にも参加する準備はあるが、帰ってしまった代表団もあるの

で、委員会からの十分なインプットは得られないだろうと述べた。

エリトリアは南アフリカの案を支持し、AHC に対して時間を効果的に使い、前向きに会議を終わらせるよう求めた。

ザンビアも南アフリカの案を支持した。

議長は議長団とこれら 2 つの意見の調整を協議するために会議を休憩とした。議長団は、南アフリカの提案に過半数の支持があることから、条約の前文の討議を持ち越す昨日の決定を撤回し、大多数の意見に合わせて今日の作業を進めるよう委員会に対して求めた。

メキシコは議長の最初の決定を支持しているが、今日の新たな決定も支持すると述べた。しかし、方向転換および総意が得られていないことに対する不満を表明した。通知と準備不足のために今日の議論には意義ある形で参加できないかもしれないと述べた。

キューバは作業を前へ進めようという議長の提案を支持した。また、時間と財源の無駄遣いを防止するため、手続き上の議論の中止および、これからの手続きを明確にするよう求めた。配分された時間内で作業を終えることの重要性を力説した。

イエメンは議長の下した決定は全て支持すると述べた。しかし、今日、条約の前文について議論するのは効果的ではないだろうし、帰ってしまった代表团または準備不足の代表团が多いので、条約の重要な部分に関する協議への十分な参加は得られないだろうと述べた。

イスラエルは、議長の提案した前文に関する協議続行の提案を支持した。これは困難かもしれないが、作業は前進するだろうと述べた。

南アフリカは作業を前進させるのが重要だという点に同意した。「アフリカ諸国には、最終的に PWD が完全な人権の享有を確保できること以外に意図するものはない」と述べた。

EU は手続き上の議論が長々と続くことと、AHC がまだ作業を続けているのに帰ってしまった代表团があることに懸念を表明した。議論を進めるために前文に関する作業を行うことに合意したが、前回の会合で合意されたように第 1 条および第 2 条の議論をしたかったと述べた。第 1 条および第 2 条およびその他の事項についての議論への NGO の参加を認めるよう主張を続けている。

コスタリカは議長の案を支持したが、決定に関して深い懸念を表明した。前文に関する話し合いの準備はできているが、昨日の決定を覆すということは、手続き上の問題に関する規則に例外を設けたという前例を作ってしまうのではないかという懸念を表明した。

前文

アイルランド (EU) は修正案を配布した。条約タイトルは、次のように、概念に焦点を当てるべきであると述べた。「障害者による全ての人権および基本的自由の完全かつ平等な享有に関する

国際条約」。PWD は他の条約に従い既に人権の完全な享有を保証されているので、前文 (c)、(P (c)) では「PWD のニーズが」を「そして PWD は」に置き換えるよう提案した。P (c) の修正案は「全ての人権および基本的自由の普遍性、不可分性および相互依存性および、PWD に差別なく完全な享有が保証されていることを再確認し」となる。P (d) からは「ならびに全ての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約」を削除するよう提案した。この条約は他の列挙されている条約と同じ地位には達しておらず、また、中心的な人権文書ではないからである。P (f) では、違反は尊厳ではなく権利について指しているので、「の違反」を「に対する侮辱」に置き換えるよう提案した。P (h) の最初の節の「取組みおよび活動」を「これらの様々な手段および仕事」に置き換えるよう提案した。P (i) を脚注 4 の文言「全ての国、特に発達途上国における PWD の生活状態の改善に向けた国際協力の重要性を認識して」に置き換えるよう提案した。P (j) では、貧困の撲滅などの人間、社会および経済開発における著しい進歩について既に議論されているので、「および貧困の撲滅」を削除するよう提案した。P (m) の複数または悪質な差別のリストから「形の」という文言を削除し、「性的指向」を含めるよう提案した。P (n) (2) では、障害のある女性および少女が直面する特有の困難について対処して「障害のある女性および少女が重複差別を受けることが多く、従って、特別な不利益をこうむることを認識し」とするよう提案した。さらに、第 12 条の第 1 文を前文に移動して P (n) (3) 「PWD、特に女性および少女が、家庭の内外で暴力、傷害または虐待、無視または無関心な扱い、酷使または搾取（性的搾取および虐待を含む）を受ける危険性が大きいことを認識し」とするよう提案した。P (o) を「貧困状態で生活している PWD が不釣り合いに多いことを認識し、貧困が PWD に与える悪影響を緩和する必要に留意し」に修正するよう提案した。P (r) については、人権問題自体は既存の人権文書で既に扱われており、本条約では PWD の人権の享有について扱っているので、1 行目の「の人権」を「による人権の享有」に置き換え、「不利益」という言葉を限定する必要はないので、3 行目の「社会的」という単語を削除するよう提案した。新たに P (s) として「障害のある子どもの特殊な状況および、障害のある子どもは尊厳を保証し、自立および自律を促進し、彼らの地域社会への積極的な参加を促進するような状況で完全かつインクルーシブな生活を享有すべきであることを認識し」を加えるよう提案した。別個の条項を設ける案は支持しないが、これを前文に含めるのは重要であると考えている。

チリは前文に対処する準備ができていなかったが、本条約のきっかけとなった「人種主義、人種差別、排外主義および関連の不寛容に反対する世界会議」を認めることの重要性について指摘した。貧困について扱っている P (o) では、貧困に関する「ミレニアム開発目標 (MDG)」への言及を付け加えることを提案した。また、本条約は人口全体、特に PWD の開発指標を引き上げるよう立案されているので、人間開発指標についての言及も加えるよう提案した。

バチカンのローマ教皇庁は、完璧なものにするために、P (a) の「固有の尊厳」の後に「価値」を挿入して修正するよう提案した。この文言は国連憲章の前文のパラグラフ 2 からとった。

タイは、WG の 前文案を支持し、P (g) の「さらに PWD の多様性」の後に「そのニーズおよび要求」を加えるよう提案した。「経済的な」を「経済の」に置き換えるよう提案した。

ロシア連邦（RF）は、条約草案および前文ではPWDの権利についてのみ取り上げていて、国家の義務についての記述はその後になっていると述べた。ICESCRでは「個人は、他人に対しおよびその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約に規定されている権利の促進および擁護に対する責任を有する」ことを考慮している。同様に、本条約の前文でもPWDの義務または責任を認識すべきであると述べた。また、ICESCR第2章を本条約の前文に含めるよう提案した。「各締約国は、すべての可能で適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における手段を最大限に用いなければならない。」

シリアはEUの修正案と同様のP(i)を「特に発展途上国において、PWDの状態および状況の改善に国際協力が重要であることを認識し」に修正する提案をした。現在の草案には多くの代表団の現実および懸念が含まれていないので、P(p)の「武力衝突」の後に「他国の領土および財産に対する外国による占領・占有」という文言を挿入すべきであると述べた。

ケニアは新たなパラグラフを3つ提案した。1つ目は「多くの障害者は、子ども、女性、難民または自国内避難民、高齢者、農村部の住民、非公式な居留者のような地位のために二重または多重の差別を受けていることを認識し」。2つ目は「世界の様々な場所で、PWDの権利に悪影響を継続的に及ぼしている 有害な文化的慣習および考えがあることに対する懸念に留意し」。3つ目は「生活の隅々まで、HIV/AIDSがPWDに対して悪影響を与えていることを認識し」。

シエラレオーネは、手続き上の議論はAHCの活動の指針となり、問題を予防するのに役立つかもしれないので必要であると指摘した。EUが提案した条約タイトルの変更案を支持し、「障害者の人権および尊厳の保護、促進および完全な享有に関する国際条約」とするよう述べた。P(c)では「を保証する」を削除すべきであると述べた。P(d)については、移住労働者に関する条約の地位に関する脚注およびEUの意見にも関わらず、そのまま変更すべきではないと述べた。タイのP(g)に関する提案および、EUのP(i)およびP(o)に関する提案を支持した。P(m)では、子どもは無視される傾向があるので、「言語」の後に「年齢」を挿入すべきであると述べた。P(p)では「の状況」を削除し、「対立」に「s」を追加して複数にし、「人間」を削除すべきであると述べた。P(r)については「PWDの権利の完全な享有」を「具体的に」の後に挿入し、「および経済的な」を「著しい社会的」の後に挿入すべきであると述べた。前文と条文を関連させるため、EUの提案した子どもに関するP(s)の修正案を支持した。子どもに関する条項を別に設ける案も支持している。女性および議論されたその他のグループに関する条項を別に設ける案には合意が得られなかったため、懸念の意味を理解するために、これらを前文の中で1つのパラグラフに含めることができるだろうと述べた。

イスラエルは、前文は本条約の格調を決め、他の法律文書の解釈の助けとなるものであると述べた。タイトルの中に「尊厳」を残すことが極めて重要であり、これは「平等」に加えることはできるが、代わりにはならない。尊厳はより幅広い用語であるのに対し、平等はPWDが直面している主な問題である。「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約（移住労働者権利条約）」は主要な人権条約に分類されないため、その言及をP(d)から削除するよう求めるEUの提案を支持した。P(m)には「年齢」を含めるべきであると述べた。他の条約と関連させるために、

前文で障害のある子ども、女性、少女について言及することが必要である。しかし、他の条約に抵触するかもしれないので、これらを本条約の効力のある規定の中に含めるのは望ましくないと述べて。次のような、もっと明確なパラグラフ追加するよう提案した。「PWD が直面している問題に対して包括的、全体的、学際的に取り組むことが、PWD にとって完全かつ効果的な平等の達成に最も重要であることを認識し」。

モロッコは P (d) に「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」への言及をそのまま残す案を支持した。P (g) の「障害のある人」の中の「障害」という単語は単数に修正すべきであると述べた。

韓国は、タイトルは、本条約の精神および目的を十分に捕らえた短いものにすべきだという EU の提案を支持した。P (l) については「および主要な役割を果たす」を「積極的に関与する」の後に挿入すべきであると述べた。

ブラジルは、P (m) への性的指向についての追加および P (o) に対するその他の修正に関する EU の提案を支持した。

南アフリカは、P (c) の「差別」の前に「あらゆる形式の」を付け加えるよう提案した。障害は人間性の一部であるので、P (g) は「PWD は同質の集団ではなく、PWD 自体が多様であることを認識し」に修正すべきであると述べた。P (h) では、「社会の平等な一員としての参加」の前に「公平な」を挿入すべきであると述べた。P (i) は「PWD の人権および基本的自由の完全な享有を促進するための国際協力の重要性を強調し」に修正すべきであると述べた。P (l) の「特に、彼らに直接関係するもの」は本題とは無関係であり、PWD を障害問題だけに関係させる危険をもたらすので、これを削除すべきであると述べた。P (p) は「武力衝突の状況が障害を生み、PWD の人権に大きな被害をもたらすことを懸念して」に修正すべきであると述べた。P (q) については「政治的」を「肉体的」の後に挿入し、「文化的」を「経済的」の後に挿入すべきであると述べた。これが、ICCPR および ICESCR の文言および価値観をとらえているからである。

カナダは、P (d) から脚注 2 を示す移住労働者権利条約の削除を求める EU およびイスラエルの提案を支持した。P (m) の「重度または重複障害および」は障害者のなかで序列を作ってしまう、障害の社会モデルではなく医療モデルを反映しているので、これを削除すべきであると述べた。CRC の第 2.1 条に合わせるために、P (m) の「国家の」の後に「民族の」という単語を挿入すべきであると述べた。P (r) については、EU の提案を支持したが、「平等の機会を与え」という文言は不明確なので削除すべきであると述べた。カナダは後で追加の意見を発表するかもしれない。

イエメン前文をもっと明確な言葉に言い換えるよう助言し、後ほど修正案を提出すると述べた。P (d) では CRC および CEDAW について言及するだけでは十分ではなく、WWD および CWD が生活している状況についても具体的に言及するべきであると述べた。P (i) と条約の条文の両方で国際協力を強調することが重要であると述べた。P (m) については、重複をなくすため、「重度および重複障害」を削除するよう提案した。P (p) については、現在の文言は現場の状況を反映していない点を強調し、外国による占領・占有は PWD が自分たちの権利を行使できないような状況を作り出す

ので、シリアの提案のように「武力衝突」の後に「および他国の領土および資産の外国による占領・占有」を追加するよう助言した。P (p) の終わりに「およびその数の増加」を付け加えるよう提案した。P (q) については、「経済的」の後に「政治的および文化的」を付け加え、「情報および通信など」は文化の概念に含まれるのでこれを削除するよう提案した。

キューバはいくつか提案を行い、さらに提案する選択肢を留保した。P (c) は現在の草案を支持した。本条約の原点が人種主義に反対する世界会議である事実を認めるというチリの提案を支持した。P (d) の後に新たなパラグラフ「発達する権利の行使が、奪うことのできない普遍的権利として、PWD のニーズを絶対必要かつ持続可能に満たすための必要条件であることを認識し」を付け加えるよう提案した。P (i) の「人権」の前に「全ての」を付け加えるよう提案した。同様に、P (j) の「人権」の前にも「全ての」を付け加えるよう提案した。PWD の間の区別を避けるために、P (m) から「重度または重複障害」を削除するよう提案した。P (n) および P (r) の「人権」の前にも「全ての」を付け加えるよう提案した。貧困問題は武力衝突の中にいる人々の懸念と同じ程度に対処すべきなので、P (o) 「必要に留意し」を「必要に懸念を感じて」に置き換えるよう提案し、「緩和する」を強力な言葉「撲滅する」に置き換えるよう提案した。前文では、「国内外」の両方で、団結の必要について扱うべきであると述べた。

インドは「多様性」という単語は障害か、社会的および経済的状态かの範囲を意味する可能性があるので P (g) を修正するよう提案した。新たな条文「PWD の幅広い能力、技術、職務上の能力および懸念を認識し」を提案した。P (I) では、国際協力を強化するために、「強調し」という単語を「認識し」に置き換えるよう提案した。国際協力に関する条項を別に設ける案に対する支持を繰り返した。P (I) の「PWD」の後に「およびその家族」を挿入するよう提案した。P (o) の冒頭に「貧困状態が PWD に付随条件や状況を悪化させる可能性があることに留意し」を挿入するよう提案した。

パレスチナは、PWD の中でも被害を受けやすいグループがあるので、前文の中で「異なるグループの権利」を強調する必要を力説したが、PWD 間に差別を作り出したくはないと思っている。外国による占領および武力衝突は PWD の数を増やすことにつながり、占領は PWD から特定のサービスおよび発達を奪うので、これらの概念を加えるというシリアおよびイエメンの提案を支持した。

ナミビアは P (e) の「基準規則」の前に「国連」を付け加えるよう提案した。P (i) からインドから提案があったように「強調し」を削除し、国際協力の原則への言及を付け加えるよう提案した。P (j) の「による」を「の」に置き換えるよう提案した。P (I) の最後の部分「特に、それらに関係しているもの」を削除するよう提案した。PWD は全ての種類の意思決定に関与することができる。P (m) の「重度および重複障害」を削除し、「PWD」だけを残すよう提案した。

パキスタンは他の条約と一致させ、本条約の範囲の限定を避けるために、条約の名称から「包括的かつ不可欠の」を削除するよう提案した。P (b) の中の「および国際人権規約において」は普遍的に受け入れられてはいないので、これを削除するよう提案した。全ての規約が普遍的に受け入れられているわけではないので、P (d) の「再確認し」を「想起し」と置き換えるよう提案した。しかし、これらの法律文書の全てをパラグラフに残しておくべきであると述べた。P (g) について

は、「人々の多様性」の代わりに「さらに障害の多様な特質を認め」とする以外、インドの提案を支持した。国際規約を実施するには国際協力が必要なので、P (i) では、国際協力に関する条項を別に設ける必要があるという点に同意した。P (l) については、家庭を含めるというインドの提案を支持し、「および介護者」を付け加えるよう提案した。P (m) については、全ての形態の障害のリストを作らないよう提案した。網羅することはできないし、区分につながるかもしれないからで、もしリストを作るなら、世界人権宣言に沿ったものにしなければならないと述べた。P (r) の冒頭を「条約が具体的に PWD の権利および尊厳を扱うことが、～と確信して」に変え、終わりの部分の「分野」を「活動」に置き換えるよう提案した。

アルゼンチンは、P (g) の「のある人々」を削除するモロッコの修正案を支持した。P (h) にはスペイン語の翻訳ミスがある。パラグラフ P (i) は脚注 4 と置き換えるべきであると述べた。P (m) については、「重度もしくは」という用語は不明確なので、これを削除するよう提案した。P (o) については、次のような修正を提案した。「貧困が障害の原因および PWD の生活の質に与える悪影響を緩和する必要に留意して」

レバノン、P (p) に「外国による占領」を付け加えるというシリアの提案に同意し、シエラレオネの修正案にも同意した。P (i) に国際協力を含める重要性を強調した。国際協力は全ての国にとって恩恵をもたらすと述べた。「国際協力」という言葉の後に「全ての加盟国にとって多面的な恩恵があるため」を挿入すべきであると述べた。「享有」の後に「全ての PWD」を付け加えるべきであり、「人権」の前に「全ての」という言葉を付け加えるべきであると述べた。P (g) については、タイおよびモロッコが提案した言葉を付け加える案に同意した。P (j) の「社会」を「地域社会」に置き換えるよう提案した。P (m) については、「重度および重複」を削除するというカナダおよびイエメンの提案に同意し、「言葉」の後に「および障害の種類と程度」を付け加え、「差別の形態」の前の「重複または重度の」を削除するよう提案した。

午後セッション

開始時刻：午後 3:20

非公式協議のために休憩：午後 4:40

再召集：午後 5:23

終了時刻：午後 5:28

草案報告書の検討が行われ、いくつかの修正案について（主としてパラグラフ 9 および 10）議論が行われた後、採択された。これらのパラグラフの修正は、AHC 第 3 回委員会以前の文書の地位および分類に関する懸念、特に「条文案集」（題名「修正案」）および国際協力に関する付属の提案を反映したものである。

アイルランドは EU を代表して、パラグラフ 11、次回の委員会の準備および組織を行う議長団の会合を開催に関する提案の説明を求めた。この会合は有益なものになるだろうとし、次回の委員会の協議の時間割および作業プログラム（もっと明確に述べられた目標）を作成して欲しいと述べた。この文の最後の部分「とりわけ、議論のための枠組みの指示を含む」は不明瞭であり、削除すべきであると述べた。「時間割および作業プログラム」を「暫定議題」の言及に付け加える

べきであると述べた。次回の委員会も現在の構成で行う合意があるのなら、実質的な交渉にも NGO を含めるべきであると述べた。

議長は、本パラグラフの最後の部分を次のような表現に変える提案をした。「とりわけ、時間割および作業プログラムを含む」。アイルランドはこれで十分であるとして合意した。

タイは、委員会中の代表への報告書を含む文書の配布について懸念を表明した。視覚障害または読みに障害がある代表たちを代表して、タイは合理的配慮としてアクセス可能な書式で文書を提供する重要性を強調した。タイはこの問題に対する努力について事務局に感謝したが、資料が、まず印刷物で配布され、その後初めて電子フォーマットで入手できるようになることが時々あったと述べた。この遅れのせいで、タイはまだ報告書の検討ができていない。論理的に考えると、文書は印刷される前にコンピュータで作成されるので、電子版が先に出来上がっている。従って、アクセス可能な電子版を先に配布するのは技術的および財政的に実行可能なはずであると述べた。条文を検討できるようになり次第、コメントすると述べた。

議長はタイの懸念に留意し、次の会合の前にこの問題を調査すると述べた。

オーストラリアは、パラグラフ 9 の本文を書き換えて、前文および国際協力（IC）の両方の議論への言及を含めるよう助言した。パラグラフ 12 について、アクセス問題に関するタイの発言を支持した。第 4 回委員会のアクセス計画について説明を求めた。パラグラフ 12 は「第 1 段階」について言及しているが、「第 1 段階」は第 2 回委員会の後に行われており、しかも、特に、主題に鑑みると、完全にアクセス可能な相互作用に向けてさらなる段階へ進まなければならない。画面を使って条文の修正案を見せる方法は、画面を見ることができない代表にとって問題がある。画面を使うべきではないと言っているわけではないが、修正案を電子形式と印刷形式で同時に配布することで彼らの不利益が削減されるかもしれないと述べた。また、ホールの固定式の座席は車椅子を使う多くの代表にとって問題があるだろうと述べた。

議長は、パラグラフ 9 の趣旨は第 1 段階ではなく「現在ある資源で、さらなる段階」であると述べた。議長団は事務局およびその他の国連当局と会合する予定がある。ビルおよびサービスにおけるアクセス改善の取組みが行われている。移動式設備向けの電子機器の設置は承認された。議長は、議長および事務局がこれらの問題に対処していることを代表たちに保証した。

ロシア連邦は、英語での文書作成について懸念を表明し、当該省庁および機関の障害の専門家と共にこの条文について作業できるよう、修正案をロシア語などの国連の公用語に翻訳する計画はあるのか、いつ翻訳するのか質問した。

事務局は、修正案は報告書の一部として条文に添付され、次回の委員会の少なくとも 3 週間前には全ての言語に翻訳されると答えた。

中国は、国際協力および前文に関するテーマが、パラグラフ 9 の「本条約の条文草案の第 1 回目のリーディング」の中で言及されるかどうか尋ねた。また、この言及が、第 c 節（議題）または

その他で指摘されている「考察」と同じものを意味するのかどうか尋ねた。パラグラフ 9 で言及されている名称、構成などの次回の委員会の「作業プログラム」は、AHC が決定するのか、それとも議長団が決定するのか尋ねた。パラグラフ 10 については、付属書 II、修正案および IC は報告書に添付されることになっていると指摘した。翻訳についてロシアと同様な懸念を持っていて、この付属書に含まれることになっている条文を見てからさらに見解を述べる権利を留保できるか尋ねた。

議長は、パラグラフ 9 を修正する問題は、既に別の代表団が IC および前文を追加して対処済みであると述べた。事務局は AHC4 の少なくとも 3 週間前に翻訳を終了させるよう努力すると述べた。「考察」は採択されていない条文に適用されると述べた。

事務局は、この会議で配布された文書は、全ての代表団が受領済みで、インターネットでも入手できるもので、この文書に修正案が挿入されると説明した。

イスラエルは、第 4 回セッションの議題は、まだ議論が行われていない条文草案の議論から始め、その後、第 3 回特別委員会で議論された条文の第 1 回目のリーディングを行うと理解しているが、それで 良いのか確認を求めた。アクセス可能性、特に視覚障害者および聴覚障害者のアクセス可能性の問題について、これまで発言した代表団の懸念に共感を示した。特に聴覚障害者のために、議論全体の運営手順（修正案だけでなく意見も）を画面に表示すべきであると述べた。

議長は、各代表団に報告書に限定して発言するよう求めた。アクセス可能性の懸念は理解しているが、この議論は他の問題を提起するのではなく条文草案に焦点を当てて行うべきであると述べた。議長団は今回の委員会と次回の委員会の間に、次回の委員会の作業プログラムおよび構成を準備し、議長団が会合を行ったらすぐにこれを加盟国に提出すると述べた。

モロッコは、これまでの発言者の P (9) の前文に関連した懸念を繰り返した。

イエメンは、翻訳についての懸念は議長が既に対処してくれたと述べた。

マレーシアは、パラグラフ 10 の「（本条約の条文草案の修正案）」という表現は、この第 3 回委員会で行われた作業に十分な重みを与えていないという見解だった。次のような修正を提案した。「特別委員会はこの 2004 年 6 月 4 日の 18 回目の会議で、条約草案の条文案（本報告書の付属書 II に含まれている）のさらなる検討を第 4 回委員会に持ち越すことに決定した。」

サウジアラビアは、午前セッションで前文についての発言の機会を要求していたが、時間の制約上、発言する機会が得られなかった代表団に対して、見解を書面で事務局に提出して修正案に含める機会が与えられるかどうか尋ねた。議長は、これらの見解が新たな条文案に組み込まれることを確認した。

ウガンダは、パラグラフ 10 を見直して、NGO および国内人権機関が作成した様々な有益な提案が記録されていないと指摘した。これらの機関の提案を考慮に入れ、並行して読めるようにするた

めに、代表団はいつ、これらが含まれている文書を受け取ることができるのか尋ねた。本条約は、最終的に、参加した NGO に利益をもたらすものにすべきであると述べた。

議長は、NGO の提案はインターネットで入手できると述べた。

ニュージーランドは、委員会の作業状況は正確に反映されるべきだという、パラグラフ 10 についてのマレーシアの懸念に同意した。条文案集は作業文書であり、次回の委員会でも引き続き作業が行われるものであると理解していた。報告の付属書に含まれていたのは、翻訳が行われるようにという理由からである。しかし、これはあくまで作業文書であり、委員会がその作業を続けられるようなやり方しておくべきであると述べた。マレーシアの提案の「現在の報告書の付属書 II に含まれている」を「全ての言語に翻訳され、第 4 回委員会の前に発行される作業文書としての」に置き換えるよう修正を提案した。本条約の最終草案に合意が得られたら、特別委員会はこの添付して総会（GA）に送るべきであると述べた。一方、まだ大きく異なる考えや多くの提案が含まれている作業文書は、次回の AHC に作業文書として送るべきであると述べた。作業文書は翻訳され、文書番号がつけられ、委員会の一文書として配布される。これは、GA の記録に組み込まれ、出された提案が全て正確に反映され、アーカイブおよび「準備作業」に入れられるように、しかし、作業文書としての地位は明確になるようにするためである。

議長は全代表団に対し、マレーシアの提案に対する、ニュージーランドの修正案に同意するかどうか尋ねた。

マレーシアは「作業文書」という用語を使うことについて懸念を表明した。条文案集が現在の報告書に添付されるなら、報告書も付属書も 6 つの公用語に翻訳されるものと理解している。そうすればニュージーランドの懸念に対処できるだろう。条文案集を「作業文書」と呼ぶと、特別委員会の作業の重要性を低下させてしまうかもしれない、と述べた。

アイルランドは EU を代表して、文書を第 4 回委員会に送ることには異議はないが、各国政府からの提案を全て文書に含み、全ての言語に翻訳されるよう保証して欲しいと述べた。しかし、この文書を条約草案の条文案集と呼ぶことに懸念を表明した。協議は、WG の提案に基づいて行われてきた。文書には各国政府による修正案は含まれているが NGO や非政府間機関による多くの素晴らしい提案は含まれていない。従って、この文書を条文案集とは呼ぶことはできない。これは進められた作業のいくつかを反映した作業文書である。これからも本条約の詰めの作業に NGO が参加できるようにしなければならず、彼らが締め出されているような計画は、EU は支持しないと述べた。

議長は、懸念事項を反映した条文を提案できるかどうかアイルランドに尋ねた。

アイルランドは、この文書を「本条約の条文草案に対する各国政府の修正案」と呼ぶのが適当だろうと答えた。

メキシコもニュージーランドと同じように懸念していて、EU の提案を少し修正して支持した。マ

レーシアおよびニュージーランドが提案した文書タイトには、この文書が「条約草案に関連した条文案集」または「各国政府による修正案集」であることを反映すべきであると述べた。これらは実は条文案集ではなく、WG 草案に関連した提案であることを反映すべきであると述べた。これには各国政府による修正の条文案集は含まれているが、NGO による提案は含まれていない。各国政府が第 4 回委員会の代表団に指示を与えられるように、文書は全ての言語に翻訳すべきであると述べた。この文書には作業部会の条文に対する提案が含まれているので、これは作業文書または作業テキストと呼ぶ方が論理的である。そう呼んでも文書の価値または地位が低下することはないだろう。パラグラフ 9 に関しては、条文草案の最終規定について何らかの言及を含めるべきであると述べた。パラグラフ 8(d) の CRP. 2 はまだ配布されていないので、これはどんな文書か尋ねた。また、国際協力 (IC) に関するメキシコの提案が条文案集に含まれることを明確にするよう求めた。

カメルーンは、パラグラフ 9 の「報告書」という単語はエラーかもしれないので、「報告書の付属書」に置き換えるよう提案した。

議長は、パラグラフ 9 は作業の構成、すなわち、作業の実施されている方法 について述べられていると答え、含める必要がある事項には特定の順序があるので、このパラグラフはこのままにしておく方が良いだろうと繰り返した。

コスタリカは、まだ前文について発言をしていない代表団には、事務局に提案を提出するとしても、議長の発言者リストに従って終了していない問題について発言する機会があると述べた。そうしないと、全ての代表団が有する、議論に加わり自分たちの見解を述べる権利を損なうことになる」と述べた。

議長は、ウガンダ、カメルーン、ニュージーランド、サウジアラビア、フィリピン、コスタリカ、タイおよび NGO2 団体が次回の委員会の発言者リストに載っており、彼らに発言の機会が与えられる」と答えた。このことは、サウジアラビアの質問に対する答えを妨げるものではなく、発言を事務局に送りたいと考える場合は、それは正式に登録されると述べた。

キューバは、パラグラフ 8(d) にある文書 CRP. 2 について尋ねた。この文書が存在するのかどうか尋ねた。存在しないのなら、削除すべきであると述べた。

議長は、文書 A/AC. 264/2004/CRP. 2 は南アフリカが作成した視覚障害者向けのニュージーランドの提案に言及した文書であると答えた。

南アフリカはアフリカ諸国を代表して、パラグラフ 10 の言及に懸念を表明し、マレーシアの提案を支持した。

議長は、次のように、パラグラフ 10 の条文の提案をした。「特別委員会はこの 2004 年 6 月 4 日の 18 回目の会議で、各国政府が作成した条文案（付属書 II に含まれている）の検討を第 4 回委

員会に持ち越すことに決定した。」

マレーシアは、各国政府の提案に表現を限定する必要に異議を唱えた。これは、第1回特別委員会の期間中に採択された総会（GA）の決議によって義務づけられたものであり、NGOの参加の範囲も設定するものである。いずれにせよ、各国政府の提案はNGOの提案を考慮したものだろう。さらに、表現を限定するとNGOの条文案集も作成されることを意味することになると述べた。

議長は、これは事実に基づく問題であり、これらは実際に各国政府から出された提案であり、大目に見て欲しいとマレーシアに訴えた。

メキシコは議長の提案はほとんど完璧であると述べたが、「本条約の条文案案に関する全ての提案」という文言を付け加えるよう提案した。

議長はメキシコの提案した修正を入れたパラグラフ10「特別委員会はこの2004年6月4日の18回目の会議で、本条約の条文案案に対して各国政府が作成した条文案（付属書IIに含まれている）の検討を第4回委員会に持ち越すことに決定した。」を読み上げ、マレーシアがこの提案を受け入れられるかどうか尋ねた。

マレーシアは、文書の説明のしかたについて明確にするよう求めた。このパラグラフは、第3回特別委員会で作された提案が、作業を始める最終的な基盤として既に認められている条約の条文案案に対する修正であることを意味するとして、異議を唱えた。WGは何を準備するかについて、第2回特別委員会で協議したことを思い出させた。その時、NZは、この文書は本条約の条文案案ではなく、むしろ、特別委員会を検討するための提案であると指摘している。マレーシアはこの文書に必要以上の重要性を与えることに対して警告した。

議長は文書A/AC.265/2004/WG.1の5ページ、パラグラフ9の特別委員会に対する作業部会の報告書をマレーシアに参照させた。「WGは、特別委員会から委任された権限は、WGの会合前に提出されたすべての提案を考慮して、特別委員会における交渉の基礎となる条文案案を作成しおよび提示することであることに留意した。」必要な場合、協議が行われるかもしれない。

アイルランドはEUを代表して発言し、明確にするために、これらは条文案案を修正として、各国政府が行った提案であることを示す必要があるだろうと提案した。

ロシア連邦は、この文書を全ての実用的な言語に翻訳させ、加盟国にタイミングよい形で提供することを必要としており、ニュージーランドが提案したパラグラフ10の書き換えを反映させるよう求めた。

議長は文書は翻訳することになっていることを確認したが、GAのその他で前例を作ってしまうことになるから、これを条文に挿入することを強く主張しないようにロシア連邦に求めた。

インドは、パラグラフ9について意見を述べ、自分たちの発言のいくつかが条文案集に反映されていないと述べた。十分に反映されるよう、全ての提案を事務局に提出すると述べた。パラグラ

フ 10 に関しては、これからの特別委員会の会合における文書の扱われ方が示されるので、文書の名前は重要であると述べた。少し時間をかけて妥協点を見つけるというマレーシアの提案を支持した。これらが各国政府の行った提案であるという事実を記録するというアイルランドの発言に対し懸念を表明した。これは条文草案で、提案が各国政府のものか、NGO のものか、IGO のものかなどについての議論ではない。インドはこの条文草案を中立のままにしておきたいと考えている。

ニュージーランドは、委員会が取り組んでいる条文を、少し曖昧な「本条約の条文草案」ではなく「作業部会の報告書」と呼ぶよう提案した。パラグラフ 10 は「作業部会の報告書の付属書 I に含まれる条文草案に対して各国政府が作成した条文案(本報告書の付属書 II に含まれている)」に修正する。そして文書番号をつける。この文書名によって、いかなる文書の地位についても議論を行うことなく、言及されているのが WG の条文であることが明らかになるだろう。WG の報告書のパラグラフ 11 で「付属の条文を特別委員会に提出すること」が明確に決められていて、付属書 I に は、名称および構成に関する議論に言及する脚注が付けられ、「包括的かつ総合的な国際条約草案」という名称が与えられている。

従って、パラグラフ 10 は「特別委員会はこの 2004 年 6 月 4 日の 18 回目の会議で、WG の報告書 [A/AC. 265/2004/WG. 1] の付属書 I に含まれている条文草案に対して各国政府が作成した条文案(本報告の付属書 II に含まれている)の検討を第 4 回委員会に持ち越すことに決定した」とする。

シリアはマレーシアの提案を支持し、作業部会の報告書 (A/AC. 265/2004/WG. 1) のパラグラフ 1 「条約草案の特別委員会加盟国およびオブザーバーによる協議の基礎となる条文草案」を委員会に示した。従って、ニュージーランドの提案でこれを「条約の草案」と呼んでいるのは不適切である。これは、むしろ特別委員会の作業の結果であり、加盟国およびオブザーバーの諸国により協議される条文草案である。これは「条約草案」ではなく「条文草案」と呼ぶべきであると述べた。

議長は、このテーマについては非常に多くの発言があったので、シエラレオーネの発言の後、協議のために休憩に入ると述べた。

シエラレオーネは、委員会はマレーシアが修正案を作成するのを待っており、ニュージーランドはこれに対して修正案を出しているが、これらの条文を統合できるかどうか尋ねた。もし妥協できない場合は、条文を「WG の報告書の付属書 I に含まれる条文草案に対する修正および改訂」と呼ぶよう提案した。

休憩時刻: 午後 4:40

再召集時刻: 午後 5:23

議長は、パラグラフ 10 の条文案を受け入れることができるかどうか代議員に尋ねた。条文案は画面に表示されたが声を出して読まれなかった。議長は異議なしと見て、同パラグラフの承認を宣

言した。

アイルランドは EU を代表して発言し、パラグラフ 9 に関して、前文および IC について議論されているという事実が、この問題の議論が終わったということを必ずしも意味しないと述べた。パラグラフ 9 に述べられている第 4 回委員会の作業プログラムについて委員会 に警告した。このパラグラフには対処が必要な問題が示されているが、一部の代表団の提案に反して、網羅的なリストになっていないと述べた。

議長は、特別委員会が第 4 回委員会の作業プログラムを承認するだろうという点で同意見だった。

シエラレオーネは、議長に対し、IC にどんな言及を含めるべきか不明確なので、パラグラフ 9 を読み上げるよう求めた。

事務局が読み上げた。「本会議中に特別委員会は、WG の報告書に記載されている本条約の条文草案の第 1 回目のリーディングを実施した。委員会は第 1 条から第 24 条まで、国際協力問題、および前文について検討した。委員会はまた、名称、構成、定義およびモニタリングの検討については 8-9 月に開催される第 4 回委員会に持ち越すことに決定した。」

議長は、今回の会合で終了しなかった発言は次回の会合で話し合われると述べた。

アイルランドは EU を代表して発言し、採択されたばかりのパラグラフ 10 の間違いを指摘した。決議で行われているやり方に従って「オブザーバー (Observers)」という単語は小文字の「o」にすべきであり、これによって、大きな違いがあると述べた。

議長は草案全体を委員会の検討に付し、報告書に対して異議はなかったため、これを採択した。前文に関する提案の提出期限は 6 月 9 日水曜日である。

特別委員会のデイリー・サマリーは、ランドマイン・サバイバーズ・ネットワークが発行する。このネットワークは、地雷の被害を受けた 6 つの途上国において手足を失った者の支援網を持った、米国に拠点を置く国際組織である。このサマリーでは障害者の人権に関する条約の詳細を詰める特別委員会の議事録を扱っている。

サマリーは MS Word 形式で www.landminesurvivors.org/library_learn.php に掲載される。このサマリーは、翌日の午前 10 時までに www.worldenable.net および <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc3summary.htm> に掲載される。スペイン語（障害者インターナショナル <http://www.dpi.org/sp/resources/topics/convencion/boletines04.htm>）、フランス語（ハンディキャップ・インターナショナル <http://www.handicap-international.org/esperanza/news/adhoc2004.asp>）および 日本語（DINF webmaster@dinf.ne.jp）の翻訳もある。

第3回会合のリポーターはマーガレット・ホルト、ロビン・スチーブンス、ジュリア・ホワイト、編者はザハビア・アダマリーおよびローラ・ハーシーである。制作アシスタントはアニー・ガウルである。質問および意見がある方は zahabia@landminesurvivors.org にメールを頂きたい。

ランドマイン・サバイバーズ・ネットワークは、ニュージーランド、メキシコ、タイの代表団、ハンディキャップ・インターナショナル SHARE - SEE プログラムに対して、第3回特別委員会のデイリー・サマリーの作成で支援を頂いたことに謝意を表する。引き続き、財政的または物質的支援を求めている。さらに情報を希望する方は lsn@landminesurvivors.org にメールを頂きたい。

日本語訳 Copyright 2001 (財)日本障害者リハビリテーション協会 (JSRPD)

All Rights Reserved.

このWebサイトは、日本国著作権法および国際条約により保護されています。このWebサイトの全部または一部を無断で複製したり、無断で複製物を頒布・公開すると著作権の侵害となりますのでご注意ください

＜第3回国連障害者の権利条約特別委員会関連資料＞

2004年8月9日

162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

日本障害者リハビリテーション協会

TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

この冊子は独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）の助成により
作成されました。